

福島県農林水産業振興計画

見直し案（たたき台）

平成24年8月31日版

※下線部は、現行計画を修正、又は追記した箇所を示す。

目 次

第1章 総説		
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢		
第1節	農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化	4
第2節	福島県の農林水産業・農山漁村の特性	8
第3節	福島県の農林水産業の現状と役割	10
第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿		
第1節	基本目標 ※調整作業中	
第2節	子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿	14
第3節	めざす姿の実現に向けた施策の基本方向	16
第4章 施策の展開方向		
施策体系		21
第1節	東日本大震災及び原子力災害からの復興	22
第2節	安全・安心な農林水産物の提供	34
第3節	農業の振興	40
第4節	林業・木材産業の振興	80
第5節	水産業の振興	94
第6節	魅力ある農山漁村の形成	110
第7節	自然・環境との共生	122
第5章 重点戦略		
※調整作業中		
第6章 地方の振興方向		
第1節	県北地方	132
第2節	県中地方	134
第3節	県南地方	138
第4節	会津地方	140
第5節	南会津地方	142
第6節	相双地方	144
第7節	いわき地方	148
第7章 計画実現のために		
※調整作業中		

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第 1 章 総説

計画策定の趣旨、計画期間などについて記載します。

第1章 総説

第1節 計画策定の趣旨

- 農林水産業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、生産物価格の低迷、林業採算性の低下、漁獲量の減少、資材価格の高騰、地球温暖化の進行や生物多様性の減退等地球規模の環境問題の顕在化など厳しい状況にあります。
- 消費者の「食の安全・安心」や農林水産物の安定供給に対する期待が高まっています。
- 将来にわたり夢と希望を持てる農林水産業と農山漁村の構築を目指して、平成22年3月に計画を策定しました。
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、本県農林水産業の生産基盤に甚大な被害が発生しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による大量の放射性物質の放出は、農地、森林や漁場の汚染、農林水産物の出荷制限や風評被害など、本県農林漁業者等に重大な影響を及ぼしています。
- 急激な情勢変化を受けて、計画の全面的な見直しを行います。

第2節 計画の位置づけ

- 福島県総合計画「いきいき Fukushima創造プラン」の農林水産分野の計画です。
- 農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画です。
- 本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられるものです。

第3節 計画期間

- 子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業のあるべき姿を描きつつ、平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年後の平成32年度を目標年度とする8か年計画とします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化

本県を始め、我が国全体に共通する農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化について記載します。

第2節 福島県の農林水産業・農山漁村の特性

本県農林水産業・農山漁村の特性と東日本大震災及び原子力災害による影響について記載します。

第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

本県農林水産資源の現状、それに基づく生産状況、農林水産業・農山漁村の果たす役割について記載します。

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化

1 東日本大震災及び原子力災害の発生

- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波によって、本県、岩手県、宮城県の沿岸部を中心に多くの人命が犠牲となり、家屋や産業・交通・生活基盤に広域的で大規模な被害が発生しました。
- 東北地方太平洋沖地震・津波による被災に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安を感じながら、復興に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。
- 農林水産業関係においては、農地・農業用施設等、林地、治山施設、漁港、漁船・漁具等に被害が発生し、全国における被害額は約2兆4千億円(平成24年7月5日現在)に及んでいます。
- 本県においては、農地、農業水利施設や農地海岸保全施設、水産関連施設等を中心に甚大な被害が発生し、被害額は2,753億円(平成23年4月27日現在の即報値である。警戒区域等については、航空写真等を活用して把握できる範囲で取りまとめた。ただし、原子力災害を除く。)となっています。
- 東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中や海に放出され、農林水産物等から基準値を超える放射性物質が検出されたことから出荷制限や風評による買い控え等の被害が本県を中心に東日本全体で発生しています。
- 本県においては、警戒区域等における生産活動が制限されているほか、平成23年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出された地域等において米の作付が制限され、一部の農林水産物に対する出荷制限等の措置や沿岸漁業の操業自粛が続くとともに、十分に安全性が確保された農林水産物であっても買い控えが起きるなど、農林漁業者等は計り知れない損害を被っており、精神的、経済的に大きな負担を強いられています。
- 福島復興再生基本方針に「福島の再生なくして、日本の再生なし」、また福島県復興計画に「相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえない」と明記されているように、原子力災害からの復興を成し遂げるためには、本県の基幹産業である農林水産業の再生が重要な課題となっています。

2 ~~安全・安心に対する関心の高まり~~安全・安心に対する意識の変容

- 近年、食の安全を脅かす事件・事故が相次いで発生し、食料を買う際に国産品を選択する意識が強まっています。
- 木材についても、健康や快適性を重視した建築物の木質化への関心が高まり、品質・性能の確かな製材品が必要とされています。
- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、本県産をはじめ、東京電力福島第一原

1 子力発電所事故の影響があるとする地域で生産された食品の購入を控える消費者が
2 おります（日本政策金融公庫調査による）。

- 3 ○ より一層の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質について、世界の中でも
4 極めて低いレベルの新たな基準値が設定されたものの、より低い値を示す、あるいは
5 検出されない食品を求める消費者もおります（県産農林水産物の消費動向調査の結果
6 を踏まえ修正予定）。
- 7 ○ 消費者の不安を解消するため、農用地や森林の除染、農林水産物の吸収抑制対策の徹
8 底、放射性物質に関するきめ細かな検査の実施とわかりやすく、正確な検査結果の公
9 表が求められています。

11 3 人口減少・超高齢社会の到来人口減少及び高齢化の進行

- 12 ○ 我が国の人口は平成 22 年 11 月から、本県の人口は平成 10 年 1 月から減少傾向にあり
13 ます。
- 14 ○ 東日本大震災及び原子力災害により、多くの県民が故郷を離れて避難を余儀なくされ
15 ており、若い世代を中心に県外への人口の流出が続いています。
- 16 ○ 平成 22 年 10 月現在の本県の高齢化率（65 歳以上の人口の割合）は 25%となっており、
17 我が国全体の平均 23%と比較して高齢化が進行しています。
- 18 ○ 農山漁村では高齢化が著しく進行しています。
- 19 ○ 農林水産業においては、担い手の減少とともに、県民等による農林水産物の需要量の
20 減少が加速することが懸念されます。
- 21 ○ 「質」の充実が求められるなど、新たなニーズや多様な価値が生み出される社会でも
22 あります。

24 4 グローバル化の進展世界経済の一体化と多極化の進行

- 25 ○ 貿易の自由化、国境を越えた経済活動の拡大などにより、世界経済の一体化が進行し
26 ています。また、中国、インドなどの新興国の経済発展、米国・欧州などの先進国の
27 経済停滞などを背景に、世界経済の多極化が進行しています。
- 28 ○ 世界的な金融・経済危機に伴う地域経済の低迷、エネルギー資源や食料等の世界的な
29 需給バランスの変化に伴う資材価格の高騰など、世界の経済情勢の変化が農林水産
30 業・農山漁村にも影響を及ぼしています。
- 31 ○ 世界人口の増加や新興国の経済成長に伴う需要の増大に加え、バイオ燃料用原料の生
32 産拡大に伴う食料需要との競合や頻発する異常気象などにより食料供給は安定性を失
33 いつつあります。
- 34 ○ 水産物の世界的な需要が高まり、各国による水産資源管理の一層の強化が求められて
35 います。
- 36 ○ 中国における北洋材輸入量の増加やロシアの丸太輸出関税引き上げ等の影響から、我
37 が国における北洋材の輸入が減り、国産材の需要が高まっています。
- 38 ○ 我が国は、加盟国間で取引される全品目の関税撤廃を原則とする T P P 交渉への参
39 加に向けて、平成 24 年 1 月より交渉参加国と協議しています。
- 40 ○ W T O 農業交渉、E P A ・ F T A 交渉や T P P 交渉の結果によっては、農林水産業・

1 農山漁村に対する深刻な影響が懸念されています。

2 ○ 我が国の農林水産物輸出は近年増加傾向にあったが、東京電力福島第一原子力発電所
3 事故の発生を受けて、主要な輸出先国・地域において輸入規制等の措置がとられたこ
4 とから、平成 23 年輸出量が前年と比べて減少しました。

5 ○ 平成 24 年には、タイや香港の食品バイヤーに対して本県産農産物の高い品質や放射性
6 物質対策への理解を求めるなど、本県産農産物の輸出再開に向けた取組が始まってい
7 ます。

8 ○ 情報通信基盤の整備が進み、情報端末として利用できる携帯電話の加入契約者数やイ
9 ンターネットの人口普及率が高まっており、インターネット上での情報交換は、世論
10 の形成に重要な役割を担うようになっていきます。

13 5 地球温暖化の進行と再生可能エネルギーへの期待の高まり

14 ○ 世界の平均気温は過去 100 年間で 0.74℃、県内でも福島市の平均気温が約 1.5℃上昇
15 したとされています。

16 ○ イネの出穂期の早期化、りんごの着色不良など地球温暖化の影響が疑われる現象が発
17 生しています。

18 ○ 地球温暖化の進行が継続した場合、猛烈な台風の発生や集中豪雨の増加など異常気象
19 の頻度が高まることを始め、水資源、生物生態系等への様々な悪影響が予想されてい
20 ます。

21 ○ 地球温暖化の防止に向けた森林による吸収源対策、温室効果ガスの排出抑制、温暖化
22 の影響予測や適応策の確立への取組が求められています。

23 ○ 国においては、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、原子力発電への依存
24 度の低減という基本理念の下、再生可能エネルギーへの転換、地球温暖化問題解決へ
25 の貢献等の視点でエネルギー選択について議論されています。

26 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故によって最も深刻な被害を受けている本県では、
27 平成 23 年 8 月に策定した「福島県復興ビジョン」において、「脱原発」という考え方
28 の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境と共生が図られた社会づくりを進める
29 ことを基本理念として掲げています。

30 ○ このような状況の中、再生可能エネルギーへの依存度を高め、分散型エネルギーシス
31 テムへの転換を図る上で、農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源
32 が注目されています。

35 6 本県の特徴的な取組

36 (1) 環境との共生除染

37 ○ ~~持続可能な農業生産を推進してきた結果、エコファーマーの認定件数は全国一にな~~
38 ~~っております。~~

39 ○ ~~特別栽培、有機栽培の取組拡大や家畜排せつ物・食品残さ等の有機性資源活用を推進~~
40 ~~しています。~~

- 1 ○ ~~平成18年度からは、森林環境税を導入によって水源区域の森林整備や森林ボランティア~~
2 ~~の取組を支援するなど、県民参加による新たな森林づくりを展開しています。~~
- 3 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に農地、森林や漁場
4 等が汚染されたことから、汚染状況等の把握、除染を始め放射性物質を除去・低減す
5 る技術開発等に取り組んでいます。
- 6 ○ 「福島県農林地等除染基本方針」を策定し、各市町村の除染実施計画策定を支援する
7 とともに、「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」等に基づ
8 き、除染対策の効果的な実施を進めているところです。

9 10 (2) 絆づくり

- 11 ○ 平成18年度から農林漁業者と消費者、商工業者等が相互理解を深め、共に支え合う関
12 係を構築する「絆づくり」を進めていませきました。
- 13 ○ 関係機関・団体と一体となって、消費者や子どもたちを対象とした農林水産業の体験
14 活動等の展開、農林漁業者と消費者等との交流拡大に取り組んでいませきました。
- 15 ○ 森林ボランティア活動、緑の少年団活動や企業の森林づくり活動などを通して、県民
16 一人一人が参加する森林づくりに取り組んできました。
- 17 ○ 東日本大震災後は、「がんばろう！ ふくしま」応援店に登録された県内外の1,855店
18 舗（平成24年8月15日現在）に及ぶ販売店、飲食店と連携して、消費者等に対する
19 県産農林水産物の安全性への理解と購買・消費意欲の向上に取り組んでいます。
- 20 ○ 避難されている県民の方々のつながりを維持するため、「田植え」などの農作業を通
21 じた交流が行われています。

22 23 (3) ~~農林水産業の6次産業化、農商工連携~~地域産業6次化

- 24 ○ 農林水産業の6次産業化や農商工連携、他産業からの参入等の「地域産業6次化」を
25 積極的に推進しています。
- 26 ○ 農林漁業者と商工業者等が連携し、それぞれの強みを生かした新商品の開発や販路開
27 拓など地域産業の活性化に向けた取組が芽生えています。

1 第2節 福島県の農林水産業・農山漁村のポテンシャル特性

3 1 ~~恵まれた県土~~・自然条件広大な県土・豊かな自然条件

- 4 ○ 全国第3位の広大な県土面積、森林はその71%、農地は11%を占めるなど、豊富な森林資源と優良な農地に恵まれています。
- 6 ○ 本県沖は親潮と黒潮の潮目にあたり、豊かな漁場を形成しています。
- 7 ○ 浜通り、中通り、会津地方に区分される特色ある県土構造、それぞれの特徴を生かした地域性豊かな農林水産業が営まれています。
- 9 ○ 農産物や林産物の生産量、水産物の漁獲量が全国上位に位置しています。
- 10 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に農地、森林や漁場等が汚染されたことを受けて、除染、農林水産物に対する放射性物資による影響を除去することが課題となっています。

15 2 有利な地理条件

- 16 ○ 東京から200km圏の位置にあり、首都圏に隣接しています。
- 17 ○ 東北圏と首都圏、太平洋側と日本海側を結ぶ自動車道など、人やモノの交流基盤が充実しています。
- 19 ○ 有利な地理条件と高速交通網を生かして、農産物や木材、魚介類などを首都圏等大消費地へ供給しています。
- 21 ○ グリーン・ツーリズムなどの都市と農山漁村の交流が展開されてきました。
- 22 ○ 東北地方太平洋沖地震・津波からの交流基盤の復旧は進んできていることから、東京電力福島第一原子力発電所事故により低迷している県産農林水産物の消費拡大とグリーン・ツーリズムなどの交流人口の回復が課題となっています。

27 3 調和のとれた7つの生活圏

- 28 ○ 7つの生活圏が形成され、各生活圏に大小の都市がある多極分散型の県土構造となっています。
- 30 ○ 都市と農山漁村、地場産業と農林漁業との機能分担や連携による大都市に偏重しない自立的な地域づくりが進められています。
- 32 ○ 避難指示区域等、東日本大震災及び原子力災害により深刻な影響を受けている地域において、生産基盤等の復旧や除染、農林水産業経営の早期再開が課題となっています。

35 4 ねばり強く、温かな県民性

- 36 ○ 東日本大震災及び原子力災害により深刻な影響を受けている中、それぞれの立場において復旧、復興に向けた様々な取組を前向きに実践するなど、ねばり強い県民性が発揮されています。
- 39 ○ 人と人とのつながりや思いやりを大切にする温かな県民性も息づいています。
- 40 ○ 東日本大震災及び原子力災害の救援活動等において、本県の温かな県民性や絆が発揮

1 されています。

2

3 **5 県民の意識**

4 (1) **農山漁村への期待**

5 ※ 平成24年度県政世論調査の結果を踏まえて記載

6

7 (2) ~~食料自給率の向上~~農林水産物の購入に関する意識

8 ※ 平成24年度県政世論調査の結果を踏まえて記載

9

1 第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

3 1 東日本大震災及び原子力災害の発生

- 4 ○ 東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波によって、多くの人命が犠牲となり、
5 産業・交通・生活基盤に壊滅的な被害が発生するなど、浜通りを中心に県内の広い範
6 囲に甚大な被害をもたらしました。
- 7 ○ 農林水産業においては、農地、農業水利施設や農地海岸保全施設、水産関連施設等を
8 中心に甚大な被害が発生し、被害額は2,753億円（平成23年4月27日現在）となっ
9 ています。
- 10 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、大量の放射性物質が大気中や海に放出
11 されたことにより、農林地、漁場、農林水産関連施設等が汚染されました。
- 12 ○ 警戒区域等の設定に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なく
13 され、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安を感じながら、復興
14 に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。
- 15 ○ 本県の農林漁業者等は、作付制限、出荷制限等の措置、沿岸漁業の操業自粛や風評に
16 よる消費価格の低迷によって大きな損害を被っています。
- 17 ○ グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流人口が減少しています。

2 農業資源

- 21 ○ 耕地面積は減少傾向で推移しています。
- 22 ○ ほ場や農業水利施設等の生産基盤を計画的に整備してきたが、一部中山間地域等に
23 おいては整備が遅れています。
- 24 ○ 津波による流失・冠水等の被害を受けた農地は5,923haと推定されます（農林水産省
25 調べ）。
- 26 ○ 地震・津波によって、農業用ダム・ため池等の農業水利施設や湛水防除施設などが損
27 壊しました。
- 28 ○ 放射性物質により農地や農業水利施設が汚染され、収穫物から高い濃度の放射性物質
29 が検出された地域などでは米の作付制限等が行われています。
- 30 ○ 耕作放棄地は、担い手の減少と高齢化、農産物価格の低迷、養蚕や葉たばこ栽培の衰
31 退等に伴って拡大し、全国第3位の面積となっています。
- 32 ○ 原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、そ
33 れ以外の地域においても、米の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じ
34 られていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

3 森林資源

- 38 ○ 森林面積は約972千haで、県土面積の71%を占めています。
- 39 ○ 民有人工林の55%は、間伐が必要な4～9齢級（16～45年生）の森林であり、計画的
40 な森林整備が求められています。

- 1 ○ 地震・津波によって、林地、林道の崩壊、林産施設の損壊、海岸防災林の流失等の被害が発生しました。
- 2
- 3 ○ 放射性物質により森林が汚染されたことに伴い、森林整備が停滞しており、森林の荒廃が懸念されます。
- 4
- 5 ○ 放射性物質により森林が汚染されたことに伴い、きのこ栽培用原木の確保が困難となっています。
- 6

9 4 水産資源

- 10 ○ 海岸線延長は 167km、主な漁場となる大陸棚は、北部で沖合約 60km、南部で同 30km の範囲に広がっています。
- 11
- 12 ○ サンマ、ヒラメなど 100 種類以上の多様な魚介類が水揚げされる良好な漁場となっています。
- 13
- 14 ○ 大小 500 もの河川や猪苗代湖など 7 つの主要湖沼におけるアユやワカサギなどの遊漁やため池や河川水を利用したコイ・マス類の養殖が行われています。
- 15
- 16 ○ 水産資源の発生量は毎年変動し、資源の適切な保存を図り、持続的に利用できる体制確立が重要です。
- 17
- 18 ○ 漁場や藻場、干潟には、津波によって壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しています。
- 19
- 20 ○ 地震・津波によって、漁港、市場等の共同利用施設の損壊、漁船の沈没・陸上への乗り上げなど甚大な被害が発生しました。
- 21
- 22 ○ 放射性物質により漁場が汚染されたことに伴い、多くの魚介類から放射性物質が検出されたため、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の採捕制限等の措置が講じられています。
- 23
- 24
- 25 ○ 地震・津波によって種苗生産施設等が被災したことに加え、原子力発電所事故に伴い警戒区域等が設定されたことにより、県内におけるヒラメ、アワビ、アユ等の種苗生産が困難となり、警戒区域内におけるサケのふ化放流の実施も制限されています。
- 26
- 27

30 5 農林水産業の就業者と産出額

- 31 ○ 農林水産業の就業者は高齢化の進行により減少傾向にあります。
- 32 ○ 地震・津波、原子力発電所事故による避難、作付制限、沿岸漁業の操業自粛によって、浜通りを中心に経営の継続が困難となっており、就業者の減少が懸念されます。また、新規就業者の減少や企業等による農業参入の停滞が懸念されます。
- 33
- 34
- 35 ○ 地震・津波による生産基盤そのものの被害に加え、原子力発電所事故による避難、作付制限、出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評被害等によって、産出額が大幅に減少しています。
- 36
- 37
- 38 ○ 農業においては、小規模農家が多い生産構造となっています。
- 39

1 6 福島県の主要な農林水産物 ※主要品目の生産量等について最新の統計データに更新

2

3

4 7 農林水産業・農山漁村の役割

5

6 (1) 食料や木材の安定供給

7 ○ 安全・安心な食料や木材を安定的に供給することが必要です。

8 ○ 本県の農林水産業と農山漁村は、県内はもとより全国の「食」と「住」を支えています。

9

10 (2) 地域経済への貢献

11 ○ 農林水産業は食品加工業、木材産業、流通業、飲食業、観光業、資材製造業などの多

12 くの関連産業を支えるとともに、就業機会の確保、定住 を促進する役割を担ってい

13 ます。

14 ○ 農林水産業は、早期に復旧・復興を果たし、県民生活を幅広く支える基幹産業として

15 の役割を果たすことが求められています。

16

17 (3) 地域社会の形成

18 ○ 農山漁村は、多くの県民の生活の場であり、生産活動、地域活動を通じて豊かな自然

19 や景観、伝統・文化が守り育てられています。

20 ○ 「結い」の精神など、農山漁村の人々のつながりが育んできた「思いやり」が息づい

21 ています。

22 ○ 農山漁村は、住む人には豊かな環境と誇りを、訪れる人にはほっとする安らぎを与え

23 る地域社会を形成しています。

24 ○ 農山漁村に暮らす人々は、農作業等から得られる楽しみ、心身の健やかさや生きがい

25 等によっていきいきと暮らしています。

26

27 (4) 多面的機能の発揮

28 ○ 農地、森林や藻場等は食料や木材を生産する役割に加え、県土の保全や水資源のかん

29 養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの自然・環境面での機能や体験学習・

30 教育、保養・療養など人間を磨き、安らぎを与える機能など、多面的機能を発揮する

31 ことで県民の暮らしに深く関わっています。

32

33

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

第1節 基本目標

※調整作業中

第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿

30年程度先を展望して実現をめざす農林水産業・農山漁村の姿について記載します。

第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向

第2節で展望した「めざす姿」を実現するための平成32年度までの施策の基本方向について記載します。

第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

第1節 基本目標

※調整作業中

第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿

1 東日本大震災及び原子力災害から復興を果たした農林水産業・農山漁村

- 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を果たしています。
- 地震・津波により被災した農林地、漁場や農林水産業関連施設等の復旧が図られています。
- 農地、森林や農林水産業関連施設等の生産基盤、農山漁村の生活環境、交流施設等の除染が完了しています。
- 放射性物質の除去・低減技術が開発されるとともに、農林水産物の検査体制が構築され、安全・安心な農林水産物を提供しています。
- 風評被害は払拭されて、本県農林水産物は適正な評価を得るとともに、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流も盛んになっています。
- 特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等では、放射性物質の除去・低減が進み、農林水産業者が故郷へ帰還して、安心して生産活動に取り組んでいます。

2 県民消費者の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業

- 安全・安心な農林水産物を求める県民消費者の期待に応え、農地等の除染が完了するとともに、生産工程や流通経路の透明性を保ちながら、技術や品質の向上と相まって、「安全で安心できる農林水産物といえば福島県産」というイメージが定着しています。
- 本県産農林水産物は安全・安心の象徴として、県内はもとより全国に広く流通しています。

3 県民のくらしを支え、持続的に発展する農林水産業

- 本県の持つ高いポテンシャルと強みを生かし、生活の豊かさを実感しながら、多くの人々がいきいきと働いています。
- 農業では、安定的な担い手を核に、農地を最大限活用して多彩な農産物を生産、ブランド化などと相まって収益性の高い経営が営まれています。
- 林業・木材産業では、充実した森林資源と木材の安定供給を背景に、担い手の育成・定着や品質・性能の確かな県産材等の利用が進み、健全な経営が営まれています。
- 水産業では、水産資源を安定的に利用できる仕組みが確立され、中核的な経営体を中心に活力ある経営が営まれています。
- 再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸、再生可能エネルギー源として木質バイオマスの活用、協業化や低コスト化による収益性の高い漁業経営など、新しい未来を担う農林水産業が創出されています。
- 経営感覚に優れた多様な人材が他産業と連携するなど新しい分野で活躍しています。
- 子どもたちが農林水産業を「なりたい職業」に選んでいます。

4 多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村

- 社会基盤が計画的に整備され、農林水産業を核に、加工や販売、観光など多様な産業が発展し、活力に満ちています。
- 県の内外、世代を問わず、「くらし」、「学び」、「憩い」、「遊び」等の目的を持って集い、交流することによって、都市と農山漁村、地域と地域の相互理解や価値観の共有による新たな絆が生まれています。
- 快適で、災害に強い安全・安心な農山漁村が形成されています、人々が安心して暮らしています。
- 農山漁村の豊かな資源を活用した再生可能エネルギー生産の導入が図られ、エネルギー利用や雇用等によって、農山漁村が活力に満ちています。

5 美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業

- 豊かな自然と環境は、適切な維持管理や環境への負荷軽減により、次代を担う子どもたちへ確実に引き継がれています。
- 「緑豊かな森林」や「豊かな大地」、「母なる海」はしっかり守り育てられています。

1 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に総力を挙げて取り組みます。
- 特に、原子力発電所事故に伴う避難地域（警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域及び旧緊急時避難準備区域をいう。以下同じ。）においては、国が実施する農地・森林等の除染の進捗を踏まえて、農林漁業者等の経営再開と安定化に向けた施策を重点的に実施します。
- 避難地域等における農林水産業の再生に向けた取組の中核となる研究拠点「農林水産再生研究センター（仮称）」を整備します。
- 本県農林水産業の生産力を震災以前の水準まで早期に回復することを最優先課題として、農林地、漁場や農林水産業関連施設等の早期復旧に取り組みます。
- 被災した農林漁業者等の早期の経営再開に向けて、農地の確保、漁船や施設・設備等の復旧、水産加工原料の確保等に対して支援します。
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。
- 農地、森林、農業水利施設等の効果的な除染を推進するとともに、放射性物質の除去・低減技術の開発と普及に取り組みます。
- 漁場における水、底質や餌料生物等の放射性物質による汚染実態を明らかにし、漁業対象となる魚介類への影響の解明に取り組みます。
- 米の全量全袋検査を始め農畜産物の放射性物質に関するきめ細かな検査の実施と消費者等へ情報をわかりやすく提供することに取り組みます。
- 県産材の放射線検査体制の整備、安全なきのこ原木等生産資材の確保と栽培きのこのきめ細かな検査の実施等を進めるとともに、消費者等へ情報をわかりやすく提供することに取り組みます。
- 放射性物質に関するきめ細かな検査や試験研究成果等を踏まえ、沿岸漁業の再開を図るとともに、産地市場等における放射性物質検査体制の充実による安全・安心な水産物の供給に取り組みます。
- 県内外でのPR活動等を通じて風評被害の払拭に努めるとともに、技術支援、融資・補助事業等による経営の維持・発展と新たな担い手の育成に取り組みます。
- 大規模化、組織・法人化など効率的で、持続的な農林水産業経営体の育成に取り組みます。
- 放射性物質を始めとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場、大型施設等による野菜、花き、種苗生産などに取り組む農業経営体の育成を図ります。
- 地域産業6次化や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等による所得の向上と働く場の確保による農山漁村の活性化に取り組みます。
- 生活環境や生産基盤、防災安全施設等の復旧を図り、安全で、安心して生活できる農山漁村づくりに取り組みます。

1 **2 安全・安心な農林水産物の提供**

- 2 ○ 放射性物質に関する基準値の設定根拠や安全性について、消費者等の正しい理解を促
3 進します。
- 4 ○ 関係法令等の遵守と適切な生産工程管理の実践を推進します。
- 5 ○ 生産・流通・消費の各段階における放射性物質対策を始め、安全安心の確保に向けた知
6 識の向上と取組の強化を図るとともに、消費者、農林漁業者、流通・加工業者等の相
7 互理解の向上に取り組みます。
- 8 ○ 県産材や特用林産物の品質向上、生産管理の強化を進めます。
- 9 ○ 食品の安全や食事と健康との関係、地域の食文化など「食」や「ふるさと」に対する
10 理解促進を図ります。

11

12

13 **3 農業の振興**

- 14 ○ 地域農業を支える意欲ある担い手の育成や企業等の農業参入を促進するとともに、農
15 業法人等の経営能力の強化に取り組みます。
- 16 ○ 農業水利施設や農地、農道などの生産基盤の整備と適切な維持管理、耕作放棄地の解
17 消等に取り組みます。
- 18 ○ 米粉等の新規需要にも対応できる水田農業の確立、園芸・畜産など収益性の高い部門
19 の産地化を進めます。
- 20 ○ 大規模土地利用型農業、再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸、経営の協業
21 化による足腰の強い畜産経営体の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進しま
22 す。
- 23 ○ 消費者ニーズに対応した多彩な農産物の生産拡大と消費拡大、全国における知名度向
24 上に努めます。
- 25 ○ 省力・低コスト化技術、高品質・多収穫技術、県オリジナル品種等の開発と普及に努
26 めます。

27

1 **4 林業・木材産業の振興**

- 2 ○ 森林の更新や間伐により、森林整備・木材生産と放射性物質の除去・低減を一体的に
3 進めます。
- 4 ○ 森林所有者の収益向上を図るため、施業の集約化や低コスト化を進めます。
- 5 ○ 復興需要に応じた県産材の供給と再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの安
6 定供給を図るため、林内路網の整備、高性能林業機械の導入による生産基盤の強化や
7 木材加工流通施設の導入による供給体制の整備に取り組みます。
- 8 ○ 復興住宅や公共施設等における県産材の利用促進を図ります。
- 9 ○ 就業環境・雇用条件の改善を進め、新規就業者の確保を図るとともに、建設業等から
10 の参入促進、林業事業体の経営基盤の強化に取り組みます。
- 11 ○ 放射性物質の除去・低減対策を踏まえた多様な森林の育成・管理技術、木材の生産・
12 加工技術、特用林産物の生産技術の開発と普及に努めます。
- 13
- 14

15 **5 水産業の振興**

- 16 ~~○ 藻場・干潟の保全や人工魚礁などの生産基盤の整備を進めます。~~
- 17 ○ 漁港、漁業生産関連施設等の早期復旧を図るとともに、漁場、藻場や干潟の保全活動
18 を進めます。
- 19 ○ 漁船の共同利用による協業化、低コスト化を進め、担い手の経営安定、中核的漁業経
20 営体の育成を図ります。
- 21 ○ 新鮮で特色ある水産物を供給するため、流通体制の整備と水産加工の振興を図ります。
- 22 ○ 水産資源を持続的に利用するため、「資源管理型漁業」と「つくり育てる漁業」の一
23 層の推進に努めます。
- 24 ○ 水産資源の持続的利用に向けた技術開発を進めます。
- 25 ○ 内水面増養殖に関する技術開発と普及、漁場環境の保全等に取り組みます。
- 26

6 魅力ある農山漁村の形成

- 農林水産業に関する情報発信や体験交流等を通じて、農林漁業者と消費者等が共に支え合う絆づくりを推進します。
- 放射線量等を含めた情報発信の取組強化を通じて、グリーン・ツーリズムや教育旅行等による交流を促進し、地域の活性化を図ります。
- 所得や働く場の確保を進めるため、地域資源を活用した農林水産業の6次産業化、食品産業・観光業等との農商工連携など地域産業6次化の取組を進めます。
- 快適で安全な農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の生活環境、農地、森林等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。
- 農山漁村における生産基盤、生活環境など定住環境の整備を進めます。
- 農作物等に対する鳥獣被害を防止するとともに、安心して生活できる農山漁村づくりを進めるため、有害鳥獣への対策を進めます。
- 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証と補強対策、農地海岸保全施設、治山施設や海岸防災林の計画的な整備に取り組みます。
- ため池の損壊など、万一の災害に備え、地域の防災力の向上に取り組みます。
- 安全で豊かな県土を形成するため、森林病虫害等の被害対策、林野火災の予防など森林保護対策に取り組みます。
- 農山漁村の豊かな資源を活用して、太陽光、風力、水力、木質バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電や熱利用を進めます。

7 自然・環境との共生

- 農山漁村の生活環境、農地、森林等の除染を進めるとともに、地震・津波により被災した農地や森林等の復旧、藻場や干潟等の機能回復に取り組みます。
- 有機性資源の放射性物質濃度の低減を図るとともに、地域内の循環利用を促進し、エコファーマー、有機栽培・特別栽培の普及・拡大を進めます。
- ~~○ 有害鳥獣や外来生物等への対策を進めます。~~
- 地球温暖化の防止に向けた森林の二酸化炭素吸収源対策、温室効果ガスの発生源対策、適応策の研究と普及に取り組みます。
- 多面的機能の発揮に向け、農地・森林・藻場等の適切な管理を進めます。
- 森林の機能区分に応じた森林施業や保安林の指定、公的森林の整備などに取り組みます。
- 森林ボランティア活動の支援や指導者の育成を図るとともに、県民参加の森林づくりを進めます。
- 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて、県民一丸となった「絆」を発信するため、全国規模のシンボル事業に取り組みます。（検討中）

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

第4章 施策の展開方向

個別の施策について、次の項目で整理します。

- ① 現状と課題
 - ② 施策の具体的な取組内容
 - ③ 施策の達成度を測る指標
- ~~施策の展開イメージ等~~
- ※調整作業中

1
2

〔施策体系〕

<p>第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興</p>	<p>1 避難地域における農林水産業の再生</p> <p>2 生産基盤の復旧</p> <p>3 被災した農林漁業者等への支援</p> <p>4 放射性物質による影響の除去</p>
<p>第2節 安全・安心な農林水産物の提供</p>	<p>1 食の安全確保</p> <p>2 信頼性の確保</p> <p>3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進</p>
<p>第3節 農業の振興</p>	<p>1 いきいきとした農業担い手づくり</p> <p>2 農業経営の安定</p> <p>3 農業生産基盤の確保・整備</p> <p>4 県産農産物の生産振興</p> <p>5 流通・消費対策</p> <p>6 新技術の開発と生産現場への移転</p> <p>7 農業関係団体との連携</p>
<p>第4節 林業・木材産業の振興</p>	<p>1 森林資源の充実・確保</p> <p>2 林業生産基盤の整備</p> <p>3 県産林産物の振興</p> <p>4 林業担い手の確保・育成</p> <p>5 試験研究と技術の普及・定着</p> <p>6 林業関係団体との連携</p>
<p>第5節 水産業の振興</p>	<p>1 漁業生産基盤の整備</p> <p>2 漁業担い手の育成・確保</p> <p>3 水産物の流通・加工対策</p> <p>4 水産資源の持続的利用</p> <p>5 試験研究・技術開発の推進</p> <p>6 漁業関係団体との連携</p>
<p>第6節 魅力ある農山漁村の形成</p>	<p>1 農林水産業を支える絆づくり</p> <p>2 都市と農山漁村の交流促進</p> <p>3 地域産業6次産業化による農山漁村の活性化</p> <p>4 快適で安全な農山漁村づくり</p> <p>5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進</p>
<p>第7節 自然・環境との共生</p>	<p>1 環境と共生する農林水産業</p> <p>2 地球温暖化への対策</p> <p>3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮</p> <p>4 県民参加の森林づくり</p>

1 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興

1 避難地域における農林水産業の再生

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波の被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安を感じながら、復興に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や農林水産業関連施設等が汚染され、避難地域内には非常に高い放射線量の地域があります。
- 東北地方太平洋沖地震・津波による農地、漁場、農林水産業関連施設等が被害を受けていますが、避難指示や放射性物質による汚染の影響から復旧作業が遅れています。さらに、農地や森林の荒廃が進んでいます。
- 東北地方太平洋沖地震・津波により漁港や漁船等が被災したことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故により多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、放射性物質による農林地等の汚染、沿岸漁業の操業自粛、農林水産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営再開を断念する農林漁業者等の増加が懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

- 避難指示区域等の見直しを踏まえ、経営再開に向けた道すじを示すとともに、農林漁業者等が早期に帰還し、経営再開を果たすため、必要な施策を展開していきます。

■ 農用地、森林等の除染

- 農用地等の除染や農林水産物等に及ぼす放射性物質による影響を除去するための試験研究等を行う拠点「農林水産再生研究センター（仮称）」を整備し、避難地域等における農林水産業の再生に取り組みます。
- 国が実施する除染が円滑かつ迅速に実施されるように、各市町村を始め関係機関・団体との連携を強化します。
- 農山漁村における生活環境、農地や生活圏周辺に加え、生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。
- 農山漁村における生活環境、農林地土壌、農業用水、漁場等における放射線量に関する詳細なモニタリングを継続するとともに、検査結果等の情報発信に取り組みます。

■ 生産基盤の復旧

- 1 ○ 避難指示区域等の見直しを踏まえて、被災した農林地、農林道、漁港や農林水産業関
2 連施設等生産基盤の早急な復旧に努めます。
3 ○ 農業生産活動の早期再開を図るため、農用地の除染、復旧と併せて、地力回復対策に
4 取り組みます。
5 ○ 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証を進め、必要に応じて補強対策を行う
6 など、農業用水の確保と安全な農山漁村づくりに取り組みます。

7
8 ■ **安全な農林水産物の生産と消費者の信頼確保**

- 9 ○ 農林漁業者等に対して、放射性物質による影響を受けにくい作物や生産方式への転換、
10 吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等に取り組むとともに、これら技術対
11 策の実施を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。
12 ○ 緊急時環境放射線モニタリングを始め、米の全量全袋調査、産地における県産材や魚
13 介類の検査など、放射性物質に関する検査体制の強化と、わかりやすく、正確な検査
14 結果の公表や消費者の理解促進等に取り組みます。
15 ○ 緊急時環境放射線モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供し
16 ていくことにより、消費者等の放射性物質に関する正しい理解と信頼確保に努めます。

17
18 ■ **農林漁業者等への支援**

- 19 ○ 故郷へ帰還した農林漁業者等の早期の経営再開に向けて、農用地の確保、漁船や施設・
20 設備等の復旧等に対する助成、融資、放射性物質に対応した技術の普及指導等の取組
21 を強化します。
22 ○ 避難先等において一時的に経営を再開する農林漁業者、あるいは避難先等に残って経
23 営を継続する農林漁業者など、それぞれの状況に応じた支援を強化します。
24 ○ 漁場の汚染実態や魚介類への放射性物質の蓄積・排出機構の解明、緊急時放射線モニ
25 タリングの検査結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向け
26 た取組を推進します。
27 ○ 避難指示区域内の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業
28 を検討するなどの取組を強化します。

29
30 ■ **新たな経営・生産方式の導入**

- 31 ○ 地域農業を支える意欲ある担い手を確保するため、認定農業者の育成に加え、認定農
32 業者等を核とした集落営農組織や農業法人の育成を進めます。
33 ○ 放射性物質を始めとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場、大規模施設園
34 芸など新たな生産方式の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な活
35 用を図ります。
36 ○ 花き、種苗を始めとした非食用作物への転換を検討するとともに、導入を図ります。
37 ○ 森林整備や木材生産の活性化を図るため、間伐材等の木質バイオマスを原料とした発
38 電や熱利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進します。
39 ○ 漁船の共同利用による協業化、低コスト化を進め、収益性の高い漁業経営体の育成を
40 図ります。

2 生産基盤の復旧

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、農業関係では農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊など、林業関係では林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 漁業・水産業関係では、漁港、産地市場等の共同利用施設に甚大な被害が発生するとともに、沿岸の漁場、藻場や干潟には壊れた建物等が堆積し、環境も大きく変化しています。
- 水産種苗生産施設が被災したことから、県内におけるヒラメ、アワビ、アユ等の種苗生産が実施できない状況にあります。また、サケが遡上する主要な河川が警戒区域内に位置していることから、ふ化放流の実施が制限されています。
- 農林水産業の再生に向けて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等避難指示区域の見直し等を踏まえ、生産基盤の早期復旧が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農地・農業用施設等の復旧

- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図ります。特に、沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進め、生産基盤の再生に取り組みます。

■ 林地・林道等の復旧

- 被災した林地や林道等を早期に復旧に努めます。

■ 漁場・漁業生産関連施設等の復旧

- 漁場生産力の維持回復のため、漁業者グループが行う海底の壊れた建物等の回収など、~~漁業者を中心とした海岸・沿岸域~~藻場・干潟の保全活動を促進します。
- 漁港、共同利用施設等については、役割分担と機能強化による効率的な生産・流通体制に配慮した復旧を図ります。
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。
- 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図ります。

3 被災した農林漁業者等への支援

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、農業関係では農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊など、林業関係では林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、放射性物質による農林地等の汚染、森林整備の停滞、農林水産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営規模の縮小や休止を考える経営体の増加が想定されます。
- 避難を余儀なくされている農業者の中には、避難先等において経営を再開している方や目指している方もおり、農地の確保や資金面での支援等が求められています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、漁船、漁具の流失等甚大な被害を被っています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う沿岸漁業の操業自粛や風評による消費の低迷が長期化すれば、漁業経営体の大幅な減少が懸念されます。
- 水産物流通、加工業者も施設、設備等に被害を受けるとともに、沿岸漁業の操業自粛に伴い加工原料を遠隔地から調達するための費用負担の増加によって経営環境が悪化しています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した農業者への支援

- 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援します。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、新たな農用地の確保、初期生産資材等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、県単制度資金の融通や技術指導等による支援策を強化します。

■ 被災した林業者・木材産業事業者への支援

- 林業者・木材産業事業者に対して、施設等の復旧・整備を支援します。
- 経営維持に必要な融資制度に関する情報提供や相談体制の強化等に取り組みます。

■ 被災した漁業者・水産物流通、加工業者への支援

- 緊急時環境放射線モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向けた取組を推進します。
- 漁業生産活動の継続・再開に向けて、漁業者及び水産加工業者に対する漁船、漁具、設備等の復旧・整備に係る支援、経営維持に必要な資金等の融資枠の確保を図ります。
- 警戒区域等避難指示区域内の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を強化します。
- 水産物流通、加工業者の原料の確保や加工品の安全確認等の取組に対して支援します。

- 1 ■ 県外に避難されている農林漁業者等への支援
- 2 ○ 県外に避難されている農林漁業者等に対して、原子力災害に対する様々な取組の実施
- 3 状況や各種支援策等に関する情報提供に取り組みます。
- 4 ○ 県外において経営再開を希望する農業者に対して、受入先の自治体等と連携を図りな
- 5 がら、きめ細かな対応に努めます。
- 6
- 7 ■ 原子力損害賠償に関する支援
- 8 ○ 農林漁業者が被った原子力発電所事故に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ
- 9 円滑に進められるように、市町村、関係機関・団体等と連携して、東京電力株式会社
- 10 等への要請、農林漁業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組みます。
- 11

4 放射性物質による影響の除去

(1) 放射性物質の除去・低減

① 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や生産関連施設等が広範囲にわたって汚染されました。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 平成23年産米から高い濃度の放射性物質が検出された地域等に対して、平成24年産米の作付制限や事前出荷制限の指示が出されています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 放射性物質によって森林が汚染されたことにより、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。また、安全なきのこ栽培用原木の確保が困難となっています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波により漁港や漁船等が被災したことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故により多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 安全な農林水産物の提供に向けて、農用地、森林等の早急な除染を進めるとともに、放射性物質の影響を低減する技術の開発、放射性物質に汚染されていないたい肥、家畜用飼料やきのこ原木等生産資材の確保が求められます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農用地、森林等の除染

- 農用地については、表土の削り取りやゼオライト等土壌改良資材の施用や反転耕、深耕等を組み合わせて、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。
- 農用地等に汚染が拡大することを防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への流入防止策の普及・啓発を推進します。
- 生活圏周辺、水源地や林業生産の場となる森林等について、土壌や立木の汚染状況を踏まえ、間伐等効果的な手法・技術を組み合わせた除染を進めます。（検討中）
- 除染によって生じる廃棄物が、県民等の生活や周辺環境へ影響を与えることがないように適切な処理を促進します。

1 ■ **安全な農林水産物の生産**

- 2 ○ 農林漁業者等に対して、農用地、森林や漁場等の汚染実態を踏まえた除染や吸収抑制
3 対策等に関する情報の発信、普及指導等に取り組むとともに、これら技術対策の実施
4 を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。
- 5 ○ 安全な自給飼料を確保するため、牧草地等の除染を進めるとともに、モニタリング検
6 査を継続して実施します。また、敷料等についても放射性物質による汚染の確認を継
7 続しています。
- 8 ○ 暫定許容値を下回るたい肥の地域内利用を促進します。
- 9 ○ 安全なきのこ原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに生産資材等の
10 検査による安全性の確認を継続します。
- 11 ○ 暫定許容値を超過した自給飼料やたい肥等の農業系汚染廃棄物、原子力発電所事故当
12 時に使用していた農業用被覆資材等の適正な処理を進めます。

13

14 ■ **放射性物質対策に関する技術開発**

- 15 ○ 農用地等の除染や農林水産物等に及ぼす放射性物質による影響を除去するための試験
16 研究等を行う拠点「農林水産再生研究センター（仮称）」を整備し、避難地域等におけ
17 る農林水産業の再生に取り組みます。
- 18 ○ 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進めます。
- 19 ○ 農用地や森林等の除染、農林水産物の吸収抑制技術等の開発を図ります。
- 20 ○ 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産と一体となった除染技術の開発を図ります。
- 21 ○ 県産材の放射性物質汚染対策に関する研究開発を進めます。
- 22 ○ 魚介類については、放射性物質の体内への蓄積・排出機構の解明と対策技術の開発を
23 図ります。
- 24 ○ 漁場等の汚染実態に対応した水産種苗生産や放流手法を検討します。

25

26

1 **4 放射性物質による影響の除去**

2 **(2) 放射性物質検査体制の確立**

3
4 **① 現状と課題**

- 5 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故発生後、農林水産物のモニタリング検査体制を構築するとともに、検査の結果、放射性物質の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超えた品目について出荷制限等の措置が講じられています。
- 6
- 7
- 8 ○ 出荷・流通後の県産牛肉や米から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、牛の全頭検査、複数の市町村を対象とした米の全戸調査の取組が進められました。
- 9
- 10 ○ 原子力発電所事故の影響により、県産材の取引に当たって安全性を示すことが求められています。
- 11
- 12 ○ 沿岸漁業の操業再開に向けて、漁場や魚介類の汚染実態を明らかにするとともに、迅速な放射性物質検査体制の確立が求められています。
- 13
- 14

15 **② 施策の具体的な取組内容**

16 **■ 緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強化**

- 17 ○ 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングの充実・強化を図りながら、継続的に実施します。
- 18
- 19
- 20 ○ 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、放射性物質の全頭検査を当面の間継続します。
- 21 ○ 放射性物質の影響により、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過した農林水産物の出荷等の自粛を要請するとともに、基準値を安定して下回る農林水産物の制限解除のための調査を継続します。
- 22
- 23
- 24

25 **■ きめ細かな検査体制の確立**

- 26 ○ 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査体制の確立を推進します。
- 27
- 28 ○ 簡易分析装置の導入等を進め、果樹や野菜等の産地における自主検査体制の確立を推進します。
- 29
- 30 ○ 安全性が確認された県産材が安定的に供給されるように、放射線検査体制の整備を支援します。
- 31
- 32 ○ 沿岸漁業における試験操業の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等の放射性物質検査体制の整備を支援します。
- 33
- 34
- 35

4 放射性物質による影響の除去

(3) 消費者の信頼確保

① 現状と課題

- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原子力発電所事故の影響があると考えられる地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もおります。
- 県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、県産材の受取拒否や水産加工品の販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。特に、地産地消の牽引役である農産物直売所における影響が大きくなっています。
- 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を懸念する保護者もおります。
- 安全な農林水産物を提供するため、水田における反転耕やカリウム肥料の施用、果樹における樹体洗浄や粗皮削り・粗皮剥ぎ、樹皮を除去した原木からきのこ栽培用のおが粉を製造するなど、放射性物質の除去・低減を図る取組が進められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質検査結果や生産履歴情報の可視化

- 放射性物質検査結果や生産履歴情報と一体となったデータの集積を基本とするトレーサビリティシステムを導入し、店頭などにおいても情報を確認できる体制の構築を図ります。
- 栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図るとともに、生産者情報や栽培工程に関する情報公開を支援します。

■ 消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進

- 放射性物質を始め、食の安全・安心に関わる事柄について、消費者、農林漁業者及び食品関係事業者相互の意思疎通を図る機会を設けるとともに、放射性物質検査に関する積極的な情報発信等を通じて、相互理解の促進を図ります。

■ 安全性のPR・販売促進

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時環境放射線モニタリング検査結果等の情報を発信し、ふくしまブランドの信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等における販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 緊急時環境放射線モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。

- 1 ○ 県産材の放射性物質に関する安全性確認結果について情報を発信し、信頼確保に努め
- 2 ます。
- 3 ○ 水産流通業者や消費者に対する緊急時環境放射線モニタリング検査結果や水産試験場
- 4 等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。
- 5
- 6

1 第2節 安全・安心な農林水産物の提供

1 食の安全確保

① 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故発生後、農林水産物のモニタリング検査体制を構築するとともに、検査の結果、放射性物質の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超えた品目について出荷制限等の措置が講じられています。
- 沿岸漁業の操業再開に向けて、漁場や魚介類の汚染実態を明らかにするとともに、迅速な放射性物質検査体制の確立が求められています。
- 農薬取締法の改正（平成15年）やポジティブリスト制度の導入（平成18年）により農薬等の残留規制が強化されたことから、適正使用に向けた一層の監視指導が求められています。
- 貝類は有毒プランクトンが原因となって毒化することがあるため、貝毒検査等によって安全性の確保を図る必要があります。また、5,000種に及ぶと言われる野生きのこ等は鑑定が難しく、毎年、毒きのこによる食中毒が数件発生しているため、食中毒事故防止のための啓発活動が必要です。
- BSEの発生や残留農薬問題等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染を契機として、消費者の食の安全・安心に関する関心が高まって意識が変容しており、生産・流通の各段階で安全性を確保するためのにおける安全確保に向けた取組を推進強化する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 安全な農林水産物の生産（再掲）

- 農林漁業者等に対して、農用地、森林や漁場等の汚染実態を踏まえた除染や吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等に取り組むとともに、これら技術対策の実施を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。

■ 緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）

- 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングの充実・強化を図りながら、継続的に実施します。
- 放射性物質の影響により、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過した農林水産物の出荷等の自粛を要請します。

■ きめ細かな検査体制の確立（再掲）

- 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査体制の確立を推進します。
- 簡易分析装置の導入等を進め、果樹や野菜等の産地における自主検査体制の確立を推進します。

- 1 ○ 沿岸漁業における試験操業の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等
2 の放射性物質検査体制の整備を支援します。
3
- 4 ■ **農林水産物の安全性確保のための指導強化**
- 5 ○ 食品衛生部局との連携により、農薬、動物用・水産用医薬品等の適正使用に向けた監
6 視指導やBSE対策等を推進します。
- 7 ○ 貝毒に関する検査や定期的な野生きのこ等の鑑定会を行うとともに、関係機関と連携
8 し、農林水産物を起因とする食中毒防止に関する広報活動を行います。
- 9 ○ 食品衛生部局と連携を図りながら、卸売市場等の農林水産物の取扱いについて衛生管
10 理の徹底を促進するとともに、市場等従事者の安全管理意識の高揚に努めます。
11
- 12 ■ **リスク管理手法の導入推進**
- 13 ○ GAP手法や「安心きのこの栽培マニュアル」の導入など、地域や作物に応じた支援
14 を行います。
- 15 ○ 営農指導に従事する県・農協職員等を対象にJGAP指導員の資格取得を促進し、よ
16 り高度なGAPへのステップアップを目指す産地を支援します。
17

2 信頼性の確保

(1) 食に対する信頼確保

① 現状と課題

- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原子力発電所事故の影響があると考えられる地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もおります。
- 食品の産地偽装や賞味期限の改ざん、食品への異物の混入等が相次いで発生したため、食に対して不安を感じ、安全・安心な農林水産物を求める消費者が増えています。
- 農林水産物の生産や食品の製造、流通の各段階で進められている食の安全性確保を目的とした様々な取組みについて、より積極的に消費者に発信する必要があります。
- 食品による事件・事故発生時における食品の回収や迅速な原因究明等を行う必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質検査結果や生産履歴情報の可視化（再掲）

- 放射性物質検査結果や生産履歴情報と一体となったデータの集積を基本とするトレーサビリティシステムを導入し、店頭などにおいても情報を確認できる体制の構築を図ります。
- 栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図るとともに、生産者情報や栽培工程に関する情報公開を支援します。

■ 食品表示の適正化に向けた監視・指導

- 関係法令を所管する関係部局がと連携し、食品関係事業者に対する表示状況の調査や表示の適正化に向けた指導を行うとともに、食品の産地偽装等、消費者の食品選択に重大な影響を及ぼす事案について、速やかに情報提供を行います。

■ 消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進

- 放射性物質を始め、食の安全・安心に関わる事柄について、消費者、農林漁業者及び食品関係事業者相互の意思疎通を図る機会を設けるとともに、放射性物質検査に関する積極的な情報発信等を通じて、相互理解の促進を図ります。（再掲）

■ 安心な農産物生産に向けた取組の促進

- 消費者に信頼される産地の確立を図るため、放射性物質に関するリスク管理を含めたGAP手法等の取組強化を促進します。
- 有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培など安全・化学肥料や化学合成農薬などの使用を控えた安心な農産物の生産の拡大を推進します。
- 有機農産物の生産行程管理者の認定、いわゆる有機認定の増加を促進するため、認定制度の周知や研修会の開催に取り組みます。

- 1 ■ 安全性のPR・販売促進（再掲）
- 2 ○ 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・
- 3 販売事業者等の取組や緊急時環境放射線モニタリング検査結果等の情報を発信し、ふ
- 4 くしまブランドの信頼回復に向けた活動を展開します。
- 5 ○ 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等
- 6 における販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- 7 ○ 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理
- 8 解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 9 ○ 緊急時環境放射線モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供し
- 10 ていくことにより、消費者の信頼確保に努めます。
- 11 ○ 水産流通業者や消費者に対する緊急時環境放射線モニタリング検査結果や調査研究成
- 12 果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。

13
14

1 2 信頼性の確保

2 (2) 安全・安心な県産材の確保

3
4 ① 現状と課題

- 5 ○ 原子力発電所事故の影響により、県産材の取引に当たって安全性を示すことが求めら
6 れています。
- 7 ○ 住宅資材の品質性能に対するニーズが一層強まっており、安全・安心を求める消費者
8 の視点に立った品質・性能等が明らかな木材製品の供給をさらに拡大する必要があります。
9
- 10 ○ 本県の人工乾燥材の出荷量は全国第6位（平成23年）であり、製材品に占める乾燥材
11 の割合は41%となっています。

12
13 ② 施策の具体的な取組内容

14 ■ きめ細かな検査体制の確立（再掲）

- 15 ○ 安全性が確認された県産材が安定的に供給されるように、放射線検査体制の整備を支
16 援します。

17
18 ■ ~~規格・等級が保証された県産材の供給~~ 品質・性能等が優れた県産材の供給

- 19 ○ 県産材製品の市場性を高め、需要者のニーズに的確に対応するため、規格・等級が適
20 正に保証されたJAS製品や県産ブランド材「とってお木」の供給を促進します。
- 21 ○ 乾燥材の供給能力を一層向上させるため、人工乾燥施設の整備を支援するとともに、
22 天然乾燥の併用などによる低コストで合理的な乾燥体系の確立を図ります。
- 23 ○ 良質材生産を目標に、間伐・枝打ち等適切な管理がされた素材が、相応の評価を得ら
24 れるようになるため、施業履歴などの情報が需要者に適切に伝達される仕組みづくり
25 を進めます。
- 26 ○ 安全・安心を求める県民ニーズに対応するため、品質性能が明確な木材製品の生産促
27 進と併せ、品質・性能や生産履歴に係る情報表示などを促進します。

28
29 ■ ~~乾燥材の安定供給~~

30
31 ■ ~~品質性能等に関する情報表示~~

32
33 ■ 安全性のPR・販売促進（再掲）

- 34 ○ 県産材の放射性物質に関する安全性確認結果について情報を発信し、信頼確保に努め
35 ます。

3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進

① 現状と課題

- 現代の食生活は、朝食の欠食や栄養バランスの偏りが生活習慣病の増加を招くなど多くの問題点が指摘されており、県民の健康の維持・増進のためには、ごはんを中心とした日本型食生活などの望ましい食生活への理解を深める「食育」を推進する必要があります。
- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原子力発電所事故の影響があると考えられる地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もおります。
- また、農林水産物を生産している農林水産業や農山漁村、地域の伝統的な食文化、暮らしの知恵など「ふるさと」に対する理解を促進し、地域に対する愛着心を醸成することも必要です。
- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、子どもたちの屋外活動が控えらるる状況にあります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質に関する理解促進

- 食品中の放射性物質に関する基準値について、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明することにより、消費者等の正しい理解を促進します。

■ 望ましい食生活への理解推進

- 県民一人ひとりが自らの食生活について考え、健康で安心な食生活が実践できるよう、学校教育における「食育」などにより関係機関等と連携しながら、ごはんを中心とした日本型食生活や魚食の普及、食事バランスガイド等の啓発を行います。
- 「うつくしま健康応援店」の取組拡大や食品の適正な栄養表示の推進など、健全な食生活を育むことのできる環境を整備します。
- 毎月8日の「ごはんの日」や6月の「食育月間」の普及啓発や化学物質に過度に依存しない本県産農林水産物の良さ、おいしい食べ方などをPRし、地産地消を促進します。

■ 体験学習や交流の促進

- 地域や団体、学校における「食育」を支援するため、「食」や農林水産業に関する講義や魚のさばき方などの出前講座等を実施します。
- 農林水産業・農山漁村の役割や重要性などについての理解を深めるため、将来を担う子どもたちや消費者を対象とした体験学習や消費者と農林漁業者が相互理解を深める交流を促進します。
- 安心して体験交流等に取り組むことができるように、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。

1 第3節 農業の振興

1 いきいきとした農業担い手づくり

① 現状と課題

- 農業者の高齢化が一層進行し、農業従事者の減少が続いています。
- 放射性物質の健康への影響に対する不安から、農業後継者夫婦や子どもなどの若年層が県内外へ避難している事例が見られ、長期的な担い手不足が懸念されます。

【認定農業者の育成・確保】

- ~~中核的な農業担い手である認定農業者は年間300件程度増えていますが、本県農業を支える認定農業者の育成・確保をより一層強化する必要があります~~農業者の高齢化等に伴って、認定農業者数の増加が停滞しています。
- 原子力災害等によって、経営改善計画の目標達成が困難となっている認定農業者も見られ、経営改善に向けた支援が求められています。
- ~~「福島県認定農業者会」や各地域の認定農業者会は、認定農業者の育成や経営改善を図る上で大きな役割を担っており、組織の活性化が求められています。~~

【集落営農組織の育成】

- 農業者の高齢化や担い手の減少、米を始めとする農産物の長期的な価格低迷等によって、小規模個別経営による営農が困難となっていることに加え、集落機能が低下し、集落そのものの存続が危ぶまれる状況が見られます。
- 「ふくしま型集落営農」を推進した結果、400を超える農業集落で集落営農実践活動が行われていますが、より多くの集落で今後の地域農業のあり方についての合意形成を進めるとともに、持続的な地域づくりと収益性の高い経営に向け、集落営農組織の経営体質の強化を図ることが必要となっています。

【農業者の組織・法人化及び企業参入の促進】

- ~~農業法人は増加傾向にありますが、担い手の経営を継続・発展させ、安定的な経営体を育成するため、一層の法人化を進めるとともに、法人化した後も着実に経営発展がなされるよう支援することが必要です~~法人化の促進と法人化後の着実な経営発展に向けた支援が求められています。
- 農外企業等の農業参入は県内でも増加しておりする傾向にあり、将来にわたり参入した企業等が地域と連携して継続的に営農活動を展開することが求められています。

【新規就農者の育成・確保】

- ~~農業を支えてきた昭和に育った世代の高齢化に伴い、農業労働力の脆弱化が懸念される担い手の減少と高齢化が進行する中、新規学卒者を始め、Uターン、新規参入者、定年帰農者など多様な就農希望者に対して柔軟に対応し、新規就農者を育成・確保する~~

1 必要があります。

- 2 ○ 経営基盤を持たない新規参入者の円滑な就農を支援する必要があります。
- 3 ○ 新規就農者の中には、原子力発電所事故に伴う農産物価格の下落等の影響を受けて、
- 4 営農の継続が困難となっている方も見られます。
- 5 ○ 地震・津波、原子力発電所事故により被災している農業法人等における雇用の維持・
- 6 拡大が困難となっています。
- 7 ○ 農業法人等への雇用就農者が増加中していることから、雇用の受け皿となる受入
- 8 が可能な農業法人等の情報整備や雇用就農希望者への研修制度の充実を図る必要があ
- 9 ります。

11 【女性農業者の経営参画の推進と高齢農業者の活動促進】

- 12 ○ 女性農業者は、農作物の生産だけでなく、加工やグリーン・ツーリズム等を通じて
- 13 農業や地域経済の活性化を図る上で、に大きな役割を担っており、より一層、女性の
- 14 経営参画が求められています。
- 15 ○ 農業従事者が減少する中、地域の農業振興や農村の活性化に向け、高い技術と豊富な
- 16 知識を持つ高齢農業者の役割が重要となっており、高齢農業者が活躍する場の確保が
- 17 求められています。
- 18 ○ 近年、農業従事者の高齢化等に伴い、農作業中の安全確保が課題となっており、事故
- 19 防止に向けた啓発活動を積極的に展開する必要があります。

21 ② 施策の具体的な取組内容

- 22 ○ 地域農業の維持・発展に向けて、地域や集落の実情に応じて、認定農業者や認定農業
- 23 者を核とした集落営農組織などの担い手の確保、新規就農者の育成等に取り組みます。

25 ■ 認定農業者の育成・確保

- 26 ○ 県、関係機関・団体からなる県域及び地域の「担い手育成総合支援協議会農業再生協
- 27 議会」等を核として、地域農業の担い手を認定農業者へ誘導するとともに、各種支援
- 28 施策を認定農業者に集中し、経営改善計画の達成に向けて支援します。
- 29 ○ 関係機関・団体と連携して認定農業者育成確保運動を展開するとともに、「福島県認定
- 30 農業者会」及び各地域の認定農業者会の活動を支援します。等による農業者相互の経
- 31 営改善に向けた取組を強化します。

33 ■ 集落営農組織の育成

- 34 ○ 地域農業の持続的発展に向け、最も合理的な土地利用や農業の高付加価値化等につい
- 35 て、集落で合意形成を図りながら、将来の地域農業を支える担い手の育成を進めます。
- 36 ○ 担い手を中心としつつ、農業者がそれぞれの役割を持って営農に参加し、様々な農業
- 37 経営を实践する「ふくしま型集落営農」の実現のため、組織運営の強化、経営の高度
- 38 化・多様化に向けた取組を推進します。

1 ■ ~~農業者の組織・法人化及び企業等の農業参入の促進~~

- 2 ○ 関係機関・団体等と連携して、法人化を志向する農業者等を対象に研修会やコンサル
3 ティング等を実施して、積極的に法人化を促進するとともに、農業法人のより高度な
4 経営発展に向けた支援を行います。
- 5 ○ 法人化した後も着実な経営発展が実現できるよう、発展段階に応じた経営指導やコンサル
6 ティング等を通じた支援を行います。
- 7 ○ ~~集落営農を实践しようとする集落に対し、関係機関・団体と連携して、地域条件等に~~
8 ~~応じた支援を行うとともに、集落営農組織の特定農業法人への移行を積極的に促進し~~
9 ~~ます。~~
- 10 ○ ~~地域農業の持続的発展に向け、最も合理的な土地利用や農業の高付加価値化等につい~~
11 ~~て、集落で合意形成を図りながら、将来の地域農業を支える効率的かつ安定的な経営~~
12 ~~を行う担い手の育成を進めます。~~
- 13 ○ ~~農業への企業等参入に関心を持つ市町村と企業等とのマッチングを促進すること等~~
14 ~~により、円滑な農業参入を支援するとともに、参入した企業等に対しては、を認定農業~~
15 ~~者へ誘導するなどして、地域に根ざした営農活動の展開を促進します。~~

16

17 ■ **新規就農者の育成・確保**

- 18 ○ 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細や
19 かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行います。
- 20 ○ ~~より多くの意欲ある人材を育成・確保するため、雇用の受け皿として期待される農業~~
21 ~~法人等での研修制度の充実を図ります。~~
- 22 ○ 新規参入や新たな部門経営を開始する青年農業者等を安定的に育成・確保するため、
23 農業法人における雇用形態での研修や農業総合センター農業短期大学校における幅広
24 い分野での実践研修など研修制度・内容の充実を図ります。
- 25 ○ 新規就農者の定着を図るため、地域全体で支援する体制整備を進めます。

26

27 ■ **女性農業者の経営参画の推進と高齢農業者の活動促進**

- 28 ○ 女性農業者が意欲的に農業に取り組めるように、家族経営協定の締結を推進するとと
29 もに、認定農業者へ誘導します。
- 30 ○ ~~地域のリーダーとなる女性農業者を育成するため、農産物直売や加工、農家レストラ~~
31 ~~ン等の運営等に当たって、女性の持つ能力を最大限にいかした経営実現が図られるよ~~
32 ~~う各種研修会を実施します。~~
- 33 ○ 高齢農業者の高い技術と豊富な経験・知恵を活かした多彩な活躍の場を広めるととも
34 に、若年農業者等への円滑な継承を支援します。
- 35 ○ 高齢者等の農作業事故を防ぐため、農作業安全意識の啓発及び農業機械の安全操作等
36 の研修等などを継続して実施します。

37

2 農業経営の安定

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊などの甚大な被害が発生しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、放射性物質による農地等の汚染、農産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営規模の縮小や休止を考える経営体の増加が想定されます。
- 認定農業者等担い手への農用地利用集積が進められていますが、県全体で年間2,500ha程度の増加に止まっており、1経営体当たりの経営規模は、わずかな伸びとなっています。
- 園芸や酪農では、他の作目と比べて労働負担が大きく、地域で労働力を確保する仕組みの構築やその効率的な運営等の労力対策が求められています。
- ~~農業の経営環境が悪化する中、農業経営の近代化や新たな事業展開等を図る上で必要な~~農業経営の維持・安定に必要な運転資金や大規模化、6次産業化の取組に活用する資金等の調達に対する支援が求められています。
- 米を始めとする農産物の長期的な価格低迷に加え、近年、生産資材等の価格高騰等により、農家経営が圧迫されており、再生産可能な所得の確保を図る必要があります。
- 米や青果物等の価格が著しく低落した場合の所得への影響を緩和するため、所得や価格安定対策の充実が求められています。
- 農業共済は、自然災害に対するセーフティネット機能として重要な役割を担っていますが、必ずしも十分な加入状況とはなっていません。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した農業者への支援（再掲）

- 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援します。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、新たな農用地の確保、初期生産資材等の導入に対する助成、県単制度資金の融通や技術指導等による支援策を強化します。

■ 農用地の利用集積

- 将来の地域農業を担う効率的で安定的な経営体を育成するため、福島県農業振興公社と連携しながら農地利利用集積円滑化団体を支援農地保有合理化事業や農地利利用集積円滑化事業を推進するとともに、各集落の農地利利用改善団体の活動を支援し農地利利用改善団体等の土地利用調整機能を強化し、担い手に対して面的にまとまった形での農用地の利用集積を促進します。
- 津波による甚大な被害を受けた沿岸地域においては、ほ場の大区画化と一体的に、担い手への農地利利用集積を図ります。

- 1 ■ 労働力の確保
- 2 ○ 園芸産地での労力調整システムの構築や効率的な運営に向けた地域の主体的な取組み
- 3 を支援します。
- 4 ○ 酪農ヘルパーの資質向上等を図り、信頼される酪農ヘルパー利用組合の体制整備と自
- 5 立運営に向けた取組みを支援します。
- 6
- 7 ■ ~~融資枠の確保とPRの推進~~ 資金の円滑な融通と効果的な周知
- 8 ~~○ 農業者が農業制度資金を効果的に利用できるよう、融資枠の確保や融資条件等の充実~~
- 9 ~~を図るとともに、ホームページ等を活用したわかりやすい情報提供を推進します。~~
- 10 ○ 県単制度資金を始め、各種制度資金の融資枠の確保と円滑な融通に努めるとともに、
- 11 ホームページ等を活用して、各種金融支援策について効果的な周知を図ります。
- 12
- 13 ■ 所得安定対策
- 14 ○ 担い手が安定的な農業経営を持続できるよう、戸別所得補償制度等の所得の安定に向
- 15 けた制度等所得安定対策の活用を推進します。
- 16
- 17 ■ 価格安定対策の充実及び制度への加入促進
- 18 ○ 青果物等の価格安定を図る対策に対して、基金の造成等を支援するとともに、農業者
- 19 の制度加入を促進します。
- 20
- 21 ■ ~~農業共済への加入促進及び農業災害の発生防止~~
- 22 ○ 農業災害補償制度の目的や仕組みの周知に努め、農業共済への加入を促進するととも
- 23 に、災害時の迅速な損害評価の実施と共済金の早期支払を促進します。
- 24 ○ ~~地域被害データ、損害防止等の情報を提供するとともに、防除機具の貸与、薬剤の配~~
- 25 ~~付等により農業災害の発生防止に努め、地域の実情に応じた事業運営を促進します。~~
- 26

3 農業生産基盤の確保・整備

(1) 農業生産基盤の整備

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊などの壊滅的な被害が発生しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に農地や生産関連施設等が汚染されました。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 農業用ダムなどの建設により農業用水の水源は確保されましたが、用水路等のかんがい施設の整備が遅れており、効率的な水利用と管理の省力化のためのかんがい施設の整備が求められています。
- 水田における畑作営農の実現のため、水田の乾田化を図る排水施設を整備する必要があります。
- 農振農用地の水田の整備率は、県平均で74.3%となっていますが、整備率が90%を越える地域がある一方で、地形・地理的条件の不利な中山間地域や担い手不足の地域では整備が遅れており、地域間で格差が生じています。
- 農道は、農業生産や物流、住民生活を支える道路として農村地域の住民に広く利用されていますが、一部の地域では整備が遅れています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農地・農業用施設等の復旧（再掲）

- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図ります。特に、沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進め、生産基盤の再生に取り組みます。

■ 農用地等の除染（再掲）

- 農用地については、表土の削り取りやゼオライト等土壌改良資材の施用や反転耕、深耕等を組み合わせて、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。
- 農用地等に汚染が拡大することを防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への流入防止策の普及・啓発を推進します。

■ 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

- 農業経営の安定を図るため、用水路等のかんがい施設の整備を進め、整備されたダム等と一体となった水管理の省力化・効率化を推進します。

1 ○ 水田農業の生産性向上を図るため、排水施設の整備を進め、汎用耕地化による有効活
2 用を促進します。

3

4 ■ 優良農地の整備

5 ○ ほ場の大型化や水管理の省力化・効率化による農用地の利用集積の促進や担い手の育
6 成・確保と一体となったほ場整備を推進します。

7

8 ■ 農道の整備

9 ○ 農作業の利便性の向上や農産物流通の効率化を図るため、農道の整備を進めます。

10 ○ 農村生活環境の向上に資する農道の整備を進めます。

11

3 農業生産基盤の確保・整備

(2) 耕作放棄地対策

① 現状と課題

- ~~本県における耕作放棄地は、農業生産条件の不利な中山間地域等を中心に、担い手不足等により拡大しており、平成17年の農林業センサスでは、耕作放棄地面積が21,708haと全国で最も多くなっています。担い手の減少と高齢化、農産物価格の低迷、養蚕や葉たばこ栽培の衰退等に伴って拡大し、全国第3位の面積となっています。~~
- ~~担い手の減少や高齢化の進行に伴い、農業者だけでは農地の維持管理が困難な地域が生じてきており、今後、耕作放棄地の増加が懸念されます。~~
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、それ以外の地域においても米の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じられていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 耕作放棄地発生防止

- 被災した農地等の早期復旧を図るとともに、除染を着実に進めることで、農地の荒廃、耕作放棄地化を阻止します。
- 耕作放棄地の発生を防止するため、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めます。
- 地域ぐるみによる適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人やボランティア組織等による農地有効活用の活動を支援します。

■ 耕作放棄地の解消

- 担い手農家や農業生産法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での耕作放棄地の有効利用を進めます。
- 耕作放棄地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や、飼料作物の作付け、放牧利用等による畜産の拡大等、先導的な取組みを支援します。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援します。
- ~~集落営農組織や行政区等の地域組織が学校教育機関や福祉施設等と連携し、耕作放棄地を活用する取組みや、荒廃状況に応じて林地へ転換するなど農業以外の利用を促進します。~~
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、耕作放棄地等に関する情報提供と活用に対する支援を行います。
- 農地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、林地への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を促進します。

1 3 農業生産基盤の確保・整備

2 (3) 農業水利施設等の適正な保全管理

3

4 ① 現状と課題

5 ○ 県内には約 7,300 のダム、ため池、頭首工などの農業水利施設がありますが、これら
6 の施設の約 70%は既に標準耐用年数を経過しています。

7 ○ 県内の農道には橋梁 71 か所、トンネルが 9 か所あり、今後、施設の機能低下による維
8 持管理費や更新需要の増大が見込まれます。

9 ○ ~~農業水利施設等の維持管理を行う土地改良区においても、~~構成員である農家の減少、
10 高齢化、農業所得の減少、東日本大震災の影響等により、土地改良区の管理体制が弱
11 体化しており、農業生産の停滞や農業水利施設等の有する多面的機能が十分に発揮さ
12 れなくなるおそれがあります。

13

14 ② 施策の具体的な取組内容

15 ■ 農業水利施設等の適正な管理

16 ○ P D C A サイクルによる「農業水利施設管理システム」を活用した農業水利施設等の
17 スtockマネジメントを推進し、計画的な補修・更新による既存施設の有効活用と長
18 寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。

19 ○ 農業水利施設を管理する土地改良区や市町村等を対象に、施設の長寿命化と防災に配
20 慮した施設管理技術の向上を支援します。

21 ○ 農道の管理を行う市町村等に対し、橋梁やトンネルの農道施設の点検や診断等の技術
22 支援を行い、農道のStockマネジメントを進めます。

23 ○ 農業者だけでなく、土地改良区や地域住民・自治会などの連携による農業水利施設等
24 の保全管理を支援します。

25

26 ■ 土地改良区等の管理体制の強化

27 ○ 土地改良区の管理体制を強化するため、福島県土地改良事業団体連合会、市町村、県
28 が土地改良区と連携し、市町村単位や水系単位での統合整備を促進します。

29

1 3 農業生産基盤の確保・整備

2 (4) 農村協働力の形成

3
4 ① 現状と課題

5 ○ 農地や農業水利施設等の地域資源は、これまで集落の農業者を中心とした共同活動に
6 より保全管理されてきましたが、農村の過疎化・高齢化・混住化により、農業者だけ
7 で保全管理することが難しくなっています。

8 ○ 本県では経営耕地面積の内約 48%が中山間地域にありますが、中山間地域は平地に比
9 べ1戸当たりの経営耕地面積が小さい上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であるこ
10 とや、農業の担い手の減少・高齢化の進行などにより、農業生産活動が困難となるこ
11 とが懸念されています。

12
13 ② 施策の具体的な取組内容

14 ■ 農地・水・環境の良好な保全

15 ○ 農地・水・~~環境保全~~向上対策保全管理支払交付金等を活用し、農業者だけでなく、地
16 域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して行う用排水路や農道などの農業用施
17 設を長持ちさせるためのきめ細かい手入れや、農村の自然・景観などを守る地域共同
18 活動を進めます。

19
20 ■ 農業生産条件不利地域への支援

21 ○ 中山間地域等直接支払制度等の効果的な活用を図り、中山間地域等における農業生産
22 活動を維持・拡大するための取組を進めます。

23 ○ 小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進めます。

4 県産農産物の生産振興

(1) 水稲

① 現状と課題

- 本県は、米に対する依存度が高いため、米価下落の影響を受けやすく、長期的に農業産出額が低下しています。一方で、水田は優れた農業生産基盤であることから、その有効活用を図ることが必要です。
- 東北地方太平洋沖地震・津波による水田等の被災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難や作付制限等によって、水稲を作付けできない地域があります。
- 平成 23 年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、県産米に対する消費者・実需者の信頼が揺らいでおり、安全・安心な生産・流通体制の構築が急務となっています。
- 産地間競争が激化する中、消費者や実需者から求められる良質米産地としての評価を高めていく必要があります。
- 米の消費減少や米価が下落傾向にある中、需要に対応した計画的な生産を基礎にしながら、経営規模の拡大や低コスト技術の導入などにより、一層の低コスト化を図る必要があります。
- 水田を有効に活用し、食料自給力の向上を図るため、稲ホールクロップサイレージ、米粉・飼料用米等の新規需要に対応した米づくりが求められています。
- 環境保全や安全・安心を求める消費者ニーズに対応するため、エコ米・特別栽培米・有機栽培米等の環境と共生した米づくりの全県的な展開が求められています。
- 稲作経営の安定と生産性向上や品質向上の基礎となる、優良種子の安定供給を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 稲作経営の安定

- 地震・津波により被災した水田の早期復旧を図るとともに、安全・安心な米づくりに向けて、除染やカリウム肥料を活用した放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に組み合わせる生産を推進するとともに、米の全量全袋検査体制の確立に取り組みます。
- 米の計画的生産と災害等で被災した農家の所得確保を図るため、被災等により作付けすることが困難な地域と生産に余力を持つ地域間で、生産数量目標の調整を推進します。
- 高品質・良食味米の安定生産による県産米の評価向上を図るため、地域条件に適した品種の導入やカントリーエレベーター等基幹施設の利用を推進します。
- 稲作経営の安定を図るため、米の計画的な生産を基本に、戸別所得補償制度への加入を推進するとともに、担い手への農用地利用集積による規模拡大や省力・低コスト生産技術の普及・拡大を進めます。

■ 多様な米づくり

- 主食用米の需要動向に的確に対応するため、用途別需要等に応じた品種構成へ誘導す

- 1 るとともに、新規需要に対応した多様な米づくりを進めます。
- 2 ○ 持続性の高い農業生産方式の導入を推進し、エコ米の定着化を図るとともに、特別栽
- 3 培米及び有機栽培米の一層の拡大を推進します。
- 4
- 5 ■ **優良種子の安定供給**
- 6 ○ 優良種子の安定供給を確保するため、原種・原原種を安定して生産するとともに、福
- 7 島県米改良協会等と連携・協力し、優良種子の安定生産と供給を支援します。
- 8

4 県産農産物の生産振興

(2) 大豆、麦、そば

① 現状と課題

- 水田転作を中心に生産組織の育成が図られてきましたが、各作物とも全体的にいずれの作物も収量性が低く、品質へのバラツキがあり大きいため、収益性が低い不安定な状況にあります。
- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、大豆、麦の主要産地である浜通り地方を中心に農地等が被災したため、県全体の生産量が減少しています。
- 実需者ニーズに対応するため、品質の確保、安定供給に加え、放射性物質に関して安全・安心な生産物を供給できる産地の確立が求められています。
- そばの生産量が全国第3位の主産県でありながら、全国的に知名度が低く付加価値を生み出しにくい状況にあるため、県産そばのブランド力向上が求められています。
- 加工業、飲食業などの実需者や消費者からの評価を踏まえながら、優良種子の安定供給を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 収益の確保

- 地震・津波により被災した農地の早期復旧を図るとともに、除染やカリウム肥料を活用した放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に組み合わせた生産を推進します。
- 生産性及び品質向上に寄与する技術の積極的な普及を図るとともに、収益の確保を支援する各種制度への加入を促進します。
- 産地による農産加工の取組を促進し、付加価値向上による農家所得の向上を支援します。

■ 産地づくりと産地の強化

- 生産組織の育成、栽培の団地化とブロックローテーションを進め、大規模土地利用型農業による産地づくりを支援します。
- 生産性及び品質向上に必要な機械・施設の整備を支援します。
- 生産、流通、販売、消費までの農商工連携による新たな商品開発や消費拡大の取組みを進め、需要拡大による産地の強化を図ります。

■ 「会津のかおり」等を活用した県産そばのブランド力強化

- 県オリジナルそば品種「会津のかおり」を活用した県産そばのブランド力強化を図るため、「うつくしま蕎麦王国協議会」等と連携し、高品質そばの安定生産・安定供給及び需要の拡大を推進します。
- 各地域に根ざした優良な在来種を含め、そばを核とした地域ぐるみの取組を支援します。

■ 奨励品種の育成及び優良種子の安定供給

- 1 ○ 実需者等と連携した優良品種の選定を進めるとともに、奨励品種の育成及び普及を行
- 2 います。
- 3 ○ 優良種子の安定供給を図るため、種子生産体制及び生産技術を支援します。
- 4

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

ア 野菜

① 現状と課題

- 野菜全体の作付面積は、減少傾向が続いているものの、平成 15 年以降はその減少幅が緩やかになってきています。品目別には、アスパラガスやブロッコリー、ピーマンなどが増加傾向にある一方、本県の主力品目であるきゅうり、トマト、さやいんげんなどは減少傾向にあり、主要野菜を中心とした生産の拡大と地域ごとの特色ある産地の育成が課題となっています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波による被災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、出荷制限や契約栽培の休止等により作付面積が減少しており、事故による影響が長期化すれば、減少が加速することが懸念されます。
- 生産資材等の高騰や近年の気象変動等の状況を踏まえ、省エネ・低コスト化や生産の安定に向けた産地育成が求められています。
- 主要野菜について、県内の産地間連携による生産から流通・販売まで一貫した戦略に基づく販売力の強化が求められています。
- 既存産地においては、~~農業者の高齢化等により作付けの減少が懸念されており、~~生産規模の拡大や生産性の向上等による収益性の確保が求められています。
- 葉たばこは、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によって平成 23 年産の作付けが見合わせとなり、一部地域では同様の措置が継続しています。また、日本たばこ産業株式会社（J T）による廃作募集に応じた生産者が多く、作付面積が大幅に減少しています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- きゅうり、トマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を対象に、新規作付者の確保と全県的な生産振興を図ることにより、野菜産地づくりを重点的に進めます。

■ 生産基盤の強化

- 放射性物質による影響を低減するため、適切な肥培管理や施設化を推進します。
- 生産性の向上と安定出荷による産地形成を図るため、優良品種の導入や栽培技術の改善等を促進します。
- 省エネ・低コスト化が図られ、気象変動に左右されない安定的で高品質な生産体系を構築するため、施設化やかん水同時施肥装置等の導入を支援します。
- ~~土地利用型野菜においては、機械化による大規模生産の取組みを進めます。~~
- 野菜産地の安定した生産力の強化を図るため、雇用労力等を活用した規模の拡大や新規作付者の確保・技術習得等を支援します。

1 ■ 価格形成力の強化

- 2 ○ 市場の信頼を高め販売力の強化を図るため、鮮度保持流通体制の整備による品質の安
3 定や産地情報の提供、計画出荷等の産地体制の整備を進めます。
4 ○ 市場競争力のある産地を育成するため、オリジナル品種の活用や県内産地間での生産
5 情報の共有化、本県の地理的・気象的多様性をいかしたリレー販売などの取組を促進
6 します。

7

8 ■ 収益の確保

- 9 ○ 経営の安定と収益の確保を図るため、担い手の規模拡大を促進します。
10 ○ 法人等大規模経営体を含む産地の担い手等に対し、養液栽培システムなど高度な施設
11 の導入による生産性の向上や土地利用型野菜などにおける契約取引の導入を支援しま
12 す。

13

14 ■ 新たな生産体制の構築

- 15 ○ 周年で、安定的に供給できる生産体制を構築するため、植物工場の導入や再生可能エ
16 ネルギー等の活用を推進します。
17 ○ 土地利用型野菜においては、機械化による大規模生産の取組みを進めます。特に葉た
18 ばこ産地等において転換品目の円滑な作付けを促進するとともに、需要の多い品目の
19 新たな園芸産地の確立を図ります。

20

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

イ 果樹

① 現状と課題

- 果樹全体の栽培面積は、緩やかに減少してきています。品目別には、本県を代表するももでは新植・改植が進み下げ止まりの傾向にありますが、日本なしなどでは高齢化や担い手不足等により減少が続いており、ももや日本なしなどの生産拡大これら産地の維持が課題となっています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波による被災、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、出荷制限等により栽培面積や生産量が減少しており、事故の影響が長期化すれば減少が加速することが懸念されます。
- 果実の消費量減少に伴う、産地間競争の激化や輸入果実の増大などにより、市場競争力のある産地の育成が課題となっています。
- 老朽園地の増加や労力不足による収穫量の減少が懸念されており、新規就農者や新規作付者等を確保し、生産力を維持・拡大することが求められています。
- 果実の販売価格の低迷や生産資材費の高騰などに対応するため、生産コストの低減と果実の高品質化等による収益性の確保が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- ももや日本なしなど主要品目や地域特性を生かした特色ある園芸産地を対象に、消費者・実需者ニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築することにより、「果樹王国ふくしま」の発展に向けた産地づくりを重点的に進めます。

■ 市場競争力の強化

- 市場競争力や市場信頼性の高い集出荷体制を確立するため、消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入を促進するとともに、光センサー選果機等の導入を支援します。
- 県育成オリジナル品種の活用により、特色ある産地づくりを進めます。

■ 生産基盤の強化

- 足腰の強い産地形成を図るため、老朽園地の改植を促進するとともに、放射性物質の低減対策を強化するとともに、老朽園地を中心とした改植の促進、施設化による作型拡大や樹種複合化、多品種栽培を進めます。
- 主要品目の生産力の強化を図るため、労力調整システムの構築や技術・資産の円滑な継承による新規作付者の確保、担い手への園地集積を進めます。併せて、定年帰農者や就農を志向する園芸ヘルパー等の新規参入を誘導します。

■ 収益の確保

- 低コスト・省力化による収益の確保を図るため、わい化栽培等による低樹高化や高木

- 1 化した既存園地の樹形改善を進めます。
- 2 ○ ジョイント栽培など先進的な栽培技術の導入による早期成園化及び高品質果実の生産
- 3 を進めます。
- 4
- 5 ■ **新たな生産体制の構築**
- 6 ○ 県内における果樹生産の維持、拡大を図るため、津波により被害を受けた生産者や原
- 7 子力発電所事故により既存の園地での生産が困難な生産者に対して、新たな土地、新
- 8 たな樹種での生産再開を支援します。
- 9

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

ウ 花き

① 現状と課題

- 花き全体の作付面積は平成12年をピークに年々減少してきており、その中でも、切り花類の減少割合が大きくなっていますが、本県で産地化されているりんどうやきく、宿根かすみそう、トルコギキョウ等は比較的需要在安定していることから、更なる産地育成・強化が求められています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難等により、作付面積や生産量の減少が加速することが懸念されます。
- 切り花類では小規模な産地が多いことから、経営規模の拡大と高品質生産技術の導入等による生産基盤の強化が課題となっています。
- 花き需要が多様化している中、消費者ニーズに的確に対応し、産地間競争に打ち勝つ産地体制の整備が求められています。
- 価格低迷や生産資材の高騰などにより、農業者の収益が低下していることから、一層の低コスト化や高品質化、経営規模の拡大等を進める必要があります。
- 景気の低迷などにより花きの需要が減少していることから、県産花きの消費拡大のためのPRと、農業者・産地自らの販路拡大に向けた取組が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- 本県を代表し、本県の「顔」として全国に発信できるりんどう、きく、宿根かすみそう、トルコギキョウや鉢花など主要品目や地域特性を生かした特色ある園芸産地を対象に、新たな産地育成や個別産地の規模拡大を重点的に推進します。

■ 生産基盤の強化

- 花き産地の生産を拡大するため、品種の組合せや標高差などをいかした出荷期間の拡大等を進めます。
- 花きの高品質安定生産に向けた施設化や連作障害回避技術等の導入を支援します。
- りんどうなど花きの新産地においては、高い技術を有するリーダーの育成と産地全体の技術向上を支援します。
- 他作物栽培者や定年帰農者等を対象に、花きの新規作付けを誘導するとともに、技術習得を支援します。

■ 市場競争力の高い産地の育成

- 消費者ニーズに的確に対応した産地を育成するため、オリジナル品種を始め、優良な品種の導入を進めるとともに、盆・彼岸などの需要期を的確にとらえた踏まえた品種・作型の導入を支援します。
- 市場から信頼される産地の育成を図るため、計画生産・出荷のための電照・遮光等の

1 開花調整技術や品質保持のための湿式輸送の導入を促進します。

2

3 ■ **収益の確保**

4 ○ 担い手の経営安定と収益確保を図るため、低コスト化や品目複合化や作型分化による
5 労力分散、作業体系の機械化による規模拡大を促進します。

6

7 ■ **県産花きのPRと消費拡大**

8 ○ 花と緑の普及推進のためのPR活動やイベントへの参加支援を通じ、県産花きの消費
9 拡大を進めるとともに、花き生産者団体などの販路拡大の取組を支援します。

10 ○ 花きが持つ「癒し」の力を活用し、「花育」など消費者が花にふれあう機会を提案し、
11 県産花きの消費拡大を図ります。

12

13 ■ **新たな生産体制の構築**

14 ○ 雇用労力を活用した周年栽培による生産拡大に向けて、大型施設の整備を支援します。
15 また、担い手を中心とした組織を育成し、新たな花き栽培団地を形成します。

16 ○ 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用し、環境に配慮した花き栽培を推進しま
17 す。

18 ○ 広域種苗供給センターや集出荷施設を整備し、多様な生産と販売に対応できる新たな
19 体制を構築します。

20

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

エ 工芸農作物

① 現状と課題

- 葉たばこやおたねにんじん、こんにゃくいもなどの工芸農作物や養蚕は、高齢化の進行と新規作付者の不足などにより作付面積が年々減少傾向にありますが、中山間地域等の重要な品目として今後とも生産の維持・拡大が求められています。
- 工芸農作物は、安定的な販路が確保されていることから、規模拡大による収益の向上を進める必要があります。
- 葉たばこは、需要に応じた、安全で品質の高い原料の安定生産が求められています。
- 葉たばこは、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響によって平成23年産の作付けが見合わせとなり、一部地域では平成24年産についても同様の措置が継続しています。また、日本たばこ産業株式会社（JT）による廃作募集に応じた生産者が多く、作付面積が大幅に減少しています。
- 平成24年度に、おたねにんじんの生産指導、集荷や加工・製品化を担ってきた会津人蓼農協が解散を決定したことから、今後の生産や流通・販売体制の維持が課題となっています。
- 養蚕は、~~高品質な純国産絹製品づくりを核とする蚕糸業の川上から川下までの一貫した提携システムの構築~~に向けた優良繭の安定生産、付加価値のある商品の生産が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 産地の維持・拡大

- 葉たばこやおたねにんじん、こんにゃくいもなどの工芸農作物の産地の維持・拡大を図るため、生産団体等による生産性や品質の向上、規模拡大などに向けた取組を支援します。
- 高齢化が進行している中山間地域においては、産地の維持を図るため、生産者の組織化と省力技術の導入を進めます。

■ 収益の確保

- 農業者生産者の収益の確保を図るため、生産・収穫・調製の機械化等省力技術の導入と生産規模の拡大を促進します。
- 地域の加工業者と連携した商品開発や飲食店、観光業者等への食材の提供等を促進し、6次産業化と収益の向上を進めます。
- 養蚕については、高品質な純国産絹製品や天蚕を活用した付加価値の高い商品等の生産に向けた取組を促進し、収益の向上を進めます。

■ 葉たばこの安定生産

- 放射性物質の低減対策を徹底するとともに、高品質な葉たばこを安定的に生産するた

1 め、土づくり等の基本技術の徹底するとともに、品種に適した安定生産技術の定着や
2 乾燥技術の向上等を図ります。

3 ○ 葉たばこを廃作した農業者に対して、園芸品目等への転換を促進し、農業所得の維持・
4 確保、耕作放棄地の発生防止を図ります。

5

6 ~~■ 蚕糸絹業提携システムの構築~~

7 ~~○ 特徴ある蚕品種の安定供給、壮蚕飼育技術の斉一化や作柄の安定、繭選別の徹底など~~
8 ~~を支援し、繭生産から製品の製造・販売まで一貫した提携システムの構築を進めます。~~

9

10 ■ おたねにんじんの生産流通システムの再構築

11 ○ 安定的な生産技術の定着と漢方薬など医療分野や観光における販路確保など、生産か
12 ら販売まで一貫した新たな生産流通システムの構築を促進します。

13

1 4 県産農産物の生産振興

2 (4) 畜産

3 ア 肉用牛

4
5 ① 現状と課題

6 ○ 本県は、肉用牛の飼養頭数が全国第 10 位（平成 20 年）の主要生産県であり、近年は
7 わずかに増加傾向に転じていまましたが、飼養戸数は高齢化等により依然として減少
8 傾向にあるため、担い手の育成を図り、生産基盤を拡大していく必要があります。

9 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、警戒区域内の家畜の処分等により、
10 飼養頭数が大幅に減少しています。

11 ○ 県産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷が制限されたことから、
12 枝肉の取引価格が低迷しています。

13 ○ 県内家畜市場における上場子牛の能力、斉一性及び県外評価や知名度の向上が求めら
14 れています。

15 ○ 飼料価格や子牛価格の変動等に対応するため、生産技術の改善を図る必要があります。

16 ○ 「福島牛」の県内及び首都圏における一層の販路拡大により、ブランド力を強化する
17 必要があります。

18
19 ② 施策の具体的な取組内容

20 ■ 生産基盤の再生・拡大

21 ○ 肉用牛生産基盤の再生・拡大を図るため、担い手の育成・確保、改良の促進、生産技
22 術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を促進します。

23 ○ 飼養頭数の増頭回復・増加を図るため、大震災等の影響を受けて休業している経営体
24 の再開を促進するとともに、中核的経営体の育成と小規模経営体飼養戸数の維持に努
25 めるとともに、高齢化に対応した支援組織の育成・強化を推進します。

26 ○ 「喜多平茂」など高能力県有種雄牛の産子や優良繁殖雌牛の導入を支援します。

27
28 ■ 改良の促進

29 ○ 特色ある「福島牛」の力強い産地形成に必要なため「喜多平茂」の後継を担う高能
30 力種雄牛の作出とを造成し、広く利用を推進するとともに、県内外における「福島牛」
31 の評価向上を図ります。

32 ○ 遺伝的能力の判明率向上を図り、優良子牛の生産、保留及び雌牛群の整備を促進しま
33 す。

34
35 ■ 生産技術の改善

36 ○ 牧草地等の除染、放射性物質吸収抑制対策や安全な飼料の確保と給与等の取組を強化
37 するとともに、安全性が確認された牛の計画的な出荷・と畜を進めます。

38 ○ 経営体質を強化し収益性の向上を図るため、飼養管理技術の改善や衛生管理の徹底に
39 より生産コストの低減や品質向上を推進します。

1 ■ ブランド力の強化

- 2 ○ 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏ま
3 えて、安全性をPRします。
- 4 ○ ブランド力の強化を図るため、家畜市場の再編や食肉市場等における機能強化等を
5 進め、「福島牛」の評価向上及び県内・首都圏における「福島牛」の販路拡大、県内流
6 通の強化を推進します。

7

1 4 県産農産物の生産振興

2 (4) 畜産

3 イ 乳用牛

4
5 ① 現状と課題

6 ○ 本県の乳用牛の飼養頭数は、全国第 13 位（平成 20 年）と全国でも上位にありますが、
7 担い手の高齢化や減産型の計画生産、乳価の低迷、飼料価格高騰等の影響により、年々
8 減少傾向にあります。

9 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難、休業を余儀なくされている経営体
10 があり、飼養頭数並びに生乳生産量が減少しています。

11 ○ ~~このため現在、~~生乳生産量は計画数量に達しない状況となっており、飼料価格等に左
12 右されない足腰の強い酪農経営の構築により、確立と需要に応じた生乳生産量の確保
13 ~~併せて、牛乳・乳製品の消費拡大が課題~~となっています。

14 ○ 放射性物質の健康への影響に対する不安から、牛乳・乳製品の消費が低迷しています。

15
16 ② 施策の具体的な取組内容

17 ■ 生産基盤の再生・強化

18 ○ 乳用牛群の能力向上を図るため、高能力乳用雌牛の導入支援や牛群検定をより一層普
19 及します。

20 ○ 避難・休業している経営体の経営の再開、規模の拡大を図るため、家畜導入に対する
21 支援、協業化や法人化を進めます。

22 ○ ~~経営規模の拡大を図るため、酪農専業経営を中心に、TMR 給与、放牧等の飼養管理~~
23 ~~技術・省力化施設の導入や自家保留牛の確保を促進します。~~

24 ○ 次代を担う後継者確保のため、ゆとり創出に向けた酪農ヘルパーの活用を促進します。

25 ○ 衛生管理及び給与飼料の安全管理の徹底により、良質で安全な生乳生産の拡大を図り
26 ます。

27
28 ■ 生産コストの低減

29 ○ 乳用牛の能力向上及び飼養効率改善を図るため、牛群検定加入促進と検定データの活
30 用方法を普及し、酪農経営の安定を目指します。

31
32 ■ 牛乳・乳製品の消費拡大

33 ○ 緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえて、県産牛乳・乳製品の安全性を P
34 Rします。

35 ○ 酪農への理解醸成を図りながら、各種イベント等を通じて、牛乳・乳製品は栄養バラ
36 ンスの取れた食品であることを啓発し、その消費拡大を推進します。

37

1 4 県産農産物の生産振興

2 (4) 畜産

3 ウ 豚

4
5 ① 現状と課題

- 6 ○ 豚の飼養頭数は、担い手の高齢化等の影響により減少する傾向にありますが、規模拡大が進み1戸あたりの飼養頭数は年々増加しています。
- 7
- 8 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、経営体数や飼養頭数が減少しています。
- 9
- 10 ○ 繁殖能力や産肉能力等の優れた種豚の安定供給及び生産性の向上に向けた飼養管理技術の改善が必要となっています。
- 11
- 12 ○ 生産資材の高騰等に対応するため、生産コストの低減と品質の向上が必要となっています。
- 13
- 14 ○ 放射性物質の健康への影響に対する不安から、県産豚肉の消費が低迷しており、流通段階において県産豚肉の受入れを控える動きが見られます。
- 15
- 16 ○ 消費者ニーズに対応した高品質で特徴のある肉豚生産が必要となっています。
- 17

18 ② 施策の具体的な取組内容

19 ■ 生産技術の改善による生産性の向上

- 20 ○ 生産コストの低減や品質の向上を図るため、優良種豚の効率的な利用、衛生管理の徹底や人工授精の普及・定着など、飼養管理技術の改善を推進します。
- 21
- 22 ○ 飼養頭数を回復させるため、大震災等の影響を受けて休業している経営体の再開を促進するとともに、企業等の誘致、中核的経営体の育成を推進します。
- 23
- 24 ○ 安全な豚肉を供給するため、安全な飼料の確保と給与の徹底に努めます。
- 25

26 ~~■ 優良種豚の供給~~ (■ 高品質で特徴ある豚肉の生産及び銘柄化の推進に移動)

27
28 ■ 高品質で特徴のある豚肉の生産及び銘柄化の推進

- 29 ○ 繁殖能力や産肉能力等に優れた母豚、コマーシャル豚の安定生産のため、種豚の安定供給を図るため、「フクシマL2」・「フクシマD桃太郎」などの高能力種豚及びその精液を供給します。
- 30
- 31
- 32 ○ 緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえて、県産豚肉の安全性をPRし、県内の消費拡大を図ります。
- 33
- 34 ○ 「うつくしまエゴマ豚」など高品質で特徴のある肉豚生産技術を普及するとともに、販路拡大による銘柄化を推進します。
- 35
- 36

1 4 県産農産物の生産振興

2 (4) 畜産

3 エ 鶏

4
5 ① 現状と課題

6 ○ ~~鶏卵の生産について~~、計画生産との調和を図りながら、消費者ニーズに対応した安全・
7 安心な鶏卵の安定的な生産供給が必要です。

8 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い警戒区域等が設定され、鶏肉・鶏卵の主要
9 産地における生産が休止していることから、生産量が減少しています。

10 ○ 消費者の地鶏に対するニーズが高まる中、本県独自の特色ある「会津地鶏」、「川俣シ

11 ャモ」等の需要拡大に対応した生産流通対策の強化が必要です。
12 ○ 放射性物質の健康への影響に対する不安から、鶏卵・鶏肉の消費が低迷しており、特
13 にブランドで販売していた地鶏・銘柄鶏において影響が大きくなっています。

14 ○ 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病を予防するため、衛生対策を一層推進する
15 必要があります。

16
17 ② 施策の具体的な取組内容

18 ■ 生産流通対策の強化

19 ○ 安全・安心を求める消費者ニーズに対応した鶏卵の安定的な生産供給を図るため、生
20 産動向を含めた的確な情報提供に努めます。

21 ○ 安全な鶏肉・鶏卵を供給するため、安全な飼料の確保と給与の徹底に努めます。

22 ○ 飼養羽数を回復させるため、大震災等の影響を受けて休業している経営体の再開を促
23 進するとともに、企業等の誘致、中核的経営体の育成を推進します。

24 ○ 高品質肉鶏である「会津地鶏」や「川俣シヤモ」等の地鶏及び、特色のある銘柄鶏の
25 生産を推進します。

26 ○ 地鶏等の販路拡大を図るため、県内外へのPRにより認知度の向上を一層促進します。

27 ○ 緊急時環境放射線モニタリングの結果等を踏まえて、鶏肉・鶏卵の安全性をPRしま
28 す。

29 ○ 「会津地鶏」、「川俣シヤモ」等の生産に必要な種鶏の維持及び次世代種鶏の育種改良
30 を進めます。

31
32 ■ 衛生対策の徹底

33 ○ 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として、衛生管理の徹底を図る
34 とともに、まん延防止のための初動防疫体制を強化します。

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

オ 飼料作物

① 現状と課題

- 本県の飼料作物作付面積は 13,400ha で、全国第 8 位（平成 20 年度）となっています。
- 高齢化や担い手不足により畜産農家の減少が続く中、飼料作物の作付面積も漸減傾向にあり、飼料購入費の増大が畜産経営を圧迫しています。
- 牧草等から高い濃度の放射性物質が検出された地域においては、自給飼料の利用が制限されているため、購入飼料費が増大し、畜産経営を圧迫しています。
- 自給飼料確保の必要性が高まる中で、飼料生産の担い手を育成するとともに、低コストな自給飼料の増産を推進し、安定した畜産経営の確立を図る必要があります。草地や飼料畑等の除染を進め、安全な自給飼料を効率的に生産することが求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ ~~自給飼料生産の効率化と飼料生産基盤の充実強化~~

自給飼料生産基盤の再生と生産の効率化

- 安全な自給飼料の生産に向けて、草地や飼料畑等の除染を進めるとともに、モニタリング検査等による安全性確認を継続します。
- 飼料作物の生産性と品質の向上を図るため、単年生飼料作物等への転換、優良な飼料作物品種の普及や高性能機械の導入・~~低生産性草地等の計画的更新等~~を推進します
- ~~飼料生産基盤の確保と拡大を図るため、耕作放棄地等での飼料生産や放牧を進めるとともに、公共牧場の一層の活用など~~を進めます。
- ~~飼料作物の生産拡大に対応する~~の生産効率化を図るため、飼料生産受託組織（コントラクター等）を育成し、~~飼料~~生産の外部化を推進します。

■ 耕畜連携と水田活用による自給飼料の生産拡大

- 多収品種の導入や栽培・収穫調製技術の高度化を進め、水田を有効活用した飼料用イネや飼料作物等の生産を拡大します。
- 耕種農家と畜産農家との連携を強化し、適正処理されたたい肥等の有効利用と自給飼料の確保を図ります。

■ 未利用飼料資源の利用拡大

- 稲わらを始めとする~~未利用飼料資源の利用拡大~~有効活用を進めます。
- 飼料費の低減を図るため、未利用・低利用の農産副産物やエコフィードの利用拡大を推進します。

5 流通・消費対策

(1) 地産地消の推進

① 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故によって、県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。特に、地産地消の牽引役である農産物直売所における影響が大きくなっています。
- 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を懸念する保護者もおります。
- ~~安全で安心できる農林水産物へのニーズが高まっているため、引き続き、新鮮でおいしい県産農林水産物の情報発信に努める必要があります。~~
- 農産物直売所の販売額が順調に増加するなどでは、農業者の組織的な活動が活発化しており、今後も消費者の期待に応えられる活動を展開していくため、運営体制の強化等を図る必要があります。
- 中食や外食の増加など食生活が大きく変化する中、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用促進を図るため、「食育」を推進するとともに、学校給食や病院・福祉施設、社員食堂などの集団給食施設における地元食材の利用拡大に取り組む必要があります。
- 県民に県産農林水産物を安定供給するため、卸売市場の機能強化を図る必要があります。
- 県産農林水産物の地産地消を進めることにより、フード・マイレージ、ウッドマイレージの縮減も期待されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 安全性のPR・販売促進（再掲）

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時環境放射線モニタリング検査結果等の情報を発信し、ふくしまブランドの信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等における販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- 緊急時環境放射線モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。

■ 地産地消の普及啓発活動の推進

- 県民参加による地産地消の意識の醸成を図るため、地産地消強化期間（10月、11月及び毎月8日の「ごはんの日」）を始めとするPR活動を展開します。
- 県産農林水産物の知名度向上と消費拡大を図るため、県産食材を積極的に利用している「食彩ふくしま地産地消推進店」との連携や、「うつくしま農林水産ファンクラブ」への加入等を促進します。
- 県内のホテル・旅館、食品加工業社などの商工業者に対する積極的な情報提供を行い、県産農林水産物の利用を促進します。

1 ■ 農産物直売所等への活動支援

- 2 ○ 農産物直売所等の組織の運営能力向上を図るため、農産物直売所の活動状況を的確に
3 把握するとともに、組織の法人化や地域ネットワーク活動を支援します。
- 4 ~~○ 農産物直売所等が有する農林漁業者と消費者の交流拠点機能の強化を図るため、少量
5 多品目栽培に対する助言・指導や農産物加工研修等により、多様な販売品目づくりを
6 支援します。~~
- 7 ○ 農産物直売所や農産加工組織等に対して、各種のイベント、商談会等への参加を誘導
8 するとともに、県ホームページ等を活用した情報発信活動を展開し等を通じたマッ
9 ング機会の提供を図り、県産農林水産物等の販路拡大を支援します。進めます。

10

11 ■ 学校給食等における地元食材の活用促進

- 12 ○ 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理
13 解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 14 ○ 地域の食文化の継承や健全な食生活を推進するため、学校給食への米飯給食メニュー
15 の導入を働きかけるなど、ごはんを中心とした栄養バランスの良い日本型食生活の普
16 及を促進します。
- 17 ○ 学校、病院・福祉施設や社員食堂など、集団給食施設における県産農林水産物の消費
18 拡大を図ります。
- 19 ~~○ 農家レストランや農家民宿など、地域の食材を活用した農林漁業者の6次産業化を促
20 進します。(第6節の「地域産業6次化」に関する項に整理)~~

21

22 ■ 県内卸売市場の機能強化

- 23 ○ 卸売市場の機能強化を図るため、卸売市場に対する検査・指導や市場関係者を対象と
24 したセミナーの開催等により安定した県産農林水産物の供給体制を確保するとともに、
25 卸売市場の再編・統合を促進します。

26

27

1 5 流通・消費対策

2 (2) 国内における販売強化

3
4 ① 現状と課題

- 5 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故によって、県産農林水産物の首都圏量販店にお
6 ける取扱停止、販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。
7 ○ 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を
8 懸念する保護者もおります。
9 ○ 本県は、夏秋きゅうりが全国1位、ももが全国2位、さやいんげんが全国3位の出荷
10 量（平成19年度）を誇る全国有数の産地ですが、より全国的な地位を高めるため、ふ
11 くしまの「顔」となる品目を重点化し、ブランド力向上に向けた販売促進対策を行う
12 必要があります。
13 ○ 市場流通における県産農林水産物の確実な取引に向け、小売での「品揃え」や「ふく
14 しまの農林水産物」の知名度を高める必要があります。
15 ○ 県産農林水産物を広く周知させるため、県オリジナル品種や有機農産物等、こだわり
16 農産物などの販路開拓や販売促進活動を支援する必要があります。
17 ○ 産地や農林漁業者等が行うインターネットやカタログ販売、大消費地でのインショッ
18 プ設置などは、消費者及び農林漁業者相互にメリットがあるため、これらの手法を用
19 いた販売促進活動を支援する必要があります。

20
21 ② 施策の具体的な取組内容

22 ■ 安全性のPR・販売促進（再掲）

- 23 ○ 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・
24 販売事業者等の取組や緊急時環境放射線モニタリング検査結果等の情報を発信し、ふ
25 くしまブランドの信頼回復に向けた活動を展開します。
26 ○ 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等
27 における販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
28 ○ 緊急時環境放射線モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供し
29 ていくことにより、消費者の信頼確保に努めます。

30
31 ■ ~~ふくしまの「顔」となる品目~~「ふくしま恵みのイレブン」の重点プロモーション

- 32 ○ ~~ふくしまの「顔」となる品目を対象に、~~「ふくしま恵みのイレブン」に位置づけた主要
33 な農産物のブランドの再生を図るため、首都圏や京阪神地区など大消費地において、
34 ~~ブランド力の向上を図るため、~~広告媒体を活用したPRや量販店等におけるキャンペ
35 ーン活動など、消費者にダイレクトに認知してもらえる総合的なプロモーション活動
36 を進めます。

37
38 ■ 県産農林水産物の知名度向上

- 39 ○ 年間を通じて取引のある量販店や商店街、首都圏の消費者等を対象に重点的なPRを
40 行うなど、ふくしまの農林水産物のファンづくりを進めます。

1 ○ 県産農林水産物の知名度向上を図るため、首都圏アンテナショップや各種イベント等
2 において、県産農林水産物の販売促進活動を行います。

3

4 ■ **マーケットインに基づく産品づくりと販売促進支援**

5 ○ 県東京事務所などの県外事務所等が収集した消費者ニーズや流通販売に関する各種情
6 報を広く農林漁業者や関係団体等に提供し、「売れるものをつくる」マーケットインの
7 考え方に基づいて産品づくりと販売促進を支援します。

8

9 ■ **産地自らのPR・販路開拓への支援**

10 ○ 販売戦略を確立した産地や農林漁業者組織等によるモデル販売拠点の設置など、販路
11 開拓や消費拡大に向けた取組を支援します。

12 ○ 県や各種団体が実施する商談会等へ農林漁業者や関係団体の参加誘導を図るとともに、
13 産地自らが行うPR活動やネット販売等を活用した特色ある販路開拓などの取組を支
14 援します。

15

1 5 流通・消費対策

2 (3) 県産農林水産物の輸出促進

3
4 ① 現状と課題

- 5 ○ 県産農林水産物の輸出量は ~~148 t (平成20年度)~~ で、~~年々増加しています~~する傾向に
6 ありましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を受けて、主要な輸出先国・
7 地域において輸入規制等の措置がとられたことから、平成23年輸出量が前年と比べて
8 減少しています。
- 9 ○ 平成24年には、タイや香港の食品バイヤーに対して本県産農産物の高い品質や放射性
10 物質対策への理解を求めると、本県産農産物の輸出再開に向けた取組が始まってい
11 ます。
- 12 ○ 県産農林水産物の輸出量を増大させるため、現地販売店等のニーズに対応した品質、
13 オーダーに見合った出荷量を確保できる産地や農林漁業団体等を拡大する必要があります。
14
- 15 ○ 既に輸出に取り組んでいる産地や農林漁業団体等が、より一層輸出促進を図るための
16 対策が求められています。
- 17 ○ 継続的な輸出を促進するため、県内外の関係団体等による、各種情報の共有化が図れ
18 るネットワークづくりが求められています。

19
20 ② 施策の具体的な取組内容

21 ■ 輸出の取組促進

- 22 ○ 原子力発電所事故の発生に伴い食品の輸入停止等の規制措置を取る諸外国に対して、
23 国等と連携して、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信など輸入規制の解
24 除に向けた取組を強化します。
- 25 ○ 農林漁業団体等を対象に、輸出に関するセミナーやフェアなどへの参加を誘導します。
- 26 ○ 福島県貿易促進協議会等と連携して、輸出相手国の輸出条件や消費者ニーズなどの情
27 報提供を行い、県産農林水産物の輸出に意欲的に取り組む農林漁業団体等を支援しま
28 す。

29
30 ■ 農林漁業団体等の取組支援

- 31 ○ 農林漁業団体が行う輸出先の販売店等における試食PRなどの販売促進活動や国際専
32 門見本市への出展等の取組みを支援します。
- 33 ○ 海外向け農林水産物の品質保持と安定供給に向け、輸出相手国のニーズ等に対応した
34 ~~長期貯蔵試験や品質保持試験など輸出手法に関する情報提供を行うとともに~~など、農
35 林漁業団体等の自主的な取組みを支援します。

36
37 ■ 福島県貿易促進協議会への加入促進

- 38 ○ 海外市場の動向等各種情報の共有化や人的ネットワークの構築を図るため、輸出に関
39 心のある農林漁業団体等に対して、福島県貿易促進協議会への加入を促進します。

6 新技術の開発と生産現場への移転

① 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に農地や生産関連施設等が汚染されました。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 農産物価格が低迷し、産地間競争も激化していることから、本県の農産物の差別化、高付加価値化を図る必要があります。
- 地域ごとに特徴的な気候風土をもつ本県では、多様な環境条件に応じて農作物の生産性と品質の向上を図る必要があります。特に、近年は地球温暖化に伴う気象変動も指摘されており、農作物への影響が懸念されています。
- 原子力発電所事故に伴う放射性物質による農林水産物の汚染、輸入食品への有害物質の混入や猪苗代湖の水質低下等から、県民の「食の安全・安心」や環境問題に対する関心がますます高まっています。
- 農業を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、試験研究のスピードアップや多様なニーズへの対応が求められています。また、生産現場の速やかな課題解決のため、研究成果の効率的な現地への普及が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進めます。
- 農用地等の除染、農産物の吸収抑制技術等の開発と活用を図ります。

■ 本県独自品種・系統の開発

- 本県の農産物の生産振興とブランド化による高付加価値化を図るため、水稻、野菜、花き、果樹等の県オリジナル品種の開発や優良な種雄牛、豚系統・地鶏系統の作出系統造成を推進します。

■ 生産性・品質向上技術の開発

- 本県の多様な環境条件に対応した生産性、品質向上技術や高度な経営管理技術等の開発を推進します。
- 地球温暖化に対応できる高品質安定生産技術の開発を推進します。

■ 環境と共生する栽培技術の開発

- 県民の「食の安全・安心」や環境問題に対する関心の高まりに対応するため、有機栽培・特別栽培に関する技術、地域の有機性資源の活用による循環型農業技術、再生可

1 能エネルギーの農業分野への導入技術、生物指標による環境評価技術等の環境と共生
2 する栽培技術の開発を推進します。

3

4 ■ **試験研究のスピードアップや効率化、成果の速やかな移転**

5 ○ 試験研究の効率化や多様な研究ニーズへ対応するため、大学、独立行政法人等の試験
6 研究機関や民間企業等との連携や共同研究を推進します。

7 ○ 研究成果発表会及び技術移転セミナーの開催、現地実証ほの設置、インターネットに
8 よる情報公開、関係機関や団体等と連携した技術資料の発行など、研究成果の生産現
9 場等への移転と普及・定着を推進します。

10

7 農業関係団体との連携

① 現状と課題

- 農業関係団体は、それぞれの機能を発揮しながら本県農業の振興を支えており、農業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、地域に根ざした組織として、引き続き、地域農業を守り育てる取組を積極的に行う必要があります。
- それぞれの団体が、時代の変化に合わせた制度の改正や事業内容の見直し、経営基盤の強化、団体相互の連携を図り、効率的な活動を行うことが求められています。
- 東日本大震災及び原子力災害により農業者等が被災したことに伴い、農業関係団体の経営、業務に影響が生じています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農業委員会等

- 改正農地法の趣旨を踏まえ、優良農地を確保するとともに農地の有効利用を推進するなど、農業委員会が農業経営基盤の強化に向けた役割を十分果たせるよう支援します。
- 農業委員会が主体となった担い手の確保と担い手への農用地の利用集積等を進める活動を支援します。特に、地震・津波で被害を受けた地域においては、農地の復旧、大区画等と併せた農用地利用集積を進めます。
- 被災した農業者が避難先等において、一時的に農業経営を開始するに当たり、農地の確保に対する支援を行います。

■ 農業協同組合等

- 産地として生産力の増強や地域活性化を図るため、農業協同組合が主体的に行う農用地の有効利用、担い手育成、流通販売対策など、農業者の所得向上に向けた取組を促進します。
- 社会情勢の変化に左右されない財務基盤構築のため、経済事業改革等のより一層の取組を促すとともに、経営の健全性を確保するため、法令遵守態勢の確立やリスク管理の徹底、内部統制などの強化を支援します。

■ 農業共済組合等

- 農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、災害時の損失を補てんするセーフティネットとしての農業共済事業の役割と機能が継続的に発揮できるよう支援します。
- ~~組織体制の強化を図るため、執行体制の強化、業務の効率化、収入の確保、組織再編など、~~組織体制の強化と経営の合理化・効率化など、安定的な事業運営に向けた主体的な取組のより一層の強化を促進します。

■ 公社等

- (財)福島県農業振興公社については、県内の優良農地を守り、生産性の高い農業を実現するため、農用地の利用集積や、~~新規就農者の確保・育成に加え、~~新規就農者の確保・育成に

1 ~~の育成に向けた取組みを等の強化するなど、その活動を支援します。また、関係機関・~~
2 ~~団体が連携して取り組む農林水産物の放射性物質に関するきめ細かな検査の実施体制~~
3 ~~の整備や検査結果等の情報発信の取組を支援します。~~

4 ○ (社)福島県畜産振興協会については、畜産経営の健全な発展、家畜及び畜産物価格等
5 の安定など、その役割と機能が継続して発揮できるよう、組織・経営基盤の強化を支
6 援します。

7 ~~○ 新公益法人制度が施行され、平成 25 年までに公益社団・財団法人に移行する必要があ~~
8 ~~ることから、組織体制の強化と経営の効率化に向けた取組みを支援します。~~

9
10 ■ **土地改良区等**

11 ○ 土地改良区の組織及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区の広域合併等の協議、
12 調査、検討などの支援を行います。

13 ○ 農業水利施設等の管理だけでなく、地域の団体として行政や非農家を含めた利害関係
14 者との協議・調整、地域環境保全等様々な活動に適切に対応できるよう支援します。

15

1 第4節 林業・木材産業の振興

3 1 森林資源の充実・確保

5 ① 現状と課題

- 6 ○ 本県の森林面積は、県土面積の約71%を占める972,000haで全国第4位、そのうち約
- 7 58%の563,000haが民有林となっており、人工林を主体に利用可能な資源が充実しつ
- 8 つあることから、引き続き、森林計画制度により適切に管理していく必要があります。
- 9 ○ 人工林では間伐が必要な4～9齢級（16～45年生）の面積が全体の約60%を占める一
- 10 方、計画的な伐採・造林が行われない場合が多く、森林の齢級構成に偏りが見られる
- 11 ことから、将来の森林の姿を見据えた適切な対応が必要となっています。
- 12 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に森林が汚染された
- 13 ことから、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。
- 14 ○ 森林所有者の高齢化や世代交代、不在村化等により山離れが進み、隣接地との境界が
- 15 不明である森林が増加し、適切な森林整備を妨げるおそれがあることから、早期に森
- 16 林の所有界を明確にしていく必要があります。
- 17 ○ 林木育種基本計画等に基づく優良種苗の供給体制の整備を図った結果、県内の苗畑で
- 18 生産し森林に植えた苗のシェアは約90%を維持しており、今後も、針葉樹と広葉樹の
- 19 混交林化等の森林造成に必要な種苗の供給と県民の要望に応じた品種の開発など、優
- 20 良種苗供給体制を整備する必要があります。
- 21 ○ 津波により被災した海岸防災林等の復旧に当たり大量の苗木が必要となることから、
- 22 供給体制の整備が求められています。

24 ② 施策の具体的な取組内容

25 ■ 森林計画制度の推進

- 26 ○ 森林GIS等を活用し、地域毎の森林整備の目標となる地域森林計画を策定すると
- 27 ともに、市町村の市町村森林整備計画及び森林所有者等の~~森林施業計画~~森林経営計画の
- 28 作成を支援し、計画に則した森林整備を進めます。

30 ■ 放射性物質に汚染された森林の再生

- 31 ○ 放射性物質に汚染された森林においては、間伐等の施業により放射性物質の除去・低
- 32 減を進めるなど、関係市町村と協議しながら森林の再生を進めます。

34 ■ 森林資源の適正な管理

- 35 ○ 森林資源を健全な状態で確保するため、間伐を始めとする森林整備を推進します。
- 36 ○ 将来の森林資源の確保を図るとともに、荒廃の原因となる造林未済地の発生を防ぐた
- 37 め、「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の徹底を図り、主伐後の再生林を促進します。
- 38 ○ 環境に配慮した森林の管理と持続可能な林業経営を促進するため、一定の基準等に基
- 39 づいて特定の森林や経営体を認証する森林認証制度や効率的施業を可能とする施業の
- 40 集約化、長期受委託制度などの普及を図ります。

- 1 ○ ~~森林の所有界や現況が不明なために間伐等の施業が実施できない森林において~~間伐等
2 の施業を促進するため、森林所有者等が実施する境界の明確化等の地域活動を支援し
3 ます。
4
5 ■ **優良種苗の供給体制の整備**
6 ○ 森林所有者や県民のニーズに対応するため、気象災害・松くい虫等抵抗性育種品種、
7 有用広葉樹育種~~や花粉の少ないスギ等の育種を推進し、優良種苗の供給体制を整備~~
8 しますに取り組みます。
9 ○ 海岸防災林等の復旧に向けて、優良種苗生産体制の整備を図ります。
10

2 林業生産基盤の整備

(1) 林内路網の整備

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 本県の私有林における林道・作業道などの林内路網密度は15.8m/haと依然低位で推移しており、森林の多面的機能の発揮や木材の循環利用に対応するためには、計画的・効率的な整備を進める必要があります。
- 放射性物質の除去・低減と一体となった森林整備を進めるとともに、復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るため、林内路網の整備を進める必要があります。(検討中)
- 林道の舗装率は林道延長全体の約33%で推移しており、木材等の輸送力の強化や通行車両の安全確保が求められているため、計画的な整備を進める必要があります。
- 地形などの自然条件や林業機械の導入などに適切に対応した路網計画を策定する必要があります。
- 森林づくり活動や森林レクリエーション活動のためのアクセス情報など、県民ニーズに対応した林道情報などを提供していく必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 林地・林道等の復旧(再掲)

- 被災した林地や林道等を早期復旧に努めます。

■ 路網整備計画の充実

- 森林の再生、木材生産の採算性向上や効率的な森林整備が可能となるよう、路網整備計画の充実を図ります。
- 林道の橋梁やトンネルの長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの導入を促進します。

■ 森林の再生に向けた路網の整備

- 森林の機能区分や利用形態放射性物質を除去・低減するための施業内容等に応じた林道や作業道の路網整備を進めます。(検討中)
- 大型車両等の通行や交通の安全を確保するため、舗装や改良による林道の機能強化を図ります。
- 林内路網の整備による効果の早期発現や適切な工法の選択、品質の管理、コストの縮減に努めます。

■ 情報の提供

- 林道の位置情報をインターネットで発信するなど、県民ニーズに応えた林道情報等の提供に努めます。

2 林業生産基盤の整備

(2) 県産材の安定供給体制の整備

① 現状と課題

- 中国やロシアなどの輸出入国の木材需給構造の変化と県内外の大型製材工場や合板工場等の国産材シフトにより、素材の一層の安定供給が求められています。
- ~~製紙用チップの間伐材利用や地球温暖化対策としての木質バイオマスのエネルギー利用が注目されており、木質資源東日本大震災からの復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等県産材の安定供給が求められています。~~
- ~~景気動向や改正建築基準法等の影響により、木材需要の大部分を占める住宅の着工戸数が減少する一方、~~木材の品質・性能に対する需要者ニーズが高まってきており、集成材や人工乾燥材などの安定供給と併せて、関係者の連携等による木材産業の基盤強化が必要となっています。
- 持続可能な森林経営や環境に配慮した生産活動から産出される木材が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ ~~ニーズに対応した素材の安定供給体制整備~~

復興需要に対応した県産材の安定供給体制の整備

- 復興需要に的確に対応するため、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入など、県産材の安定供給体制の整備を促進します。
- ~~素材生産コストの低減と安定供給を図るため、林内路網の整備と併せて高性能林業機械導入を促進します~~
- 建築用材からバイオマス燃料までのニーズに応じた素材の集出荷を図るため、これまでの単幹集材から、全木集材による山土場での用途別仕分けを行うなど、効率的な作業システムの構築を促進します。
- 建築用材、合板、製紙用さらには燃料用等のニーズに適時的確に応え、計画的かつ安定的に供給できる素材流通体制の整備を図ります。
- 国有林と連携し、川上から川下まで流域一体となった安定供給を進めます。

■ 木材産業構造の基盤強化

- 集成材や人工乾燥材等の安定供給に対応するため、品質・性能の確かな製材品の安定供給や未利用の間伐材等の有効活用に必要な加工施設等の整備を促進します。
- 足腰の強い木材産業に向けた基盤強化を図るため、外材から国産材への原料転換や生産品目の転換を促進するとともに、地域の製材工場等と中核工場との連携による生産加工流通体制の整備を促進します。
- 木材のトレーサビリティの取組を進め、品質性能や生産履歴等に関する情報管理を促進します。

3 県産林産物の振興

(1) 県産材の利用促進

① 現状と課題

~~○ 木材需要の大部分を占める住宅市場が建築基準法の改正や経済状況の悪化により低迷していることから、関係機関・木材団体等の連携による様々な場面での県産材利用の拡大が重要となっています。~~

○ 東日本大震災からの復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等県産材の安定供給が求められています。

○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、国産材の利用が位置づけられたこともあり、国産材に対する潜在的需要を県産材の実需に結びつける取組みが必要になっています。

○ 森林所有者から林業・木材産業、建築関係者等の連携による家づくりを進める「顔の見える木材での家づくり」活動が各地で始まっており、その取組みの強化が必要です。

○ 間伐等森林整備が推進される一方で、間伐材の搬出・利用が十分に進まずに林地残材が増加しており、これら未利用資源の有効活用を図る必要があります。

○ ライフスタイルの変化により、日常生活のなかで木材に親しむ機会が減ってきており、木の文化の継承が危ぶまれています。

○ 低炭素社会に向け、適正な森林整備による木材の供給と適切な利用が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 公共事業施設等での県産材の率先利用

○ ~~ふくしま県産木材利用推進会議等による県産材利用の合意形成を図りながら、「ふくしま県産材利用推進計画」に基づき、公共建築物や公共土木事業での県産材利用を推進~~します。

○ 復興住宅や公共施設の復旧に当たって、県産材の利用を促進します。

○ 県有施設の木造・木質化を推進するとともに、市町村等が整備する施設における県産材利用を支援促進します。

■ 木質バイオマスの利用促進

○ 森林の除染により発生する間伐材や枝葉、県産材の需要拡大に伴い発生する木材加工残材などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。

■ 県産材を活用した住宅の建設促進

○ 住宅における県産材の利用促進を図るため、県産材製品の情報提供や住宅建築に関する相談窓口の充実を図ります。

○ 県内各地域で活動する県産材を活用した家づくりグループ等の取組みを支援し、県産材住宅の普及拡大を進めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

■ 木材利用の普及啓発の推進

- 各種イベントや広報活動等を通して、木の良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発を推進します。
- 木材関係団体等との連携の下、インターネット等多様な手段を活用し、消費者が県産材利用に関する情報を入手しやすい環境づくりを推進します。
- 間伐等を活用したベンチの設置など、県産材製品が県民の目に触れる取組みを推進します。
- 子どもたちに木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、学校教育や各種イベント等において、木材に「触れ」・「感じ」・「知る」体験活動を推進します。

■ 県産材の加工・利用技術の開発の推進

- 試験研究機関による品質・性能の明確な県産材製品の加工・利用技術、木質バイオマスの利用等に関する研究開発を進めるとともに、民間企業との連携による研究成果の定着と県産材の需要拡大につながる新たな製品開発の取組みを支援します。
- 建築用に加え、合板やボード等、材料としての利用の開発、さらにはエネルギー用途に至る木材のカスケード利用を促進するための技術開発を推進します。

3 県産林産物の振興

(2) 特用林産物の振興

① 現状と課題

- 栽培きのこの生産量は、ほぼ横ばいで推移していますが、~~国産品に対するニーズは高まっていることから、消費拡大と生産量の増大を図る必要があります。~~したが、東北地方太平洋沖地震・津波による被災、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により大幅に減少しています。
- 大規模な施設栽培による生産と小規模な生産の2極化が進んでおり、通年栽培である菌床栽培では、きのこ発生舎など初期設備投資が必要であり、新規栽培者の参入の障害となっています。
- 原木栽培のうち自然栽培は、栽培技術の習得により容易に始められるという利点がありますが、~~原本生産量の約60%が他県に移出されており、適切な原本林の管理とともに、県内での原木の利用比率を高める必要があります。~~放射性物質により森林が汚染されたことから、安全なきのこ栽培用原木、ほだ場の確保が難しくなっています。
- 桐の生産量は日本一を保っていますが、連作障害による品質低下が見られ、良質材の確保が困難になっています。
- 安価な輸入木炭の影響を受けて、木炭の生産量は減少傾向にあることから、新たな用途開発等による消費量の拡大を図る必要があります。
- 山菜は~~天然物の採取が主になっており、直売所などでは人気商品となっていることから、山菜を地域振興の資源として活用できるよう、~~ますが、天然物は放射性物質の影響を受けやすいことから、栽培化などにより、による安全性の確保と生産量の増加を図る必要があります。
- 野生きのこや山菜による食中毒が、毎年発生していることから、その防止を図ることが必要です。

② 施策の具体的な取組内容

■ きのこ類の振興

- きのこの消費拡大を図るため、各種イベント等を実施するとともに、消費者の嗜好にあった良質なきのこの提供や農商工連携等による新たな商品開発を支援します。
- ~~原本資源確保きのこ原木林再生のため、広葉樹林改良やほだ場の除染、整備を支援するとともに、県オリジナル品種を活用した原木栽培ナメコや既存種の原木マイタケなどの普及を図ります。~~します。(検討中)
- 安全なきのこ原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに生産資材等の検査による安全性の確認を継続します。
- ~~消費者の「食の安全・安心」への関心の高まりに対応するため、「安心きのこ栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図ります。~~
- 競争力を高めるため、産地化などを通じ、安全なきのこ類の安定供給体制づくりを支援するとともに、県オリジナル品種を活用した地域特産品としての知名度向上を図ります。

- 1 ○ 設備投資や生産コストの低減を図るため、補助事業の活用などによる施設の整備や木
2 質バイオマスへの熱源転換等の省エネ設備の導入を支援します。
- 3 ○ きのこと栽培者の増大、産地化を進めるため、~~(財)福島県きのこ振興センター~~(社)福島
4 県森林・林業・緑化協会等と連携し、新規就農を希望するU、J、Iターン者等の栽
5 培技術の習得を支援します。
- 6 ○ 野生きのこの誤食による食中毒防止を図るため、(財)福島県きのこ振興センター等
7 と連携して、鑑定会等を開催します。
- 8 ○ 野生きのこや山菜等に関するきめ細かな検査の実施とわかりやすく、正確な検査結果
9 の公表に継続して取り組みます。

10

11 ■ 桐、木炭、山菜等の振興

- 12 ○ 桐、うるし等の特用樹については高品質な国産原材料確保のため、伝統工芸品製造な
13 どの関係者との連携を図りながら、植栽苗木の健全育成など管理技術の普及に努めま
14 す。
- 15 ○ 木炭・竹炭等の需要拡大を図るため、熱源、水質浄化資材、土壌改良資材などとして
16 の利用に加えて、高級茶炭など付加価値の高い製品の生産を支援します。
- 17 ○ 耕作放棄地等を活用したわらび園の整備や森林整備後の林床を活用した山菜の栽培な
18 どを促進します。
- 19 ○ 地域産品化が期待できる食品機能性の高い特用樹や特徴あるきのこ、山菜の栽培など
20 による農林家の経営の多角化を支援するため、栽培技術の確立と品種選抜を推進しま
21 す。

22

4 林業担い手の確保・育成

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、沿岸部を中心に、林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難、放射性物質による森林、林地等の汚染、森林整備の停滞、林産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営規模の縮小や休止を考える経営体の増加が想定されます。
- 林業就業者数は、毎年100名程度減少し、平成17年には1,755人となるなど減少傾向が続いておりますが、今後必要となる森林整備や素材生産等を十分に行うことが困難になりつつあることから、整備量に見合った就業者の確保を図るとともに、他産業に比べ低い定着率を改善する必要があります。
- 必要な森林整備を推進するためには、林業後継者等の森林整備意欲の喚起と実質的な担い手である森林組合等の林業事業体の体制整備が不可欠であり、施業の集約化などによる生産性の向上や経営基盤の強化を進める必要があります。
- 林業労働災害の発生頻度は、他産業に比べ労働災害の発生頻度が高い状況にあり、~~ある~~ことに加え、放射性物質により森林が汚染されたことから、放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生対策をより一層推進する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した林業者・木材産業事業者への支援（再掲）

- 林業者・木材産業事業者に対して、施設等の復旧・整備を支援します。
- 経営維持に必要な融資制度に関する情報提供や相談体制の強化等に取り組みます。

■ 林業就業者の確保・育成

- 林業が魅力ある職場となるよう労働負荷の軽減や福利厚生の実施、林業就業者の労働安全衛生対策など、~~新規就業者の~~就労条件の改善を図るとともに、安定雇用に向けた林業事業体等の経営基盤の強化を促進し、新規就業者の確保に取り組みます。
- 新規就業者を対象とした基礎研修や基幹的な林業労働者を対象とした専門的研修、高性能林業機械のオペレータ養成研修や森林除染研修など、就業者の経験と技能に応じた技術の継承と定着化を推進します。
- 建設業等の異業種団体の森林整備事業への参入促進を図るため、~~各事業者の実施体制に応じた研修カリキュラムを提案し、~~森林施業技術・知識等を付与する研修会等を開催します。

■ 森林組合等林業事業体の経営基盤強化

- 計画的な経営改善や雇用環境の整備を推進するため、林業経営改善計画の樹立・認定を促進するとともに、機械化等による生産性の向上や制度資金等の活用による経営基盤の強化を支援します。
- 施業の集約化・効率化を図るため、森林所有者に対して施業方法や費用などを事前に

1 提示する提案型集約化施業を進める「森林施業プランナー」の養成を推進します。

2

3 ■ **林業後継者等の育成**

4 ○ 森林所有者等の森林整備意欲を喚起するため、森林施業を受託する森林組合等の林業
5 事業体とのコーディネート、補助制度等の情報提供や森林施業計画~~森林経営計画~~の策
6 定等を推進します。

7 ○ 林業後継者や林業研究グループの育成を図るため、指導林家や林業普及指導協力員と
8 の連携による研修会や講習会を開催し、林業に関する技術や知識の普及と定着を推進
9 します。

10 ○ 持続可能な林業経営に向け、複合的な経営支援や施業の集約化・低コスト化による未
11 利用材の活用を促進し、森林所有者の収益向上を推進します。

12

13 ■ **労働安全衛生対策の推進**

14 ○ 林業事業体への安全装備の配備や森林除染研修等の実施を支援することにより、林業
15 従事者の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生を確保していきます。

16 ○ 作業現場への巡回指導、リスクアセスメントの推進、安全衛生教育や高性能林業機械
17 操作など新たな作業に対応した研修等を実施し、労働安全の確保と意識の高揚を図り
18 ます。

19 ○ チェーンソーによる振動障害予防の特殊健康診断の実施や蜂アレルギー対策等を実施
20 し、林業就業者の健康と安全を確保します。

21

5 試験研究と技術の普及・定着

① 現状と課題

- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 放射性物質によって森林が汚染されたことにより、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。また、安全なきのこ栽培用原木の確保が困難となっています。
- 多様化する県民の要請に対応するためには、新たな技術開発や他の研究機関等との情報交換・共同研究等を進め、素材生産コストの低減、森林資源の持続的利用や中山間地域等の資源を活用した品種開発等を推進する必要があります。
- 林業の採算性の悪化により、経営意欲の低下や所有山林への関心が減退していることから、森林所有者等が求める森林・林業・木材産業に関する要望を把握し、優良情報の収集・提供及び試験研究の成果や開発した技術等を生産現場へ普及・定着していく必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産と一体となった除染技術の開発と活用を図ります。
- 県産材の放射性物質汚染対策に関する研究開発を進めます。

■ 林業技術の試験研究

- 本県に適した優良な品種・系統の苗木の育成、マツノザイセンチュウ抵抗性マツや花粉の少ないスギ苗の育成など、~~林業の振興と社会の要請に応じた~~研究開発を進めます。
- 自然環境と調和のとれた林業技術の開発、県土の保全、水源かん養や地球温暖化防止のための森林吸収源対策等の研究開発を推進します。
- 森林の状態に応じた新たな施業技術、~~森林病虫害防除技術、~~効率的な素材生産技術や低コスト再生林技術等の研究開発を推進します。
- 品質・性能の優れた木材の加工・利用技術、木材乾燥技術、木質バイオマスの利用やトビグサレ材の有効活用技術等の研究開発を進めます。
- ~~木材利用に関する技術開発の効率化・多用途化を図るため、他機関との共同研究や研究施設の開放による民間企業等への施設利用を推進します。~~
- 県オリジナルきのこ品種等の優良種菌や安定生産技術の研究開発を進めるとともに、桐の栽培技術や山菜等野生資源の増殖及び利用等の研究開発を推進します。

■ 林業技術の普及・定着

- 森林所有者やきのこ生産者等に対する林業の技術・知識の普及、~~林業技術の改善や林業経営の合理化~~安全な林産物生産技術等の普及を推進します。
- 地域の課題、森林所有者等の要望を把握し、研究機関等へ情報提供するとともに、市

- 1 町村や森林組合等との連携・コーディネートにより、地域林業の振興を図ります。
- 2 ○ 各種優良情報を収集するとともに、研修会・講習会の開催、巡回指導、各種情報誌に
- 3 よる普及情報の提供や試験研究の成果、開発した技術等の普及・定着を推進します。
- 4

6 林業関係団体との連携

① 現状と課題

- 林業・木材産業の振興再生を図るためには、県の施策展開はもとより、林業関係団体等の主体的な取組を欠かすことができません。
- 関係団体等の組織・経営基盤については、木材価格の低迷による林業の採算性から脆弱なところが多く、その強化が必要となっています。
- 東日本大震災及び原子力災害により林業経営体等が被災するとともに、放射性物質によって森林が広範囲に汚染されるなどしたため、林業関係団体の経営、業務に影響が生じています。
- 本県の森林面積の約42%を占める国有林野は、その管理経営を通じて、県土の保全や林産物の持続的な供給など重要な役割を果たしており、今後とも民有林と連携してその使命を果たしていくことが期待されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 森林組合等

- 森林組合については、組織・経営基盤を強化するため、自主的な広域合併を促すほか、森林資源の成熟や施業体系の変化に応じ、従来の造林・保育事業から林産事業への事業転換を促進します。
- 森林所有者の協同組織という森林組合の原点を踏まえ、組合員である森林所有者の負託に応える組織として、森林施業の集約化への積極的な取組みや森林除染など、地域の森林管理主体としての役割を果たすことができるよう、その活動強化を支援します。
- 福島県森林組合連合会は、県内19の森林組合の連合組織として、森林組合の育成指導、木材の共同販売、林業就業者の確保・育成の促進、さらには、施業の集約化の推進等、指導的かつ重要な役割を担っていることから、経営基盤の強化を支援します。

~~■ 福島県森林組合連合会~~ (■ 森林組合等へ移動)

■ ~~(社)福島県林業公社~~ 公社等

- (社)福島県林業公社については、森林整備を通して森林の持つ多面的な機能の維持を図るとともに、木材需給動向を見極めながら、計画的な伐採による県産材の安定供給ができるよう、組織と経営基盤の強化を支援します。
- (社)福島県森林・林業・緑化協会は、県内における森林・林業の振興と発展に向けて総合的に取り組む中核機関として、森林・林業の広報普及活動、林業後継者の育成、測量設計調査、林業労働力対策、緑化運動の推進やきのこ等特用林産物の振興等において重要な役割を担っていることから、活動の強化を支援します。
- 福島県木材協同組合連合会は、県内27地区の木材協同組合の連合会組織として、間伐材や林地残材の利活用の促進、需要者ニーズに対応した安定供給体制の整備、県産材の放射線検査体制の整備、さらには合法木材等トレーサビリティシステムの構築等、

1 重要な役割を担っていることから、活動の強化を支援します。

2 ○ (財)フォレスト・エコ・ライフ財団は、県民が様々な形で森林とふれ合う中で、自然
3 との共生を学び、体験するフォレスト・エコ・ライフの推進において重要な役割を担
4 っていることから、活動の強化を支援します。

5 ○ 林材業労災防止協会福島県支部は、林業と木材製造業の事業者による組織として、自
6 主的な労働災害防止活動を行っており、作業者の安全は最優先で確保されるべき課題
7 であることから、活動の強化を支援します。

8 ○ 福島県農林種苗農業協同組合については、東日本大震災からの復興に当たって、被災
9 した海岸防災林の復旧や造林に用いる品種系統が明らかな苗木の安定供給が求められ
10 ていることから、活動の強化を支援します。

11
12 ■ **流域林業活性化センター**

13 ○ 流域における民有林と国有林、川上から川下までの連携を図る組織として、市町村、
14 林業関係団体から構成されているセンターの特性を踏まえ、各流域ごとの特色を生か
15 した新たなビジネスモデルの提案活動などを促進します。

16 ○ 従来の林業・木材産業の枠にとらわれず、流域における産業振興など様々な地域課題
17 への取組みなど新たな役割を担えるよう、活動強化を支援します。

18
19 ~~■ (社)福島県林業協会 (林業労働力確保支援センター)~~
20 ~~(■ 公社等へ移動 ((社)福島県森林・林業・緑化協会))~~

21
22 ~~■ 林材業労災防止協会福島県支部 (■ 公社等へ移動)~~

23
24 ~~■ 福島県木材協同組合連合会 (■ 公社等へ移動)~~

25
26 ~~■ (財)福島県きのこ振興センター~~
27 ~~(■ 公社等へ移動 ((社)福島県森林・林業・緑化協会))~~

28
29 ■ **森林管理署 (国有林)**

30 ○ 市町村や林業・木材産業関係者との連携を図りながら、素材の安定供給や低コスト造
31 林等の先進的な技術の導入などについて、国との一体的な取組みを推進します。

1 第5節 水産業の振興

1 漁業生産基盤の整備

① 現状と課題

○ ~~低利用漁場で漁業資源を増殖するため、双葉南地区など新たな地域で漁場整備が実施されています。また、漁業者による管理組織により、円滑な利用管理が行われています。~~

○ ~~漁業者による自主的な藻場、干潟等の漁場保全活動が始まっています。~~

○ 東北地方太平洋沖地震・津波によって、漁船の安全な管理と水産物の水揚げの機能を担っている県内の13の漁港・港湾や漁業生産活動に必要な漁船・漁具の保全・管理施設、安全で安心な水産物の供給に不可欠な流通関係施設等については、就労環境の改善や産地間競争への対応を図るため、機能の維持・強化が必要です甚大な被害が発生し、漁業の再開に向けて早急に復旧する必要があります。

○ 沿岸の漁場、藻場や干潟には壊れた建物等が堆積し、環境も大きく変化しています。

○ ~~災害発生時における水産物の安定供給を確保するとともに、主要な岸壁の耐震化を進める必要があります。~~

○ 漁港施設用地の多面的な利用が求められているため、地域の活性化の視点に立った整備、利活用を進めていく必要があります。

○ 磯焼けの原因となるウニは津波発生後一時的に減少したものの、現在は漁場に戻ってきており、また、松川浦においては、アサリを食害するサキグロマトツメタも確認されています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 漁港の効率的整備復旧

○ 漁港施設の早期復旧を図るとともに、長寿命化を図るため、漁港施設の計画的な維持・管理を実施します。

○ ~~災害発生後も水産物の供給が行える漁港施設を整備するため、東北地方太平洋沖地震・津波による被害を踏まえ、漁港機能の維持と安全な就労環境を確保するため、主要陸揚げ岸壁の耐震化を推進します。~~

■ 漁業生産関連施設等の整備復旧

○ 漁港、共同利用施設等については、役割分担と機能強化による効率的な生産・流通体制に配慮した復旧を図ります。(再掲)

○ 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。(再掲)

○ 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図ります。(再掲)

○ 産地魚市場については、荷さばき施設、鮮度保持施設の整備や適切な維持管理を進めるとともに、未利用・低利用魚の簡易加工など漁業関係者や地元市町の新たな取組を促進します。

1 ■ 漁場の復旧と保全

- 2 ○ 漁場生産力の維持回復のため、漁業者グループが行う海底の壊れた建物等の回収など
3 の取組を支援します。(再掲)
4 ○ 磯焼けの発生した漁場からのウニの除去やアサリを食害するサキグロタマツメタの駆
5 除など、漁業者による藻場・干潟の保全活動を支援します。
6 ○ 造成漁場の利用管理を効率的に進めるため、漁業者等による管理組織を支援します。

7

8 ~~■ 漁場保全活動の推進~~ (■ 漁場の復旧と保全に移動)

9

10 ~~■ 効率的な漁場の整備~~ (■ 漁場の復旧と保全に移動)

11

2 漁業担い手の育成・確保

① 現状と課題

- ~~平成20年の経営体数は743経営体で平成14年より236経営体減少しており、~~漁業就業者の減少、高齢化が進行しています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、漁船、漁具の流失等甚大な被害を被っています。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う沿岸漁業の操業自粛や風評による消費の低迷が長期化すれば、漁業経営体の大幅な減少が懸念されます。
- 沿岸漁業を持続的に発展させるためには、沿岸漁業経営体のうち、一年間の漁業生産額が1千万円以上で海上従事者2人以上の中核的漁業経営体は、後継者の確保が図られているため、このような経営体の育成を進める必要があります。
- 漁家の収入を向上させるため、漁獲物の船上箱詰めによる品質保持や未利用・低利用資源の簡易加工などによる付加価値向上、産地直売等の取組等が増えつつあり、このような高付加価値化や販路拡大などの取組の定着・拡大を推進する必要があります。
- 長期的な燃料費の高騰や魚価の低迷に加え、漁船等の復旧や操業自粛の長期化により漁業経営が一層厳しくなり、機器の改良・更新などの設備投資が停滞していることから、技術面、制度面での支援が必要です。
- 漁業の生産性を維持・向上させていくためには、新規就業者の受入体制や安全で働きやすい就業環境、快適な生活環境を整備する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した漁業者への支援（再掲）

- 緊急時環境放射線モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向けた取組を推進します。
- 漁業生産活動の継続・再開に向けて、漁船、漁具等の早急な復旧・整備を図ります。
- 漁業関係団体と連携して、漁具、設備等の復旧・整備や経営維持に必要な資金等の融資枠の確保を図るとともに、効果的な活用を推進します。
- 警戒区域等避難指示区域内の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を強化します。

■ 漁業担い手の育成・確保

- 次世代を担う漁業後継者の確保を図るため、子どもたちに水産業の魅力を伝える取組を進めます。また、漁業就業希望者の相談窓口の設置等を行います。
- 経営力の優れた中核的漁業経営体の育成を図るため、漁業技術や経営能力向上のために行う資格取得や漁家経営の改善に向けた取組を支援します。
- 指導漁業士や青年漁業士の後継者育成活動や漁協青壮年部等が取り組む研究活動を支援し、漁業地域のリーダー育成を図ります。

■ 高付加価値化や消費拡大等による漁家収入の向上

- 水産流通業者や消費者に対する緊急時環境放射線モニタリング検査結果や水産試験場

1 等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。

2 (再掲)

- 3 ○ 漁業者自らが行う、風評被害の払拭や消費回復に向けた取組を支援します。
- 4 ○ 漁業者による未利用・低利用魚の簡易加工や産直活動など付加価値を高める活動を促
- 5 進するとともに、漁協等が行うインターネット販売、宅配活動など販路の開拓、他産
- 6 業との連携などの取組を促進します。
- 7 ○ 県産水産物のイメージアップを図るため、県産主要魚類等の品質の優位性や特性など
- 8 を把握し、市場関係者をはじめ、流通業者や消費者に情報を提供します。
- 9 ○ 県産水産物の知名度向上と消費拡大を図るため、ホームページ、広報誌及び各種メデ
- 10 ィアを利用した産地市場情報の提供やイベント情報等の発信を進めます。

11

12 ■ **低コスト化による漁業経営の強化**

- 13 ○ 漁業の収益性向上を図るため、経費削減に向けた漁船や漁具の共有化、コスト削減の
- 14 ための新技術の導入などの取組を促進します。
- 15 ○ 設備投資やコスト削減に向けた新たな取組が停滞していることから、制度資金の積極
- 16 的な活用を促進します。

17

18 ■ **就労、生活環境の整備**

- 19 ○ ~~漁業生産の場の被災した漁港、共同利用施設等の復旧に当たって、機械化、省力化等~~
- 20 ~~を促進し、新規就業者や女性、高齢者が働きやすい就労環境の整備を支援します。~~
- 21 ○ ~~海岸や漁港の整備、適切な維持管理などを推進し、快適で暮らしやすい漁業地区づく~~
- 22 ~~りを推進します。~~

3 水産物の流通、加工対策

① 現状と課題

- 水産物流通、加工業者も施設、設備等に被害を受けるとともに、沿岸漁業の操業自粛に伴い加工原料を遠隔地から調達するための費用負担の増加によって経営環境が悪化しています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、本県に水揚げされた一部の魚種の価格の低迷、水産加工品の販売量の減少等風評による被害が発生しています。
- 沿岸漁業では、漁業と流通業との連携により、ヒラメなど高級魚の活魚流通が確立していましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 本県沖には、カツオ、サバ、サンマの漁場が形成されており、いわき地区の漁港では、県内外船の水揚げが行われていましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により水揚げが減少しています。風評被害対策を徹底するとともに、他県の漁港との競争激化競争に対応するため、流通機能の強化が必要です。
- いわき地区では、包装かまぼこが全国有数の生産地であるなど水産加工業が盛んですが、産地の特色を生かした加工品づくりの推進が必要となっています。
- 世界的な水産物需要の高まりによる加工原料価格の高騰など、安定的な原料確保が難しくなっているため、水揚げから流通まで地域一体となった産地流通機能の強化を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した水産物流通、加工業者への支援（再掲）

- 水産物流通、加工業者の事業再開を支援するため、設備等の復旧・整備や経営維持に必要な資金等の融資枠の確保を図るとともに、ホームページ等を活用して、各種支援策について効果的な周知を図ります。
- 水産物流通、加工業者の原料の確保や加工品の安全確認等の取組に対して支援します。

■ 産地流通の強化

- 迅速で確実な検査・情報発信体制の整備など、安全・安心な魚介類及び水産加工品を供給するための取組を推進します。
- 水産流通業者や消費者に対する緊急時環境放射線モニタリング検査結果や水産試験場等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。
（再掲）
- 水産物の鮮度保持や流通の多様化へ対応するため、漁業者と流通業者が連携して行う流通の効率化に向けた取組や、漁業者、流通業者及び消費者が情報交換できる交流の場をつくる取組を支援します。
- カツオ、サバ、サンマなど回遊魚の水揚げ拡大を図るため、漁業関係者と地元市町が

1 連携して行う産地魚市場の機能強化に向けた取組みを支援します。

2

3 **■ 水産加工業の振興**

4 ○ 本県主要魚類の特性解明を進め、地域水産資源の優位性を活用した特色ある加工品づ
5 くりを支援します。

6 ○ 未利用・低利用資源の活用を図るため、漁業者と加工業者の連携による技術開発・商
7 品開発の取組みなどを促進します。

8 ○ HACCP等衛生管理に関する情報提供や指導を国と連携して進めます。

9

4 水産資源の持続的利用

(1) 資源管理型漁業の推進

① 現状と課題

- 沿岸漁業の主要な魚種においては、~~小型魚の保護などの、漁獲量制限、保護区の設定、漁期の制限等漁業者による自主的な資源管理を行っていますが、管理内容の検証や新たな対象魚種の検討などが必要となっています。~~
- 東北地方太平洋沖地震・津波により漁港や漁船等が被災したことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故によって多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 魚介類の生まれる数量は毎年変動するため、効果的な資源管理を行うには、長期にわたる操業自粛、漁場や対象魚介類を限定した操業再開に向けた取組等が水産資源に及ぼす影響が不明なことから、資源状況等の調査や漁業者への情報提供を継続する必要があります。
- ~~○ 資源管理型漁業の中心となる沿岸漁業の県内での水揚量は2～3万トンと比較的安定した生産傾向となっています。~~
- ~~○ 資源量等の調査結果を基に、ヒラメやマガレイについては、全長規制など漁業者の自主的な資源管理が行われ、計画的な漁獲への取組みが定着しつつありますが、取組みに地域差があるため、全県的な漁業者の協議を活発にしていく必要があります。~~
- ~~○ カツオ、サバ、サンマ等広域に回遊する魚種を対象としている沖合・遠洋漁業の県内での水揚量は、平成元年には12万トン、平成10年には6万トンでしたが、平成14年以降、2～3万トンで推移しています。~~

② 施策の具体的な取組内容

■ 資源管理体制の充実

- 沿岸漁業の操業再開に当たって、震災発生後の資源状況に応じた資源管理を支援するため、資源調査結果や資源管理方策等について迅速に漁業関係者に情報提供します。
- 被災した試験研究施設を整備し、調査機能の回復を図ります。
- ~~○ 資源調査結果や資源管理方策を迅速に漁業関係者に情報提供し、漁業者が取り組む資源管理を支援します。~~
- 漁業者の総意が反映した管理内容（漁獲時期・サイズ等）とするため、漁業協同組合連合会等による協議の場の充実を支援します。
- 水産物の安定供給を図るため、資源管理・漁業所得補償対策を全ての沿岸漁業者が活用できるように、漁業関係者による自主的な資源管理計画の策定と実践を支援します。
- 複数県にまたがる広域的資源については、他県との連携を図り、効率的な利用を促進します。
- 秩序ある資源利用を推進するため、法令遵守の指導・啓発を実施します。
- 沖合・遠洋漁業の対象種については、国と連携し資源管理を推進します。

1 ■ 資源管理手法の効果向上

2 ○ 原子力発電所事故による沿岸漁業の操業自粛が水産資源に与える影響を把握し、漁業
3 関係者に理解しやすい資源管理方策として情報提供します。

4 ○ 資源管理の効果向上を図るため、関係漁業者とともに既存の資源管理対象種の管理内
5 容（漁獲時期・サイズ等）を検証し、その効果がより向上する取組みや新たな管理対
6 象種を提案します。

7

8 ■ 効率的な資源利用の促進

9 ○ 資源管理型漁業の漁獲制限に伴う収入減に対応するため、シラスなど回遊性魚類の積
10 極的な利用が図れるよう、来遊量や魚群の分布調査に基づき漁業者に有用な情報を提
11 供します。

12

1 **4 水産資源の持続的利用**

2 **(2) つくり育てる漁業の推進**

3
4 **① 現状と課題**

5 ○ 本県ではアワビ、ウニ、ヒラメ、サケなどの稚貝・稚魚（人工種苗）を生産し、これ
6 を放流することで水産資源の維持・培養を図っていままきました。

7 ~~○ 人工種苗の放流実績は、アワビは年間約 60 万個、ウニは年間約 20 万個となっていま
8 す。ヒラメは年間約 100 万尾の放流を継続しています。サケの稚魚は、河川のふ化放
9 流団体により毎年 4,000～5,000 万尾が放流されています。~~

10 ○ 東北地方太平洋沖地震・津波によって水産種苗生産施設等が被災したことに加え、東
11 京電力原子力発電所事故に伴い警戒区域等が設定されたことにより、県内におけるヒ
12 ラメ、アワビ、アユ等の種苗生産ができず、警戒区域内におけるサケのふ化放流の実
13 施も制限されている。

14 ○ ヒラメやウニなどの魚介類から基準値（平成 24 年 3 月までは暫定規制値）を超える放
15 射性物質が検出されたため、出荷制限等の措置が講じられています。

16 ~~○ 漁獲回収されたヒラメ人工種苗放流魚は、目の無い側が着色することにより、養殖魚
17 と混同され、産地価格は低くなっています。このため、ヒラメ種苗の体色改善研究に
18 より、天然魚に近い個体の割合が 70%程度まで高まりましたが、さらなる技術開発が
19 必要です。~~

20 ~~○ アワビやヒラメについては漁獲回収率の向上を図るため、どのような稚貝、稚魚の生
21 存率が高いのか解明していく必要があります。~~

22 ○ 新たな栽培漁業対象種として、ホシガレイの種苗生産及び放流技術開発に取り組んで
23 います。

24
25 **② 施策の具体的な取組内容**

26 **■ 水産種苗生産体制の再構築**

27 ○ 他県の種苗生産機関の協力を得ながら、栽培漁業対象種の種苗生産・放流を再開する
28 とともに、放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備
29 し、県内における生産・供給体制を再構築します。

30
31 **■ 栽培漁業の技術向上**

32 ○ 漁場等の汚染実態に対応した水産種苗生産や放流手法を検討します。

33 ○ アワビ、ウニ、ヒラメについては、放流した人工種苗の回収率の向上のため、効率的
34 かつ高度な種苗生産技術、放流技術の開発を推進するとともに、生態系に配慮した種
35 苗放流を進めます。

36 ○ ホシガレイについては、事業化対象種として期待されていることから、種苗生産技術、
37 放流技術開発を推進するとともに、費用対効果などを検討します。

1 ■ 栽培漁業関係団体の運営強化

2 ○ 種苗供給体制の安定・強化を図るため、種苗の生産・放流に取り組む団体に対し、技
3 術指導等の支援を行います。

4 ○ サケの放流尾数の安定確保に向けて、回帰率の向上が期待できる大型サイズでの放流
5 に取り組む増殖団体を支援します。また、国・関係する市や町と連携して、生産施設
6 の復旧・整備を図ります。

7 ~~○ サケ資源の造成に不可欠な放流事業の円滑な推進を図るため、川に遡上したサケ~~
8 ~~の付加価値形成、観光客誘致の取組みを支援し、放流事業を行う団体の経営基盤を強~~
9 ~~化します。~~

10

1 **4 水産資源の持続的利用**

2 **(3) 内水面増養殖の振興**

3
4 **① 現状と課題**

- 5 ○ 本県の内水面漁業協同組合は、ヤマメ、アユ、ワカサギなどの種苗を河川や湖沼に放
6 流して資源を増やす増殖事業を行っており、多くの遊漁者が訪れることによる地域振
7 興が図られています。また、~~沼沢湖では、増殖したヒメマスを使ったくん製の作製な~~
8 ~~ど地域の特産品化が図られています。~~
- 9 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質で漁場が汚染されたことから、
10 内水面魚種から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出
11 され、ヤマメ、アユ、コイなどの漁業権対象種に対する出荷・採捕制限等の措置が講
12 じられ、県内全域において遊漁者が減少しています。
- 13 ○ 養殖イワナ・ヤマメ・ニジマス等は、地域の貴重な特産品として定着しています。ま
14 た、会津ユキマスの養殖の取組も進んでいます。
- 15 ○ 内水面魚種から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出
16 されたことなどから、養殖魚の出荷量が風評に伴い大きく減少しています。
- 17 ○ 魚類資源の維持、増殖のためには、カワウやブラックバス等の外来魚による被害の軽
18 減、冷水病や新たな魚病等に対する防疫等の対策を講じていく必要があります。
- 19 ○ コイ養殖は、平成16年以降6年連続で生産量が全国1位となっていました
20 が、平成23年は東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により生産量が減少して
21 います。今後も安定して生産する生産量の回復を図るためには、風評被害対策を徹底
22 するとともに、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための定期調査や防疫指導等
23 を継続していく必要があります。

24
25 **② 施策の具体的な取組内容**

26 **■ 内水面増殖の推進**

- 27 ○ アユやイワナ、ヤマメなど増殖対象種について、緊急時環境放射線モニタリングを継
28 続して実施するとともに、放射性物質の魚体への蓄積・排出機構の解明と対策技術の
29 開発に取り組みます。
- 30 ○ アユやイワナ、ヤマメなどについて、放流技術の研究開発を推進し、増殖計画の作成
31 支援、放流指導を実施します。
- 32 ○ 内水面資源に著しい被害を与えているカワウ、外来魚対策を支援するとともに、ボラ
33 ンティアによる対策を促進します。
- 34 ○ アユ冷水病の対策を継続するとともに、県内で未確認の疾病については逐次情報を入
35 手し、侵入防止に努めます。
- 36 ○ 遊漁者ニーズに対応した種苗供給体制を維持するために、種苗生産業者への技術指導
37 を継続します。

1 ■ 養殖業の振興

- 2 ○ コイやマス類などの養殖対象種について、緊急時環境放射線モニタリングを継続して
3 実施するとともに、放射性物質の魚体への蓄積・排出機構の解明と対策技術の開発に
4 取り組みます。
- 5 ○ 水産用医薬品の適正使用に関する指導を継続し、安全で安心な養殖魚の生産を支援し
6 ます。
- 7 ○ コイヘルペスウイルス病など魚病対策を充実し、コイ養殖生産の安定を図るとともに、
8 生産増大に向け、本県産コイの知名度向上に努めますの取組を支援します。
- 9 ○ 会津ユキマスの養殖技術の普及、拡大を図るとともに、新たな魚種の養殖技術開発に
10 努めます。また、養殖魚の品質向上のため、バイオテクノロジーを活用した種苗生産
11 技術開発に取り組みます。

12

5 試験研究・技術開発の推進

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波により漁港や漁船等が被災したことに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故によって多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 放射性物質の魚体への蓄積・排出機構等の基本的な知見が十分に得られていません。
- 長期にわたる操業自粛、漁場や対象魚介類を限定した操業再開に向けた取組等が水産資源に及ぼす影響が不明なことから、資源状況等の調査や漁業者への情報提供を継続する必要があります。
- 沿岸の漁場、藻場や干潟には壊れた建物等が堆積し、環境も大きく変化しています。
- 県の資源生態調査結果を基に、マガレイの資源管理など漁業者の自主的な資源管理が行われていますが、今後さらに魚種の拡大が求められています。
- 県が提供する海の水温情報や海況予測は、「海の天気予報」として漁業者に活用されていますが、さらに精度を向上させることが必要です。
- ~~ヒラメ放流魚の価格向上のため、天然魚に近い体色の個体割合を高めてきましたが、天然魚との価格差解消のため、引き続き技術開発を行う必要があります。~~
- 新たな栽培漁業対象種として漁業関係者から要望の強いホシガレイについては、種苗生産技術や放流技術の研究を継続し、事業化を検討していく必要があります。
- 河川、湖沼等内水面漁場では、魚類の生息環境の悪化や新たな外来生物が確認されていること、また、気候変動による水生生物への影響が懸念されることから、引き続き水生生物の生息環境保全のための調査・研究が必要となっています。
- 漁家収入の向上のため、地域の水産資源の利用促進と高付加価値化に向けた技術開発が必要です。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 魚介類については、放射性物質の体内への蓄積・排出機構の解明と対策技術の開発を図ります。

■ 水産資源の管理手法の開発

- 資源生態調査の結果を基に、漁業者と連携して新たな資源管理手法の開発や改良を行います。
- 原子力発電所事故による沿岸漁業の操業自粛が水産資源に与える影響を把握し、漁業関係者に理解しやすい資源管理方策として情報提供します。
- 調査船に搭載された魚群探知機などを用いて、福島県沿岸に来遊する有用な浮魚類の漁場調査・解析を行い、漁業者等へ迅速に情報を提供します。
- 海洋観測の結果等蓄積したデータの解析により、より精度の高い漁場形成や漁況予測に関する情報を漁業者等へ提供します。

1 ■ つくり育てる漁業の高度化

- 2 ○ 漁場等の汚染実態に対応した種苗生産や放流手法を検討します。
- 3 ○ 栽培漁業の技術向上を図るため、ヒラメなどの栽培漁業対象種について効率的な種苗
- 4 生産技術や放流技術開発を推進するとともに、ホシガレイなど新たな栽培漁業対象種
- 5 の研究に取り組みます。
- 6 ○ 内水面養殖業の高度化を推進するため、バイオテクノロジーを活用した養殖魚の品質
- 7 向上や適正な飼育技術の開発に取り組みます。

8

9 ■ 水生生物の生息環境の保全

- 10 ○ 松川浦における漁場環境の再生を図るため、底質やアサリ、ヒトエグサ等に対する津
- 11 波の影響を調査します。
- 12 ○ 内水面漁場における水生生物の生息環境の維持を図るため、生態系に影響が大きい外
- 13 来生物等の新たな駆除技術の開発などに取り組みます。
- 14 ○ 水温等の変動が漁業対象種の再生産や分布に及ぼす影響の解明を進めます。

15

16 ■ 地域水産資源の利用促進

- 17 ○ 水産加工業における地域水産資源の利用促進と付加価値向上を促進するため、県産水
- 18 産物の特性と優位性把握に取り組みます。

19

6 漁業関係団体との連携

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波により漁業者等が被災し、漁業協同組合の施設の多くが被害を受けたことに加え、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の出荷制限等が継続しているため、漁業協同組合の経営、業務に影響が生じています。
- 海面、内水面とも漁業を取り巻く情勢が厳しさをが一層増していることから、漁業者への経営指導、資源増殖、販売、購買、信用、共済事業等を通じて漁業経営を支える漁業協同組合の経営基盤強化のため、将来を見据えた強固な組織づくりを進める必要があります。
- つくり育てる漁業に取り組む(財)福島県栽培漁業協会については、津波により犠牲となられた職員がおり、使用していた施設を失うなど、その機能が大きく低下しています。
- 資源管理型漁業等沿岸漁業の振興に取り組む(財)福島県漁業振興基金や、つくり育てる漁業に取り組む(財)福島県栽培漁業協会については、その機能と経営基盤の強化を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ ~~漁業協同組合の経営基盤と機能強化等~~

- 漁業協同組合が行う放射性物質の検査体制の強化や情報発信など安全・安心な水産物を供給するための取組を支援します。
- ~~効率的・安定的な漁協経営の速やかな回復と安定化~~を実現するため、漁業協同組合連合会と連携して将来を見据えた組織づくりを促進し、合併等による漁業協同組合の経営基盤の強化や経営の健全性確保を支援します。
- 資源管理の推進、水産物の需要拡大や価格向上に向けた取組み、漁家の経営に対する指導等、漁業協同組合の機能の強化を図ります。
- 漁業協同組合連合会が中心となって進める沿岸漁業の操業再開に向けた取組や漁業復興計画の策定など水産業の復興に向けた取組を支援します。
- 福島県信用漁業協同組合連合会等の系統団体と連携して、漁業、流通業、加工業の再開・継続に必要な資金の融資の確保を図ります。
- 漁業協同組合連合会が推進する資源管理型漁業やつくり育てる漁業をはじめ、水産物の機能性のPRによる魚食普及活動等との連携を強化します。
- 漁業経営の安定、強化に資するため、漁業協同組合の系統組織が行う信用事業、共済事業、債務保証等がその役割と機能を継続的に発揮できるよう支援します。

■ ~~漁業協同組合連合会等との連携~~ (■ 漁業協同組合等へ移動)

1 ■ ~~公益法人への支援~~ 財団法人等

- 2 ○ 本県のつくり育てる漁業の今後の展開について、(財)福島県栽培漁業協会のあり方の
3 検討とともに、県内における種苗生産・供給体制を早急に整備し、種苗の確保に努め
4 ます。
- 5 ○ ~~資源管理型漁業やつくり育てる漁業~~の推進等、沿岸漁業振興に取り組む~~公益法人~~(財)
6 福島県漁業振興基金の運営や事業推進を支援します。

7
8
9

1 第6節 魅力ある農山漁村の形成

1 農林水産業を支える絆づくり

① 現状と課題

- 消費者の国産農林水産物への期待が高ま~~っています~~る一方、景気後退の影響から「安さ」を求める風潮が強まっており、安全で安心な農林水産物の生産にはコストがかかることや農林水産業・農山漁村が多面的機能を有していることなどに対する理解を促進することが必要です。
- 農産物直売所や農家レストランなどでの消費者と農林漁業者の交流が進んでいますが、店舗の拡大や商品、情報等の充実など更なる取組の強化が求められています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、県産農林水産物の販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。特に、地産地消の牽引役である農産物直売所における影響が大きくなっています。
- 都市住民との交流は、地域の魅力の再発見や情報発信など多くの効果が期待されることから、グリーン・ツーリズムなどによる都市と農山漁村の交流拡大を図る必要があります。
- 東日本大震災の発生による活動の自粛、放射性物質の健康への影響に対する不安などから、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農山漁村の交流人口が減少しています。
- 地域経済の活性化のため、農林漁業と他産業との連携が必要となっていますが、地域の農林水産物等に関する情報や関係者の出会いの場が少なく、連携がうまくいきにくい状況にあります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農林漁業者と消費者・商工業者等との絆づくり

- 農林水産業に対する更なる理解促進を図るため、関係機関・団体等と連携してイベントを開催するなど、消費者と農林漁業者の交流を促進します。
- ~~消費者と農林漁業者がふれ合うことのできる農産物直売所等について、実態を的確に把握しながら、農林漁業体験の受入れなどの機能強化や販売力強化に向けた支援を行います。~~農産物直売所が有する消費者と農林漁業者のふれあいの場として機能の回復・強化を図るため、放射性物質検査機器の導入など集客力向上に向けた取組を支援します。
- 植樹イベント等を通じて消費者が地域の森林づくりに参加できる機会をつくるなどことにより、森林所有者との交流を進め、地域の森林整備や地域材を使用する意義の理解促進に努めます。
- 農林漁業体験、食文化の継承活動などの「食育」を支援します。
- 農家民宿、インストラクター等のグリーン・ツーリズムの受入体制を整備し、都市と農山漁村の交流を促進します。
- 関係団体等と連携し、農林漁業者が食品加工等を営む商工業者等とのつながりを深めることのできる交流の場をつくります。

1 ■ 農林水産業に関する情報提供の充実

- 2 ○ 「うつくしま農林水産ファンクラブ通信」や福島県農林水産部メールマガジンなど各
3 種広報媒体を活用して、放射性物質による影響を低減するための農林漁業者等の取組
4 を始め、本県農林水産業に関する幅広い情報を消費者へ提供します。
- 5 ○ 農林水産業に関する副読本などを作成、配布することなどを通じ、本県の未来を担う
6 子どもたちの農林水産業に対する理解の醸成に努めます。

7

2 都市と農山漁村との交流促進

① 現状と課題

- 人口減少、高齢化等が進み活力が低下している農山漁村において、定住や都市住民による二地域居住、都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図る必要があります。
- 子どもたちをはじめ県民に農林水産業を理解してもらうことが、今後の農林水産業づくりに重要であることから、農山漁村に伝わる文化の継承や教育の推進を図る必要があります。
- 東日本大震災の発生による活動の自粛、放射性物質の健康への影響に対する不安などから、グリーン・ツーリズムや森林とのふれあい施設を通じた都市と農山漁村との交流人口が減少しています。
- 原子力発電所事故による交流人口の減少を懸念して、滞在型市民農園（クラインガルトン）の整備を休止した事例もあり、交流基盤の整備が停滞することが懸念されます。
- ~~○ 体験交流型観光ニーズの高まりを背景に、近年、農山漁村に滞在して余暇活動を行うグリーン・ツーリズムが注目されており、首都圏に近く、豊かな地域資源に恵まれた本県においては、グリーン・ツーリズムの推進により、交流人口の拡大等による地域経済の発展が大きく期待されます。~~

② 施策の具体的な取組内容

■ 都市と農山漁村の体験交流等の推進

- 農林漁業体験などの指導を行う人材の育成や体験プログラムの充実など、受入体制の整備を支援します。
- グリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験など、農林漁業者と都市住民との交流活動の受入れを支援します。
- もりの案内人や各ボランティア団体等との連携を強化し、地域や学校からの要請に基づく体験学習やフォレストセラピーなど森林の新たな利用を促進します。

■ 受入体制の整備と情報発信の充実

- 安心して体験交流等に取り組めるよう、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。
- 森林とふれあうことのできる施設の情報を効果的に発信することで、施設利用者の増加を図り、森林とのふれあいを推進します。
- 首都圏イベントでのPRやインターネットを活用し、地域の活動に関連する伝統文化、食文化、行事等の情報発信を行います。

1 ■ 交流基盤の整備

2 ○ 都市住民などの滞在拠点となる農家民宿の開設や組織化及び滞在型市民農園（クライ
3 ンガルテン）の整備を促進します。

4 ○ 交流の拠点となる農産物直売所や農林漁業体験施設等の整備を促進します。

5 ○ 森林環境教育に活用される森林や施設の整備を促進します。

6

1 3 ~~6次産業化や他産業との連携~~ 地域産業6次化による農山漁村の活性化

2
3 ① 現状と課題

4 ○ 近年、輸入食品への有害物質の混入など消費者の信頼を揺るがす食をめぐる事件や事
5 故を背景に、作り手の顔の見える安全で安心な地元ブランドの食品への消費者の関心
6 が高まっています。

7 ~~○ 建設業や食品関連産業などが農業に参入し、農作物の生産・販売事業に取り組む事例
8 が増えていますが、加工から販売までを手がけるような農商工連携の動きはごく一部
9 にとどまっています。~~

10 ○ 農林漁業者と他産業との連携強化による消費者のニーズに合った安全・安心で魅力あ
11 る本県ならではの商品を増やすなど、地域の活性化に向けた取組みの強化が求められ
12 ています。

13 ○ 農林水産物価格は長期的に低迷していることから、直売や加工、農家レストランなど、
14 第2次・第3次産業の段階で生み出される付加価値を農林漁業者が得るための6次産
15 業化の取組みを進める必要があります。

16 ○ 本県の農林水産物は、品質が高く市場でも評価されていますが、加工品については流
17 通関係者から商品力不足が指摘されていることから、特色ある加工品開発と販売の促
18 進を図る必要があります。

19 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う出荷制限、加工自粛、販売量の減少や価格
20 の低迷等によって農林漁業者の収入が減少しており、今後離職者の増加が懸念されま
21 す。

22
23 ② 施策の具体的な取組内容（全面組み替え）

24 ■ 新たな価値をもたらす地域産業の創出

25 ○ 本県の農林水産業や商工業の強みを生かし、第1次、第2次、第3次産業に携わる多
26 様な主体がこれまでの枠組みを超え、新商品や新サービスの開発、さらには販売力や
27 ブランド力の強化などを通じて付加価値を向上させるとともに、産業同士の融合によ
28 り新たな地域産業を創出します。

29 ○ 本県の多様な農林水産物を活用した食品加工の体制づくりを進め、付加価値の高い商
30 品の開発を促進することで、安定的な所得の確保と雇用の創出を図るとともに、県内
31 食品産業の振興を図ります。

32 ○ 県産農林水産物を活用した新商品の開発や製造販売、販路開拓に積極的な投資意欲を
33 持つ農林漁業者等に対する助成制度や融資制度及び有用な情報を整備し、新たな地域
34 産業の創出を支援します。

35
36 ■ 地域産業を支える人材の育成と確保

37 ○ 新分野への進出や経営の多角化を目指す農林漁業者や中小企業の経営者、起業を目指
38 す女性農業者や農業参入企業など、積極的に地域産業6次化に取り組む実践者等の発
39 掘とスキルアップを図るとともに、新たな事業展開に向けた取組みを支援します。

40 ○ 農林漁業者と観光を含めた商工業者とのコーディネート、マッチングなど、地域産業

1 6次化においてキーパーソンとなる人材の発掘、育成を図ります。

2

3 **■ しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化**

4 ○ 農林漁業者や観光を含めた商工業者をはじめ、大学や行政等、産学民官が連携した地
5 域産業創出のプラットフォームとなる地域ネットワークを県内6方部（会津と南会津
6 は合わせて1ネットワーク）に設置し、新商品開発のきっかけとなる異業種間の交流
7 による新たな結びつきを促進します。

8 ○ 県産農林水産物や食品加工等に関する情報を収集・蓄積・発信し、新たな商品開発や
9 事業開拓、起業のためのサポート体制づくりに努めます。

10 ○ 農林漁業者から、加工・流通・販売業者、消費者までの「食」に関する関係者が連携
11 し、地域の農林水産業を支える絆づくりの取組みや、農林水産物等の魅力ある地域資
12 源を観光と結びつけ、都市住民の誘客等、交流人口の拡大を図ります。

13

4 快適で安全な農山漁村づくり

(1) 農山漁村の定住環境の整備

① 現状と課題

- 東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や生産関連施設等が広範囲にわたって汚染されました。
- 農山漁村は、生活環境や生産基盤、防災安全施設の整備が遅れています。特に中山間地域は県土の約 80%を占めていますが、整備の遅れに加え、過疎化・高齢化が著しく進んでおり、地域の活性化が失われつつあります。
- 本県の公共下水道等汚水処理人口普及率約 67%に対し、農業集落排水施設の普及率は 56.4%となっており、農山漁村の生活環境の整備が求められています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波により農山漁村の生活環境や生産基盤等に被害が発生しています。さらに、原子力発電所事故に伴う警戒区域等においては、被害の把握や復旧に着手できない状況にあり、住民の帰還に当たって早急な復旧が求められます。
- 近年、イノシシ等による農作物の獣害が増加傾向にありますが野生鳥獣の目撃情報が増加しており、被害対策に当たる人材の不足や被害防止体制の不備等により、今後農作物への被害の増加が懸念されています。
- 原子力発電所事故に伴う警戒区域等の設定や摂取制限等の対象となったため、イノシシ等野生鳥獣の駆除圧が低下しており、今後鳥獣被害が拡大することが懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農山漁村の除染

- 農山漁村における生活環境、農地、生活圏周辺に加え、生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。

■ 定住条件の整備

- 被災した生活環境施設や農地・農業用施設等の生産基盤の早期復旧を図ります。また、警戒区域等の再編に合わせて、農山漁村の定住環境の復旧、再生を迅速に進めます。
- 集落や生産の担い手育成と連携を図りながら、生産基盤の整備と農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施するなど、地域特性に応じたきめ細かな整備を計画的に進めます。
- 被災した農業集落排水処理施設の復旧並びに新たな路線の整備に当たっては、地震に伴う液状化対策を考慮した施設整備を進めます。
- 農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における生活排水処理施設の整備と適切な維持管理に向けた技術的支援を進めます。
- 住みよい生活環境づくりのため、防火水槽などの防災安全施設や農林道の整備を進めます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

■ ~~農業集落排水処理施設の整備~~

■ 鳥獣被害の防止

- 農作物等への鳥獣被害の防止を図るため、地域の関係機関・団体等で構成する協議会の設立、捕獲用機材の導入、侵入防止柵の整備等地域における取組を支援します。
- 各協議会に対して助言や技術指導を行うとともに、効果的な被害対策技術の開発と普及を進めます。

4 快適で安全な農山漁村づくり

(2) 災害に強い農山漁村づくり

① 現状と課題

- ~~県内には、受益面積2ha以上のため池が3,030箇所あり、そのうち338箇所の整備が完了しているものの、平成17～18年度に行った「農業用ため池緊急点検」の結果、決壊の危険性が高く早期の改修が必要なため池は410箇所あります。~~
- 東北地方太平洋沖地震によって、農業用ダム・ため池に被害が発生しました。地震力を定量的に考慮する基準以前に築造されたダム・ため池については、早期に耐震性の検証並びに補強対策を実施する必要があります。また、経年変化により老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等も多く存在することから、早期に改修する必要があります。
- 保安林については、林業の採算性の悪化等に伴い、近年、荒廃した森林が増加しており、集中豪雨や台風などによる山地災害の発生リスクが今後一層高まることが懸念されます。
- 地震によって大規模な山崩れが発生し、早期の復旧が求められます。今後も既存治山施設の定期的な保守点検による施設の機能維持や災害復旧への速やかな対応が求められています。
- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が78箇所(3,072ha)あり、~~地すべり活動の見られる地域では、土砂災害の危険性が高いため、地すべり防止施設の早期完成が求められており、~~います。また多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられます。
- ~~後背地に農地を持つ海岸(農地海岸)が20kmあり、昭和30年代から海岸保全施設の整備を行っていますが、整備率は57.3%であり、整備の必要な海岸が多く残っています。~~
- 海岸保全施設の約90%、15.1kmが被災し、後背地の農地を保全するために早期の復旧が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 施設整備と維持・保全

- ~~老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等について危険度の高い箇所から補強・整備を推進し、農地・農業用施設など農山村資源に対する自然災害の発生を未然に防止するとともに、その機能が損なわれることのないよう適切かつ計画的な維持管理の強化を図ります。~~
- 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証を進め、必要に応じて補強対策を行うとともに、防災に配慮した施設管理技術の向上を支援します。また、老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等については、危険度の高い箇所から改修を行い、適切かつ計画的な維持管理の強化を図ります。
- 地すべり対策が概成している区域では、既設の地すべり防止施設の状況や機能の実態を把握し、定期的な維持管理を行い、~~農地・森林及び県民生活の安全を図ります。~~

1 ○ 緊急性、優先度を考慮した計画的な治山施設の整備を推進し、山地災害の発生を防止
2 します。

3

4 ■ ~~防災意識の醸成~~ 防災力の向上

5 ○ ~~農業用ダム・ため池などの浸水想定区域図の作成、山地災害危険区域の情報を広く県民~~
6 ~~に提供するとともに周知、防災に関する座談会等の開催~~ などを通して、地域住民の
7 防災意識の醸成に努めます。

8 ○ 山地災害の情報収集を図るため、森林土木事業経験者を「山地防災ヘルパー」に認定
9 するとともに、定期的に研修を行い、地域に根ざした活動を行えるよう支援します。

10 ○ 県、市町村、地域住民が連携した維持管理体制を強化するため、災害ボランティア等
11 の活動を支援します。

12

13 ■ ~~高潮・波浪~~ 津波災害からの防護

14 ○ ~~砂浜が侵食され、越波のおそれがある砂浜海岸では、沖合施設の整備を行い、面的な~~
15 ~~防護を推進します。また、侵食防止が不十分な崖海岸では消波施設の整備を推進しま~~
16 ~~す。~~

17 ○ 津波により壊滅的な被害を受けた海岸保全施設について、速やかに復旧を進めるとと
18 もに、減災効果を高めるため、海岸防災林を併せて整備します。

19

4 快適で安全な農山漁村づくり

(3) 豊かな緑の保全・保護

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、浜通り沿岸部の海岸防災林等の松林が被災しました。
- 松くい虫被害は、県及び市町村が対策を推進してきた結果、平成8年度前後のピーク時の水準からは抑制されているものの、生活・文化・産業面で重要な役割を果たしている松林への被害が引き続き懸念されています。侵入防止と沈静化に向けた対応が求められています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等においては、松くい虫の防除ができないことから、今後の被害拡大が懸念されます。
- カシノナガキクイムシによる広葉樹林への被害については、一時的増加傾向は抑制されたものの、広葉樹林は広範囲に分布していることや、地形的条件により被害木の駆除作業が困難な場合も多いことから、被害の再発防止等を徹底発生状況の監視と駆除等を推進する必要があります。
- 林野火災の原因は、たき火、たばこの不始末等、ほとんどが人為的なもので、最近では自然への関心の高まりから、森林を利用する機会が増えており、林野火災の予防対策が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 海岸防災林の復旧

- 被災した海岸防災林の復旧に当たっては、津波等に対して減災効果が十分に発揮されるよう林帯幅を拡大するなど、従来より災害に強い多機能な防災林の造成を図ります。

■ 森林病虫害等の被害対策

- 松くい虫を始めとする森林病虫害等の被害対策については、関係市町村との連携を図りながら、伐倒駆除、樹種転換、森林整備の推進等の総合的な防除対策を積極的かつ計画的に実施します。
- 薬剤による予防措置については、~~地域からの要望と合意形成を踏まえて実施します。~~薬剤防除については、地域からの要望を踏まえ、より効率的・効果的な手法を講じるとともに、自然環境等に及ぼす影響や大気中における散布薬剤の濃度等を調査し、自然環境や生活環境に配慮した実施に努めます。

■ 林野火災の予防

- 林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、テレビ・ラジオ等による広報を行うとともに、林野火災の延焼・拡大を防ぐため初期消火体制の整備を進めます。
- 林野火災等による損失を補てんし、早期に森林への復旧を図るため、森林国営保険への加入を促進します。

5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

① 現状と課題

- 我が国において供給されるエネルギーの大部分は石油等の化石燃料に依存していますが、これら化石燃料は、枯渇性資源であるとともに、消費に伴い温室効果ガスを発生するという問題があります。
- 平成23年8月に策定された「福島県復興ビジョン」において、原子力に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図ることが明記されました。
- 農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用して再生可能エネルギー生産を推進するとともに、電力利用や雇用確保等による農林水産業・農山漁村の活性化が期待されます。
- 大型施設園芸等においては、原油価格や生産資材の高騰などの影響により収益性が低下していることから、一層の省エネルギー化、低コスト化を進める必要があります。
- 森林の除染や大震災からの復興に向けた県産材の需要拡大等に伴い、間伐材や木材加工残材などの木質バイオマスの発生量の増加が見込まれます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

- 農地への復元が困難な耕作放棄地等の資源を活用し、地域の農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、太陽光や風力による再生可能エネルギー電気の発電を促進します。
- 野菜、花き等の大型施設や植物工場における太陽光発電や太陽熱利用等を推進し、環境負荷の低減と収益の向上を図ります。
- 間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進することにより、森林整備や木材生産の活性化を図ります。

■ 農山漁村における再生可能エネルギー導入に関する調査・研究

- 既存の農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性について調査を行います。
- バイオマス資源の再生可能エネルギー化を推進するため、実証・研究段階にある技術の実用化へ向けた調査・研究を行います。

1 第7節 自然・環境との共生

1 環境と共生する農林水産業

① 現状と課題

- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、農地や森林に甚大な被害が発生し、また、漁場や藻場、干潟には壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場等が広範囲にわたって汚染されました。
- 有機栽培、特別栽培は年々栽培面積が拡大していますが、安定生産や産地化、販路の確保などの課題があります。
- エコファーマーの認定件数は平成17年度から認定数が6年連続全国1位となり、販売農家の約2割、26%を占めていますが、環境と共生する農業推進のためには、更なる認定の促進と県内での均衡ある育成を図る必要があります。
- 家畜排せつ物や稲わら、集落排水汚泥などの有機性資源の循環利用に加え、水環境にやさしい農業技術や総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術の導入、農業用使用済プラスチックの再生処理などの取組を更に進めることが必要です。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により、一部のたい肥の利用が制限されています。たい肥中の放射性物質が農産物に及ぼす影響等を懸念して、たい肥の利用を控える動きがあり、地域内の資源循環が停滞しています。
- ~~○ 近年、イノシシ等による農作物の獣害が増加傾向にありますが、被害対策に当たる人材の不足や被害防止体制の不備等が懸念されています。~~
- ~~○ 海面では、藻場・干潟の回復及び海底ごみの除去などの漁場環境の保全に向けた漁業者の取組が行われているものの、生息環境の十分な改善には至っておらず、また、内水面では、ブラックバスなどの外来魚やカラウの増加、生息域の拡大により漁業や生態系への影響が生じています。~~
- ~~○ 森林・林業の果たす役割が広く認識されてきていることから、市町村、森林組合等との連携を図りながら、森林を適正に管理していく必要があります。~~

② 施策の具体的な取組内容

■ 環境の再生

- 農山漁村における生活環境、農地、生活圏周辺だけでなく、県民生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進めます。
- 県土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの自然・環境面での機能や体験学習・教育、保養・療養など人間を磨き、安らぎを与える機能などの多面的機能の再生を図るため、農地や森林等の復旧、藻場や干潟等の機能回復に取り組みます。

■ 環境との共生

- 本県の豊かな自然環境を維持し、これを次世代に引き継ぐため、放射性物質に関する

1 暫定許容値を下回るたい肥等の確保と地域内利用を進めるとともに、有機栽培、特別
2 栽培、エコファーマーなど環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大
3 を推進します。

4 ○ 有機農業については、「福島県有機農業推進計画」に基づき生産行程管理者の増加と取
5 組面積の拡大、流通対策等を積極的に進め、実需者ニーズなどに対応できる産地を育
6 成します。

7 ○ 家畜排せつ物の適正処理と有機性資源の効率的な循環利用、農業用使用済プラスチッ
8 クの再生利用や生分解性マルチ等排出抑制資材の利用の拡大、水環境にやさしい農業
9 技術の猪苗代湖周辺地域での重点的普及と全県的拡大、総合的病害虫・雑草管理（I
10 PM）の普及促進など、環境と共生する農業実現のために必要となる生産技術などの
11 普及を進めます。

12
13 ~~■ 自然との共生（鳥獣被害に関する事項について、第6節に移動）~~

2 地球温暖化への対策

① 現状と課題

- ~~近年、地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響への関心が高まっているの進行が農林水産業へ悪影響を及ぼすことが懸念されることから、森林の有する多面的機能の発揮や農林水産物の安定供給に向けて、森林による二酸化炭素吸収量の確保や農林水産業への影響把握と適応策の検討などの対応が必要となっています。~~
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に森林が汚染されたことから、森林整備が停滞しています。
- ~~京都議定書の目標達成に向けて県では「福島県森林吸収量確保推進計画」を策定しており、これに基づく施策の推進が必要となっています。~~
- ~~間伐面積の増加により、森林内に切捨てられる間伐材が増えている一方、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの需要が増加していることから、これらの有効活用を進める必要があります。~~
- 農林水産業からも温室効果ガスが排出されていることから、削減の取組みを進める必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 森林吸収量確保推進計画の推進 森林による二酸化炭素吸収量の確保

- ~~「福島県森林吸収量確保推進計画」において森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、森林整備を着実に推進するとともに、森林づくり活動に対して二酸化炭素吸収量の認証を行うなど、目標達成地球温暖化防止に向けた関連施策を進めます。~~

■ 木質バイオマスの安定供給と利用促進

- 今後増大が見込まれる木質バイオマスの需要に対応し、森林施業の集約化、搬出の低コスト化など、効率的な供給体制の整備を支援するとともに、その利用を普及・定着させるため、農業用ボイラー燃料や新たなマテリアル利用等への用途拡大などを促進します。

■ 温室効果ガスの削減に向けた技術の開発と導入支援

- 省エネ型ハウスを利用した栽培法の開発や土壌の持つ炭素貯留機能の活用技術の確立、ナタネなどの油糧作物を使ったバイオマス利活用モデルの普及などにより、温室効果ガスの削減を図ります。
- 漁船に使用する燃油の削減につながる技術の導入を進めます。

■ 地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の把握と対応技術の開発

- 地球温暖化が本県の農林水産業に及ぼす影響を評価するとともに、適応策を開発し地球温暖化にも対応できる農林水産業の確立を推進します。
- ~~本県が開発した「メタン発生を抑制する水田の水管理技術」の普及を推進します。~~

3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮

(1) 生産活動を通じた多面的機能の発揮とやすらぎ空間の創造

① 現状と課題

- 農林業・農山村は、生活・就業の場であるとともに、景観の形成など多くの役割を果たしていますが、過疎化・高齢化による担い手の減少から、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地の増加、手入れの行き届かない森林の増加等により、多面的機能の低下が危惧されています。
- 東北地方太平洋沖地震・津波によって、農地や森林に加え、親水や生態系保全施設等が被災しました。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、それ以外の地域においても米の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じられていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。
- 福島県沿岸の海は、多くの魚介類が水揚げされる漁場であり、また、漁村は都市との交流や伝統文化の継承などやすらぎ空間を提供しており、また、河川、湖沼等における遊漁は、貴重な観光資源となっていますが、藻場や干潟等の環境悪化や外来生物が及ぼす生態系への影響等により、漁場や藻場、干潟には、津波によって壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しており、多面的機能の低下が危惧されています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 多面的機能の維持・増進

- 地震・津波で被害を受けた農地、森林等を早期に復旧します。また、関係する市や町と緊密な連携の下、農地等の区画整理と併せて、親水・生態系保全施設等の復旧・整備を進めます。
- 農林業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、農業水利施設等の適正な管理や耕作放棄地の発生防止・解消、森林の適正な管理等に努めます。
- 漁業活動を通じた藻場、干潟の保全、外来魚駆除などの生態系保全活動を支援します。特に、多面的機能を有する松川浦や藻場等における津波の影響を調査し、機能回復に必要な取組を推進します。
- 県民の理解と協力の下、多面的機能の維持・向上を図るため、農山漁村の有する多面的機能に関する情報の発信に努めます。

■ やすらぎ空間の創造

- 生産基盤等の復旧・整備に当たっては、その本来の機能に加え、豊かな農山漁村を創造する地域資源として、生態系、親水性等に配慮した整備を進め、良好な環境を保全するとともにやすらぎ空間を創造します。
- 地域固有の豊かな自然環境などを活用し、都市住民が農山漁村の文化や生活に接することのできる交流基盤の整備を推進します。

3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮

(2) 森林の有する多面的機能の発揮

① 現状と課題

- 近年、森林の果たす様々な役割が広く認識されてきており、これらを十分に発揮させるため、重視すべき機能に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。
- 保安林については、水源かん養や土砂災害防止等、特に重要な森林でも保安林として指定されていない箇所が存在することから、今後とも計画的に保安林指定を進めていく必要があります。
- 東北太平洋沖地震・津波による海岸防災林の流失や集中豪雨による林地崩壊が発生し、森林の持つ多面的機能低下が懸念されます。
- 県、市町村、林業公社など公的機関の実施する森林整備については、計画的な実施に努めていることから、地域の模範として、今後も、引き続きその役割を担っていく必要があります。
- 森林災害、無許可の開発や伐採、山火事などを未然に防ぐため、巡視等の活動を強化していく必要があります。
- 豊かな森林環境を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参画する森林づくり」を進めています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 多様な森林整備の推進

- ~~「水主保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の重視すべき機能~~森林の持つ多面的機能に応じ、長伐期施業への転換、針広混交林への誘導、広葉樹林の整備等、多様な森林整備を進めます。
- 間伐を重点とした森林整備により、森林の健全な育成を推進します。
- 山村地域等の活性化を図るため、野生鳥獣の被害防止対策を行うとともに、集落周辺の景観形成等を促す里山林の再生を支援します。

■ 保安林の整備の推進

- 水源かん養や土砂災害の防止等~~の~~の公益的機能の発揮が必要な森林については、計画的に保安林に指定するとともに、津波や豪雨等により被災した森林の復旧と機能の維持・増進強化を図るため、治山事業による適切な森林整備を推進します。

■ 公的な森林の整備の推進

- 市町村、財産区、林業公社及び（独）森林農地整備センターとの連携を図り、公的機関による計画的な森林整備に努めます。
- 県営林・公社造林については、地域の模範林として適切な管理を進めます。

- 1 ■ 適正な森林の管理
- 2 ○ 森林保全巡視活動を継続的に進め、森林の適正な管理を推進します。
- 3 ○ 無届伐採や違法開発に起因する災害を防止し、森林の適正な利用を確保するため、市
- 4 町村との連携の下、林地開発許可制度の適切な運用に努めます。
- 5
- 6 ■ 県民参画による森林環境の継承
- 7 ○ 森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、引き続き「県民一人一人が参画する森林
- 8 づくり」に取り組みます森林環境税を活用した水源かん養など公益的機能の低下が懸
- 9 念される森林の適正な管理を推進します。
- 10

4 県民参加の森林づくり

① 現状と課題

- 森林に対する県民の要請が多様化・高度化しているため、森林の整備や施設の充実、指導者の育成を推進するとともに、森林ボランティア活動等に関する情報提供を図る必要があります。
- 新たに森林づくりを行う企業等の会社組織や団体等が増えていることから、このような取組みを支援するとともに、すべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。
- 本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発と緑化技術の普及活動を推進し、県民による自発的な緑化活動を促進する必要があります。
- 東日本大震災及び原子力災害からの森林・林業等の復興・再生に対して、全国から様々な支援が寄せられています。(検討中)
- 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質に森林が汚染されたことから、県民や企業等による活動が低調となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 全国規模の復興イベントの開催

- 東日本大震災及び原子力災害からの森林の復興・再生に対して、全国から届いた支援へ感謝の心を伝え、復興のために県民一丸となった「絆」を発信するため、全国的なシンボル事業に取り組みます。

■ 森林づくり意識醸成活動の推進

- 県内において利用者の多い公共の森林公園施設での除染を早急に進めるとともに、放射線に関する正しい知識や野外活動における留意事項等を発信することにより、野外施設の利用を推進します。
- 森林整備ボランティア活動、森林観察・林業体験、緑の募金運動、緑の少年団活動等を通して、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動を進めます。
- ~~○ 環境貢献活動として森林づくりを行う企業等団体を支援します。~~
- 県内各地で開催される植樹祭や育樹祭等緑化森林づくりイベントを支援します。

■ 森林ボランティア活動の支援

- 森林ボランティア団体の情報収集・提供やボランティアの相談窓口となっている森林ボランティアサポートセンターの活用を図りながら、森林ボランティア団体の活動を支援します。
- ボランティア活動の輪を広げるため、森林所有者や森林組合等林業関係者及び森林ボランティア団体、企業、市町村などとの連携強化に努めるとともに、(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団と連携し、森林とのふれあい活動の推進に努めます。
- 森林の役割や重要性を広く県民に伝えるため森林環境学習や森林観察等の活動を行う「もりの案内人」や、森林整備の専門的知識や技術を持つ「グリーンフォレスター」

1 など指導者の育成・確保を進めます。

2

3 ■ 企業の森林づくり(CSR活動)の支援

4 ○ 環境貢献活動として森林づくりに取り組もうとする企業や団体を支援します。

5 ○ 森林所有者の森林整備への意向を聞き取りするとともに、斡旋可能なフィールドを調
6 査して企業等の要望に応じたマッチングを図ります。

7 ○ 企業が整備した森林に関する情報を定期的に提供するとともに、将来を見据えた森林
8 づくりへのアドバイスを行います。

9

10 ■ 緑化運動の推進

11 ○ (社)福島県~~緑化推進委員会~~森林・林業・緑化協会等と緊密な連携のもとに、森林の整
12 備や公共施設の緑化などに役立てられる「緑の募金」運動を展開します。

13 ○ 森林の多様な役割に対する県民理解を促進するため、情報の提供や各種コンクールな
14 ど普及活動を進めます。

15 ○ 緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次代を担う子どもたちの心身の健全な育成のため
16 に緑の少年団の設立と活動を支援します。

17

18 ■ 緑化技術の普及推進

19 ○ 緑化技術に関する各種研修や講習会の開催、普及PR活動等を促進します。

20 ○ 名木や鎮守の森に代表される「緑の文化財」等の保護・保全活動を支援します。

21 ○ 緑化に関する質問、相談に対応する「緑の相談室」により、緑化技術の普及を推進し
22 ます。

23

24

25

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

第5章 重点战略

※調整作業中

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第6章 地方の振興方向

各地方の振興方向について、次の項目で整理します。

- 1 地方の特色
- 2 現状と課題
- 3 振興方向
※調整作業中
- 4 重点的な取組内容
※調整作業中
- 5 施策の達成度を測る指標
※調整作業中

1 第1節 県北地方

～くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり～

1 地方の特色

県北地方は、国内トップクラスの果樹産地を有し、県北地方の農業産出額 593 億円（平成 18 年）のうち、果樹が 37%を占めています。地域的には、果樹・野菜を中心とした福島市、伊達市及び伊達郡平地部の北部平地地域、稲作を中心とした二本松市及び安達郡の南部平地地域、畜産・工芸作物を中心とした阿武隈高地及び奥羽山脈に広がる中山間地域の3つに大別されます。~~また、~~森林面積が県全体の約 10%を占め、きのこは、ナメコ等の生産が多くなっています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染により、一部の地域に計画的避難区域や特定避難勧奨地点が設定されています。

2 現状と課題

(1) 農林業の担い手の育成・確保

- 持続的な農業の発展のため、新規就農者及び認定農業者の育成・確保、地域の実情に応じた集落営農の取組みに対する支援を行う必要があります。
- 計画的な森林整備の推進や成熟した森林資源の利活用を図るため、意欲のある林業事業者や担い手となる人材を確保・育成する必要があります。

(2) 農業の振興

ア 農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備

- “くだもの王国”として、全国有数の果樹産地が形成されていますが、農業者の高齢化、担い手不足とともに、老木化等による生産性の低下や品種構成の偏重による労力の集中等が課題となっています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い栽培面積・生産量の減少等が課題となっています。

- 阿武隈高地及び奥羽山脈に広がる中山間地域では、畜産や養蚕、葉たばこなどを中心に農業生産が行われてきましたが、養蚕業の衰退や高齢化・担い手不足等により、耕作放棄地の発生や有害鳥獣による農作物被害が増加しています。
- 農産物直売所を核とした地産地消や果実の輸出など農産物の販路拡大が図られるとともに、本県の地鶏である川俣シャモやももの「福島県ブランド認証」などによるブランド化が進められておりましたが、放射性物質の影響により販売環境が悪化している中で、今後も、より多くの品目について安全性をPRしながら、多様な販路確保に向けた取組みの推進が必要です。

イ 農業生産基盤の整備

- ほ場整備の実施を契機に担い手の育成や農用地の利用集積が進んだ地区がありますが、ほ場整備の遅れている~~市街地周辺や樹園地との混在地、~~中山間地域等での整備を進める必要があります。

- 基幹的農道の整備が進んだ地区では、農産物流通の効率化や生産性の向上が図られましたが、整備の遅れている中山間地域での計画的な農道整備を進める必要があります。
- 老朽ため池の改修により災害の未然防止が図られていますが、未だ整備が必要なため池が90箇所程度残っており、計画的な整備を推進する必要があります。
- 農地や農業用水利施設の整備を進めてきましたが、今後は、施設の適切な保全や長寿命化の取組みを計画的に推進する必要があります。

(3) 林業・木材産業の振興

- ~~○ 木材の供給や水源のかん養を始め、磐梯朝日国立公園や霊山などの優れた景観・環境形成などに大きな役割を果たしており、森林の機能区分に応じた敬作的な森林整備を進めるため、林内路網の整備や補助制度の活用など、様々な方法で森林整備を行う必要があります。~~
- 安全で安心な生活環境を取り戻すため、森林除染の推進と木質バイオマスの利用促進を考慮した計画的な林内路網整備と森林整備を推進する必要があります。
- ~~○ 「ふくしま家づくりネットワーク」や公共機関と連携した地域材による長寿命住宅の普及や公共施設への木材利用拡大に取り組んでおり、今後も引き続き、連携体制の強化による地域材の利用拡大を進めていく必要があります。~~
- 放射能汚染による県産材の風評被害を解消するため、製材品の安全性の確認と、県産材の利用促進に向けた取組みを推進する必要があります。
- ~~○ 中山間地域における複合経営を進めるため、きのこ・山菜類の普及拡大を図る必要があります。~~
- 特用林産物による中山間地域の活性化に向け、放射能が検出されないきのこ・山菜などの生産振興と、販売促進に向けた対策を推進する必要があります。
- 循環の理念に基づく「森林(もり)との共生」の具現化のため、森林を守り育てる意識を醸成し、「県民一人一人が参画する森林(もり)づくり」を進めていく必要があります。

(4) 都市との交流促進と農山村の活性化

- グリーン・ツーリズム実践者や農産物加工グループ、農作業体験の受入組織等による都市住民や消費者等との交流が進んでいまましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により交流人口が減少しました。今後も、都市と農村の更なる交流促進や食育の推進等により農山村の活性化を図る必要があります。
- 阿武隈高地等の中山間地域においては、高齢化や人口減少が進んでいることから、定住促進や地域間交流による地域の活性化を図る必要があります。

3 振興方向

※調整作業中

4 重点的な取組内容

※調整作業中

1 第2節 県中地方

2 ～食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業～

1 地方の特色

県中地方は、県の中央に位置し、阿武隈川流域には日本三大疏水の一つである安積疏水で潤う安積平野が広がっています。東部は阿武隈高地、西部は猪苗代湖や奥羽山脈に至る山間地となっています。

東北縦貫自動車道と磐越自動車道が交わり、~~平成22年度中にはあぶくま高原道路が全線開通の見込みです~~さらに平成23年3月にはあぶくま高原道路が全線開通するなど、高速交通網の要衝となっております。また、福島空港により国内外とも直接結ばれています。総人口及び製造品出荷額、年間商品販売額がいずれも県内トップにあり、本県経済の中心的な役割を果たしています。県中地方の農業産出額は627億円(平成18年)で、そのうち米が39%を占め、畜産28%、野菜21%と続きます。その地形などから、安積平野を中心とした郡山地域、阿武隈高地の田村地域、西部の阿武隈川の上流に広がる須賀川地域の3つに大別され、米を中心に畜産、野菜、葉たばこを組み合わせる特色ある農業が、それぞれ展開されています。

2 現状と課題

(1) 放射性物質による影響の低減(仮)

- 原子力発電所事故に伴い、放射性物質に広く汚染された農用地、森林等の早急な除染とともに、農林産物への影響の低減対策や汚染された堆肥や資材等の適正な処理が必要となっております。
- 原子力発電所事故発生後、農林産物のモニタリング検査体制を構築し、放射性物質の暫定基準値を超える品目については、出荷制限等の措置を講じていますが、健康に対する不安から県産の食品購入を控えるなど、検査の仕組等に対する不信感を持つ消費者がおり、信頼を回復する取組が必要となっております。
- 放射性物質の健康への不安や風評被害から県産農林産物の買い控えや取引価格の低迷など、生産・販売面で影響が出ており、安全性のPRや販売促進に向けた取組が必要となっております。

(2) 農林業担い手の育成、経営の安定

- ~~農林業従事者の高齢化しており、~~に加え、生産農家の原子力発電所事故による生産意欲の低下や被災農家が見られることから、新規就業者を確保し、認定農業者等を中心として農林業の担い手を育成していくとともに被災農家を支援していく必要があります。~~また、収益性の高い経営体にしていく必要があります。~~
- 主力品目であるきゅうり等園芸作物の労働力不足を補う労力調整システムの運営を支援する必要があります。
- 農産物直売所等様々な場で女性や高齢者が活躍しており、その能力を発揮し、多彩な取組みをいきいきと実践していけるよう支援していく必要があります。
- 米に依存した生産構造からの転換を進め、水田のフル活用や収益性の高い作目の導入

1 等を進めていく必要があります。

- 2 ○ 新たな園芸品目として、ぶどう、アスパラガス、りんどうなどの栽培面積が拡大し、
3 新たな産地として評価が高まってきており、競争力強化に向け生産体制の整備を図る
4 必要があります。
- 5 ○ 阿武隈高地の中山間地域を中心に、酪農及び肉用牛の生産が行われていますが、原子
6 力発電所事故により生産・販売面で大きな影響を受けており、畜産経営の安定に向け、
7 生産コスト削減を進めていく必要があります。
- 8 ○ 田村地域を中心に県内随一の葉たばこ産地が形成されていますが、従事者の高齢化等
9 に加え、廃作や放射性物質による農地の汚染により、作付面積が減少しており、葉た
10 ばこ農地の有効活用が課題となっています。
- 11 ○ イノシシなど野生鳥獣について、従来の生息地の一部が警戒区域等となったことで生
12 息域の拡大が懸念されており、農作物の被害防止対策を進める必要があります。
- 13 ○ 阿武隈高地や奥羽山脈には豊富な人工林があり、今後、その多くが主伐期を迎えるこ
14 とから、林内路網の整備や機械化・集約化によりを促進し、林業生産の低コストの低
15 減を図っていく必要がありますを促進することが課題となっています。また、きのこ
16 生産の再生のため、安全な原木やおが粉の確保を図るととも、シイタケ原木の一大生
17 産地であった阿武隈高地の広葉樹林の再生を進める必要があります。
- 18 ○ 全国有数の産地である食用ゴイの安定生産に向けた取組みを進めていく必要があり
19 ます。

21 (3) 地域との連携

- 22 ○ 多くの消費人口を抱える当地方の特色を生かし、地域内流通や農産物直売所等の多様
23 な販売チャネルを拡大し、商品力を高めていく必要があります。また、地元産木材の
24 利用拡大を図る必要があります。
- 25 ○ 消費者が期待する安全・安心かつ新鮮でおいしい農産物を提供していくため、食の安
26 全確保に向けた取組みなどを推進していく必要があります。
- 27 ○ 森林を質の高い緑の資源として次世代に引き継ぐため、森林を県民全体で支える意識
28 の醸成が必要です。
- 29 ○ 地域の食品加工等を営む商工業者等との連携を強化し、新たな商品やサービスの提供
30 など農林業を核とした地域経済の拡大と好循環を構築していく必要があります。

32 (4) 農山村の整備

- 33 ○ 農地や森林などを地域の宝として次世代に引き継いでいけるよう、東日本大震災によ
34 り被災した農地や林地、藤沼ダムなど農業用施設等の早期復旧とともに、農地防災や
35 治山、森林整備を着実に進めていく必要があります。
- 36 ○ 耕作放棄により農地の利用率が低下しておりいるなか、食料生産の基礎であり、洪水
37 調節や自然景観保全等の多面的機能を有する農地を適切に維持管理していく必要があ
38 ります。また、農地や農業用水を効率的に利用できる基盤の整備を進め、農業の生産
39 性を高める必要があります。
- 40 ○ 農山村に住む人々が地域に誇りを持って安全・安心に暮らしていけるよう、農林道等

- 1 の生活環境基盤の整備を進めるとともに、景観等の地域資源を保全する組織活動を支
2 援していく必要があります。
- 3 ○ 農山村地域の活力向上のため、地域資源の活用を図るとともに、都市住民等との交流
4 を促進していく必要があります

5

6 **3 振興方向**

7 ※調整作業中

8

9 **4 重点的な取組内容**

10 ※調整作業中

11

1 第3節 県南地方

2 ～清らかな源流を生かし、次代につなぐ県南の農林業～

1 地方の特色

県南地方は、阿武隈川や久慈川、鮫川の源流域を有する豊かな自然条件を生かすとともに、かんがい施設等の農林業生産施設の整備により、米やトマト、ブロッコリー、鉢花、スギを始めとする木材等、様々な農林産物が生産されています。また、矢吹原一帯の水田は、国営事業の完成とかんがい施設の整備促進により、水不足が解消され、生産性の高い農業が期待されています、首都圏をはじめ県内外の消費地へ出荷されています。

県南地方の農業産出額は313億円(平成18年)のうち、米が37%と最も多く、米を中心にトマト、レタスなどの産地が形成されており、首都圏に近いという地の利や高速交通網を生かし、生産された農林産物は、首都圏や県内各地へ出荷されています。

さらにまた、食品産業等と連携したものづくりや、豊富な森林資源を背景とした近代的な製材生産活用した高品質な製材品の生産などの新たな取組みが進められています。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災からの復興と新たな需要への対応

- 東日本大震災では、農林業施設の被災や山地災害などが発生し、とりわけ、羽鳥ダムと幹線用水路の被災により、平成23年は矢吹原一帯の水田を中心に水稻を作付けできない状態になりました。これらの被災箇所については、復旧工事等で迅速な対応が図られています。
- ~~米を中心にトマト、レタスなどの主産地として発展してきましたが、農産物価格の低迷等により、農家所得が減少傾向にあります。~~
- 県南地方は阿武隈川、久慈川、鮫川の源流域ですが、汚泥や稲わらなどで高い放射性物質が検出されたため、地域ぐるみでの環境保全活動や有機性資源の循環利用が停滞しています。このため、農林地、農林業用施設等の計画的除染、放射性物質の影響軽減対策の実施などで生産環境を回復するとともに、集落排水施設の整備を推進するなどにより、源流域にふさわしい環境を維持する取り組みが重要となっています。
- 米を中心にトマト、レタス、ブロッコリー、しいたけなどの主産地として発展してきましたが、米や野菜の消費量減少に加え、放射性物質の影響等により消費が落ち込んでいます。今後は、他産業との連携を一層深めながら農林水産物の消費拡大を図るとともに、新たな産地づくりに取り組むなどして、需要を的確に捉えた生産振興を進めていく必要があります。
- 県内有数の林業地帯である奥久慈流域を中心に、林業機械の整備や林道・作業道の計画的な整備を図りながら、品質・性能の確かな木材製品の供給を図ってきましたが、放射性物質の拡散により県産材に対するニーズが低下しており、今後の森林管理に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、森林整備と一体的に行う除染対策と復興需要に対応した木材供給が必要となっています。
- ~~米の消費量が減少する中、主食用米中心の生産構造から飼料用米や米粉用米など、新たな需要に応じた米づくりが求められています。~~

1 ○ ~~食品産業と連携した米やレタス等の生産が進められてきましたが、地元農産物の消費~~
2 ~~拡大のため、他産業との連携を一層深め、新たな産地づくりなど、需要を的確に捉え~~
3 ~~た生産振興を進めていく必要があります。~~

4 5 (2) 地域資源を活用した農林業生産

6 ○ ~~農業者の農林業従事者の減少や高齢化により、農作物の作付面積が減少傾向にあり、~~
7 ~~耕作放棄地の増加が見られることから農作物作付面積等の減少や耕作放棄地が増加し~~
8 ~~ています。このため、関係機関・団体と連携し、多様な担い手が取り組める作物等の~~
9 ~~導入体制の整備と作物の導入等を促進する必要があります。~~

10 ○ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、多くの原木等から基準値を超える放射
11 性物質が検出され、原木しいたけ生産に大きく影響しているほか、他の農産物等でも
12 風評被害による価格低迷などにより、生産者の生産意欲が大きく落ち込んでいます。
13 このため、関係者が一体となり、産地の維持・発展に向けて取り組んでいくことが重
14 要です。

15 16 (3) 農林業を支える基盤づくり

17 ○ 農林業従事者の減少や高齢化が進む中、農林業の生産拡大と森林の適正管理を行って
18 いくためには、企業等を含めた新たな多様な担い手を育成することが必要です。併せ
19 て、作業の集約化と高性能機械の導入、~~生産・集出荷施設や大区画ほ場、ほ場整備及~~
20 び農道、林道等の保守点検と整備と維持・管理を進めていく必要があります。

21 22 (4) 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進

23 ○ 東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射性物質のモニタリングをはじめとす
24 る、安全・安心への産地の取り組みに対して消費者の関心が一層高まっています。
25 このため、安全・安心な農産物や林産物の供給に対する産地の取り組みを積極的にア
26 ピールしていく必要があります。

27 ○ 県内全域の放射線量が高いなど誤った認識が広がり、県南地方における都市農村交流
28 人口も減少していますが、農山漁村の活性化や県産農林水産物等の安全PRのため、交
29 流人口の拡大は重要です。このため、首都圏など都市近郊に位置するメリットを生か
30 し、都市地域との交流等による農林業・農山村の活性化が求められています。

31 32 **3 振興方向**

33 ※調整作業中

34 35 **4 重点的な取組内容**

36 ※調整作業中

1 第4節 会津地方

2 ～地域経済をリードする攻めの農林水産業～

3 1 地方の特色

4 会津地方は、中央に会津盆地が広がり、典型的な内陸型気候で、四季の変化に富み冬の寒さが厳しい豪雪地帯です。また、磐梯山や飯豊連峰等の山々や阿賀川・只見川等の河川、猪苗代湖等の湖沼など自然にも恵まれています。

7 耕地面積は約 31,600ha で県全体の 21%を占めています。水田の基盤整備が進み、農業産出額 433 億円（平成 18 年）のうち、稲作が 68%を占める生産性の高い穀倉地帯となっています。森林面積は約 228,000ha で県全体の 23%を占め、森林資源も豊富です。

10 会津地方でも東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により風評被害が起きており、生産者の農業経営が困難となっている。また、放射性物質によって森林が汚染されたことにより、特産林産物や内水面魚種の一部が出荷制限等の措置を講じられている。

14 2 現状と課題

15 (1) 農林水産業に対する期待への対応

16 ○ 地域の雇用環境の悪化などにより、就業の受け皿として、農林水産業に対する期待が高まっています。

18 ○ 食料・飼料の自給率向上のため、国内農業への期待が高まっており、放射性物質対策を十分に講じた上で、新規需要米の拡大など、水田農業の生産力を最大限に発揮する必要があります。

21 ○ 農業系や林業系のバイオマスの利活用に対する期待が高まっており、作業者の安全も含めた放射性物質に対する対策を講じた上で、会津地方の豊富な森林資源や水資源を始めとした地域資源の活用が課題となっています。さらに、東日本大震災に伴う復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの安定供給が求められています。

27 (2) 農林水産業・農山村の活性化

28 ○ エコファーマー、特別栽培及び有機栽培の認定件数が県内第1位となるなど環境と共生する農業技術の導入が進むとともに、J A生産組織を中心にG A P手法も導入されており、今後は、放射性物質の検査・分析とも併せて、これらを一層普及する必要があります。さらに、風評被害克服のため、より安全・安心を担保できる生産体制が求められています。

33 ○ 中山間地域の活性化に向け、宿根かすみそう等の農業者確保や安定生産に向けた施設整備、特産品開発などの取組みを更に発展させる必要があります。

35 ○ 会津地方の林業経営は、所有面積の規模が小さく分散していることから、収益性を高めるため、林業事業体による森林所有者へ林業経営を提案する森林経営計画を樹立することで施業を集約化していく必要があります。

38 ○ 天然スギやカラマツ資源が豊富にあるとともに、桐やうるしなどの特用樹は全国有数の生産地となっており、更なる利用を促進が必要となっていますするためには、風評被害も懸念されることから、伝統的工芸品製造業などの関係者と連携して、原材料と

1 なる特用樹の健全育成に努めていく必要があります。

- 2 ○ 野生きのこ、山菜及び内水面魚種は、会津を代表する食材であり、地域の重要な収入
3 源であるが、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質の影響が懸念さ
4 れていることから、安全性を担保する供給体制の構築が求められています。
- 5 ○ 会津地方は、特色ある多様な農林水産物に恵まれているものの、農林水産物の知名度
6 が低いため、全国的に有名な「会津」の地名を生かしながら、ブランド化を進める必
7 要があります。
- 8 ○ グリーン・ツーリズム等の実施により、交流人口も徐々に増加していましたが、
9 原発事故以来減少しています。 今後は、地域のより詳細な放射線情報や食の安全に取
10 り組む仕組みを併せて提供するなど、滞在型交流を推進するため、放射線被曝の懸念
11 に対する安全性のPRも含んだ受入体制を強化する必要があります。

12 13 (3) 安定経営・安全な暮らしの確保

- 14 ○ 会津地方では、水田農業の組織化・法人化や大豆等の団地化が進んでいますが、現在、
15 浜通りと会津の間で米の生産調整が行われており、この状態は当面の間変わらないも
16 のと想定され、会津ではより安定した米の生産体制を構築することが期待されている
17 ため、収益性の高い農業の確立に向けた取組みを一層強化していく必要があります。
- 18 ○ ほ場の整備率は水田で 94.7%と進んでいますが、これらの有効活用を図るため、効率
19 的な水田農業を確立し、水田の生産力を最大限に発揮させる必要があります。また、
20 猪苗代湖の水質保全のため、今後も水環境にやさしい農業を推進していく必要があり
21 ます。
- 22 ○ 国営造成施設等による大規模な農業水利施設を始めとして、県営・団体営造成によ
23 る大規模災害に対するリスク管理も含めた農業水利施設の適正な維持管理が必要とな
24 っているとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、農業水利施設に放射
25 性物質を含む土砂等が堆積し放射性物質の下流域への拡散を防止するため農業水利施
26 設の除染が必要となっています。
- 27 ○ 会津地方の森林は、地形の急峻な地域にあります。豊富な森林資源を維持し、水源
28 かん養など森林の持つ機能を十分発揮させるため、保安林の指定拡大や治山対策の推
29 進が必要となっています。
- 30 ○ 過疎化や耕作放棄地の増加、気候変動等に伴い、サル、クマ、カワウ等の鳥獣やカシ
31 ノナガキクイムシ等の害虫による農林水産物の被害が増加傾向にあります。

32 33 (4) 農林水産業への理解の促進

- 34 ○ 放射性物質に対する安全・安心な農林水産物の流通体制を広くPRすると同時に、農
35 林漁業者と消費者との交流イベントを始め、直売所等における地産地消や食育の推進、
36 森林環境に関する学習などの農林水産業への理解を促進する活動を今後も継続してい
37 く必要があります。

38
39 **3 振興方向** ※調整作業中

40 **4 重点的な取組内容** ※調整作業中

1 第5節 南会津地方

2 ～みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり～

1 地方の特色

南会津地方は、93%が広葉樹林を主体とした森林で、2%が農地となっています。阿賀川と尾瀬を源とした只見川・伊南川に沿って集落が形成され、豊かな自然と伝統文化が根付いている一方、過疎化・高齢化が大きな問題となっています。

南会津地方の農業産出額は52億円(平成18年)で、米が45%を占めますが、野菜が34%、花きが6%となっており、夏季の冷涼な気候を生かしたトマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうを中心とした園芸産地が形成されています。

首都圏と会津鉄道・野岩鉄道で結ばれ、平成20年には国道289号甲子道路が開通するなど、北関東方面や県南地方との交流基盤が整い、観光客が増加しています。

2 現状と課題

(1) 農家の高齢化・担い手不足

- 原子力災害による放射性物質の影響は少ないものの、農産物価格の下落等の風評被害を受けていることから、流通事業者や消費者等に対して正しい情報の提供、知識の普及を図ることが必要です。
- 経営規模が小さく、トマトなどの園芸作物で所得を確保してきましたが、他地域よりも高齢化の進行が著しく、産地の縮小や農家所得の減少が懸念されます。
- 産地の維持・発展を図るため、新規就農者の確保、高齢農業者への支援、生産基盤の整備などにより、多様な担い手の育成・確保が必要です。
- 建設会社など農外企業が耕作放棄地などを利用しながら農業参入を進めており、安定的な担い手として育成するため、今後も栽培技術などの支援を強化することが必要です。

(2) 林業の停滞と森林の荒廃

- 木材価格の長期低迷などにより林業が停滞していることから、担い手の確保・育成、長伐期施業や広葉樹林施業などの森林整備を推進するとともに、木質バイオマスなどの用途拡大が必要となっています。
- 林家の所得向上に向け、豊富な広葉樹資源等を活用したきのこや山菜などの特用林産物の安定生産に向けた技術指導を図るため、放射性物質の影響や風評被害に対応した技術指導や販売体制づくりなどが必要となっています。

(3) 農林業・観光産業による連携

- ~~○ 教育旅行等により交流人口が拡大してきていることから、豊かな自然環境や温かい人柄を生かした農山村生活体験などをセールスポイントとしたグリーン・ツーリズムの推進により、リピーターを増やす取組みが必要です。~~
- 原子力災害による風評被害により、教育旅行等の着地型観光を始めとした交流人口が大幅に減少していることから、南会津地方の魅力ある地域資源とそれらの安全性に関

1 する情報発信、PRを行う必要があります。

- 2 ○ 直売所・加工所の開設及び連携が盛んになっていますが、小規模経営が多く、また、
3 年間を通した販売力が弱いことから、地域内外との流通ネットワークでの販路拡大や
4 観光客・農山村体験者向けの特産品開発を強化する必要があります。

5
6 **(4) 農山村環境の保全**

- 7 ○ 全国に誇れる南会津の美しい農山村の景観や環境は、地域の重要な資源でもあり、次
8 世代に引き継いでいく必要があります。

- 9 ○ 気象条件、急峻な地形から山地災害発生が懸念されることから、森林整備により森林
10 の防災機能を高度に発揮させるとともに、保安林における治山対策を推進する必要が
11 あります。

12
13 **3 振興方向**

14 ※調整作業中

15
16 **4 重点的な取組内容**

17 ※調整作業中

18

1 第6節 相双地方

2 ～山・川・海の豊かな自然と多彩な地域資源が調和した農林水産業の展開～

1 地方の特色

相双地方は、福島県の太平洋側の北部に位置し、平坦部は海洋性の冬季温暖な気候で、降雪もほとんど無く、阿武隈高地や松川浦を始めとする山・川・海の豊かな自然、様々な農林水産物、多様な食文化に恵まれています。

相双地方の農業産出額は、376億円（平成18年）で、そのうち米が36%で最も多く、水稲を中心に冬季間の温暖な気象条件を生かしたトマト、ニラなどの野菜生産や阿武隈高地での肉用牛生産が行われていました。

平成24年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、沿岸部の農業生産基盤が壊滅したほか、東京電力福島第一原子力発電所事故による広範囲にわたる放射性物質の拡散により、双葉地方及び相馬地方の山間部は、長期の避難や農業生産の停止を余儀なくされており、周辺地域においても農林産物の風評被害、またこれに伴う農業生産に対する意欲の低下等により、地域全体の農林業が停滞していることから、一刻も早い除染や復旧・復興が必要となっています。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、常磐自動車道の全線開通が遅れていることから、復旧・復興を進めるためにも早期開通が望まれています。

2 現状と課題

(1) 農山漁村の活性化

- 常磐自動車道の延伸や体験交流型観光へのニーズの高まりなどからに合わせ、グリーン・ツーリズム等交流拡大に向けた非ビジネス開発や支援とともに、放射性物質への不安を払拭するための除染を始め、放射線の影響が最小限となるような安全・安心を確保する受入体制の整備が必要です。
- 農村女性グループ等による地元農林水産物の販売や特産品開発が活発に行われていま~~す。今後、法人組織への誘導や他産業との連携による~~きましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう風評被害の影響により取組が弱体化しています。このため、地元農産物の安全性に裏づけされたPR活動と高付加価値化、販路確保対策等が必要です。双葉地方においては、多くの地域で避難、作付制限等により活動が制限されており、再開後も風評被害が懸念されるため、これらの生産者、消費者の不安を払拭する施策が必要です。
- 海岸部における農地の保全や山地災害の未然防止を図るため、従来の基準に加え、津波の影響を考慮して、海岸整備や治山事業等の効率的な実施による防災対策を進める必要があります。

(2) 農業の振興

- 農地や樹体等において、環境条件や土壌条件等に基づいた確実性の高い除染や、放射性物質吸収抑制対策を推進するとともに、生産者団体や出荷組織等と連携した効果的なモニタリング検査の実施など、地域で生産される農産物の安全性確保が必要です。

- 1 ○ 放射性物質の低減を図るため、モニタリング検査結果野栽培現場への反映、施設化に
2 よる外部環境からの影響軽減を考慮した冬季温暖な気象条件を生かした園芸産地の育
3 成と競争力強化が必要です。
- 4 ○ 相馬地方においては、水田を有効活用したブロッコリー、キャベツ等の生産拡大が図
5 られており、これに加え、実需者から信頼される新規需要米や大豆の産地づくりが必
6 要です。
- 7 ○ 双葉地方においては、放射性物質の影響が長期に及ぶことが予想されることから、農
8 業の再開に当たっては、作付再開時期、又は作付体系、振興作物の見直し等を見据え、
9 放射性物質の作物への影響等も鑑みながら、個々の地域にあった、細やかな対応が必
10 要です。
- 11 ○ 相馬地方においては、エコファーマーからのステップアップにより水稻を中心とした
12 特別栽培を拡大し、~~「環境と共生する農業」の先進地域であり続けるため、安全性の確~~
13 認された有機性資源の利用促進やGAPの取組み等の積極的な推進が必要です。
- 14 ~~○ ほ場整備を契機とした農用地利用集積による営農体制の構築をより一層進めるため、~~
15 ~~計画的にほ場整備等を進めながら、認定農業者の育成・確保及び組織経営体の経営力~~
16 ~~向上を図る必要があります。~~
- 17 ○ 沿岸部の津波被害地域、中山間を中心とした放射能の影響を受けている地域について
18 は、営農意欲の低下が著しく、今後、復興に向け、防災施設や再生可能エネルギー供
19 給施設整備計画等との調整を図りながら、なお一層の経営効率化を図っていくため、
20 地域の担い手への農地集積、組織経営体の経営力向上を推進する等、営農体制の構築
21 をより一層進める必要があります。
- 22 ○ 東京電力福島第一原子力発電所事故による他地区への避難を踏まえ、農業従事者の減
23 少や高齢化などによるがこれまで以上に進行し、耕作放棄地の増加が課題となってい
24 ますがも懸念されることから、避難農業者の移転や異業種参入による遊休農地の解消
25 など、新たな取組が始まっており、今後も対策の強化を図る必要があります。
- 26 ○ 双葉地方においては、放射性物質の影響により、農業従事者の避難、作付制限等によ
27 り、長期間にわたり耕作不能な状態が継続することが予想されるため、耕作放棄地を
28 始めとした遊休農地については、地域産業の復興に資するため、農業分野以外での活
29 用も視野に入れた積極的な活用が必要となっています。
- 30 ○ 農業用水の安定確保のため多くのダムやため池が築造されていますが、今後、これら
31 の農業水利施設が更新時期を迎えることから、今回の震災を踏まえ、速やかな点検・
32 診断による施設状態の適切な把握と計画的な整備補修が必要です。

33

34 (3) 林業・木材産業の振興

- 35 ○ 当地方の森林は、アカマツやスギを主体とした人工林の面積が54%を占めていますが、
36 森林所有者の高齢化と後継者不足から間伐等が遅れており、森林整備を積極的に進め
37 る必要があります。
- 38 ○ 松くい虫被害が、海岸部ばかりでなく標高の高い地域でも散見されるようになってお
39 り、引き続き薬剤防除・伐倒駆除や樹種転換等を進める必要があります
- 40 ○ 森林ボランティア等による植林活動など、「県民一人一人が参画する森林づくり」が行

1 われており、引き続き、これらの活動を支援する必要があります。

2
3 **(4) 水産業の振興**

- 4 ○ カレイ類の資源管理に積極的に取り組んでおり、資源管理型漁業やつくり育てる漁業
5 をさらに推進する必要があります。
- 6 ○ 漁業後継者については、新規就業者が減少しており、後継者の育成・確保や魅力ある
7 漁業経営を確立する必要があります。
- 8 ○ 地域特有のサケについては、ふ化放流団体の経営の安定強化を警戒区域の設定等によ
9 りふ化放流が制限されており、本県サケ資源の維持・造成に取り組む増殖団体を支援
10 する必要があります。
- 11 ○ ノリ、アサリの養殖が盛んな松川浦は、アサリを食害するサキドロタマツメタの増加
12 等、アサリの生息環境の悪化により、水質浄化等の津波による漁場への瓦礫堆積、ア
13 サリ食害生物の増加等、干潟機能の低下が懸念されています。
- 14 ○ ~~地魚など多様な水産物の効率的な流通が必要です。~~

15
16 **3 振興方向**

17 ※調整作業中

18
19 **4 重点的な取組内容**

20 ※調整作業中

21

1 第7章 いわき地方

2 ～「サンシャインいわき」が育む「森林・大地・海」の恵みを未来へと

1 地方の特色

いわき地方は、太平洋に面した年間日照時間が2,000時間を超える本県で最も温暖な地域です。温暖な気候に加え、標高差のある土地条件を生かし、平坦地では米やトマト、いちご、ねぎ、日本なしなどが、中山間地域では米や肉用牛、シイタケなどが生産され、いわき地方の農業産出額は108億円（平成18年）のうち、米が45%、次いで園芸作物が34%となっています。土地利用は、全面積の72%が山林であり、国有林35%、民有林65%（うち人工林57%）の構成となっています。

さらに、震災以前は「潮目の海」から、カツオ、サバ、サンマのほか、いわき市の魚メヒカリ、特産のウニやシラスなど多彩な水産物が水揚げされ、水産加工業も盛んであり、早期の回復が期待されます。

原子力発電所事故により発生した放射線量は、一部で高い区域もあるが、県北・県中地方よりも低い区域が広がっているものの、風評被害により大きな影響が出ている。

2 現状と課題

(1) 農林水産業の再生

- 農林水産業は原子力災害による被害が大きく、農林水産物の売上減少、地産地消の停滞が生じており、農林水産業の再生・発展を図る取組が必要です。

(2) 農業・農村の振興

- いわき地方の放射線量は比較的低いものの、農産物に対する風評被害は払拭されていないため、放射性物質の検出されない農産物の生産が求められています。
- 経営規模が小さい農家が多く、高齢化も進行しているため、農地の集積や認定農業者、集落営農組織の法人化等、経営の高度化を進める必要があります。
- 夏涼しく冬季温暖で多日照の気象条件を生かし、~~日本なし、トマト、イチジク~~ いちご、ねぎ、日本なしなど園芸振興が図られてきましたが、気象条件を十分に生かした競争力の高い園芸産地の形成まで至っていない状況です。
- ほ場整備率が、50.3%と県平均を大きく下回っており、生産性向上のためほ場の大区画化や農道等の生産基盤の整備を推進する必要があります。

(3) 林業・木材産業の振興

- 人工林率は57%と県内平均を大きく上回っており、これらの人工林は本格的な利用期を迎えつつあることから、多様で健全な森林整備と計画的な林内路網の整備を促進させるとともに、放射性物質の除染を進める必要があります。
- ~~木材の供給に占める県産材の割合が極めて低い状況にあるため、県産材の利用を広くPRするほか、品質向上や供給体制の整備など、県産材の需要拡大を推進する必要があります。~~
- 木材の放射性物質汚染への不安から、木材利用量の減少や価格の低下が懸念されるた

1 め、安全性の検証や供給体制の整備などにより、安全性を広くPRし県産材の需要拡大を推進する必要があります。

2
3 ~~○ 景気が悪化する中、林業が就業の場として見直されており、就業環境を改善するなど~~
4 ~~労働力の育成・確保を進める必要があります。~~

5 ○ 放射能に対する不安等が林業労働力不足に拍車をかけることが懸念されるため、放射
6 線に対する安全な作業体制構築を含めた就業環境を改善するなど、労働力の育成・確
7 保を進める必要があります。

9 (4) 水産業の振興

10 ○ 原子力災害により、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、漁業者の生産意欲の低下、
11 漁業離れ及び新規就業者のさらなる減少が懸念されます。

12 ○ 東日本大震災により、漁港、漁船、水産業関連施設等が被災しており、生産基盤や流
13 通体制等の早急な復旧支援が必要です。

14 ○ ヒラメ、ホッキガイ、マアナゴなど地域特性に応じた資源管理が展開されてに組み
15 んできており、今後も資源管理型漁業やつくり育てる漁業を一層推進する必要があります
16 ます。漁業再開後の資源管理体制の整備とつくり育てる漁業の再構築が必要です。

17 ~~○ 漁業就業者数の減少や高齢化が進行しているため、担い手の育成・確保に向けた取組~~
18 ~~みを推進するとともに、魅力ある漁業経営の確立を図る必要があります。~~

19 ○ 広域を回遊するカツオ、サバ、サンマなどを対象とする沖合漁業は、風評被害により
20 県外船の水揚げが著しく減少しているほか、生産体制が脆弱化しており、競争力のあ
21 る漁業へ転換する必要があります。

22 ○ ウニ、アワビの漁場となる藻場は、磯焼けにより減少していますが、二酸化炭素吸収
23 機能を有しており、漁業生産、環境との共生の両面から回復させる必要があります。

25 (5) 安全・安心な農林水産物の提供と魅力ある農山漁村の形成

26 ~~○ 県民の食に対する安全・安心の意識が高まっており、エコファーマーの拡大や特別栽培~~
27 ~~有機栽培への取組みが必要となっています。~~

28 ○ 消費者の放射性物質汚染に対する関心が高まっており、モニタリングの取組による安
29 全性のPRが必要となっています。

30 ○ 消費者ニーズに即した地域の農林水産物を提供し、加工、販売部門との連携による生
31 産物の高付加価値化が必要となっています。

32 ○ 農林水産技術や伝統文化の伝承など、農林水産業体験活動や都市との交流を促進する
33 必要があります。

34 ○ きのこ等特用林産物は放射性物質による汚染及び風評被害により、生産・販売が厳し
35 い状況になっていることから、安全・安心な生産体制の整備を図ることが必要となっ
36 ています。

37 ○ 農地・農業用施設の保全・管理、湛水の防止、治山などの防災対策が必要です。

38 ○ 地震に伴う津波により新舞子地区を始めとした海岸防災林が被災し、潮害の防備等の
39 公益的機能が低下しており、機能の回復を図ることが必要です。

1 (6) 自然環境との共生

- 2 ○ 自然環境の保全や環境負荷を軽減するため、野菜やきのこなどの栽培施設等の熱源を
3 化石燃料から~~自然エネルギー~~再生可能エネルギーに転換する取組みを進める必要があ
4 ります。
- 5 ○ 地域の人々の豊かな暮らし、森林、田園、海などの自然環境を次世代に引き継ぐため、
6 環境保全の意識醸成や定着化に取り組む必要があります。

7

8 **3 振興方向**

9 ※調整作業中

10

11 **4 重点的な取組内容**

12 ※調整作業中

13

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

第7章 計画実現のために

※調整作業中